

長崎に至りて變を政府に報ず、朝野憤然として激抗し第三の征韓熱起る。大院君及其一派の目的は只だ矢石を以て日本公使館を襲ふにあらざりしと雖も往年、江華の佛兵を撃退せしと均しき手段により、之によりて天下の人望を買ひ宮中の外族を排斥して己れ政權を執らんと欲せり、排倭は好箇の人氣題目なり、彼能く之を知るを以て遂に勢に訴へたり、一日の間に全く政局を變革し、閔族は逃避し政務を裁決す。この變報一たび天津に傳はるや、李中堂大に驚き、必ず日韓の破裂起るべしとなし私かに其の調停の任を齎らしめ丁汝昌北洋艦隊を率ゐて、南陽灣馬山浦に入り、吳長慶、馬建忠に陸兵を授けて京城に入り、日韓平和の策を計らしむ、李中堂は東方の智者なり、彼れ半島の禍亂を恐るゝに非ずと雖も今一旦無稽の愚説によりて、日本と交戦せしめば勢、半島の領内に日章旗を止むる可然らざるも、清國をして單獨干涉の實を占むるに至るのみならず亦た日本と兵を交ゆるの不可なるを知り、之を行ふには日本と反對の燒點たる大院君をして去らしむるに如かざるを以て八月廿六日大院君を誘ひ南大門外、利泰院西の清國屯營に入らしめ卒然として南陽に送くり天津に囚送せり、而してその去るや莊重沈鬱なる訓令を摘出して、半島の人心を警戒して去れり。

朝鮮四六頁參照

朝鮮爲中國藩服之邦、比年以來、權臣窃柄、政出私門、毒積禍深、遂有今年六月之變、弑妃辱王虐吏、一時並發、頃者變告上聞、道路流傳、皆言爾國太公、寔知其事、先以國太公入朝、親問事狀、一俟罪人之得、更申天討之威、殲渠釋從、明率典刑、廷旨殷切、敢弗祇慄、今統領北洋水師丁軍門、暫與國太公、航海詣闕、處人骨肉之間、全恩明義、我大皇帝自有權衡、必不於爾太公有所深責、但舉動倉々、恐爾上下臣民、未諭斯意、妄生疑懼、以元代執高麗忠宣忠惠爲例、大負乎聖意高深、此外或從前亂黨、因以畏迫、更造異謀、目前大兵、水陸齊進、已有二十營、此後繼發者、海上相逼、爾自度待、王師可以顯拒、兵力可以相抗、嚴陳相待、儘可一戰、否則深鑑禍福、早自効發、勿執迷怙惡、自速誅夷、而震怒良善、嗚乎天朝視爾朝鮮臣主、誼猶一家、本軍門奉命而來、則體皇帝之至仁、爲軍力之律令、雷霆月日、備聞斯言、告諭諄々、尙共信諒、特諭、大院君、天津に達するや一夜紫竹林の雄と相語り大量寛々として朝鮮の利害を聞き且つ東方の平和を相語り、翌日北京に上れり、大院君の囚送記なるものを會て讀むに中に云へることあり、中堂情意太だ多々強いて余が意を迎ふ云々、思ふに此時、中堂六十三、大院君六十三、東方の二大老雄が眼目姿眉の間に悟了せしもの多かりしならんか、此の會合は其の争ふや日月の相蝕するが如く相和するや光輝灼爛、當年の事亦た去りて、十一春秋、ア、



半島の惨なるを見て飲泣するもの豈に只だ獨り雲峴宮の老囚のみならんや。

北京皇帝に謁し、間もなく保定府に移さる三年の間、配所の月を咏じたりしと雖も、清國の厚遇は終生忘れずと。

日本政府は直ちに外務卿井上馨をして、馬關に出張せしめ、訓令を花房公使に與へて入韓せしむ、至れば謀主大院君は已に清國に囚送せられ、政論亦た一變し、李裕元、金宏集其の全權大臣となりて仁川に會議し、異論なくして八月卅一日我要求の六條に應ぜり其條約書に曰く

#### 明治十五年ノ朝鮮變亂後ノ條約書

日本曆七月二十三日、朝鮮曆六月九日之變、朝鮮兇徒、侵襲日本公使館、職事人員致多罹難、朝鮮國所聘日本陸軍教師亦被慘害(工兵中尉堀本禮造)日本國爲重和好、妥當議辨、即約朝鮮國實行下開六款、及別訂續約二款、以表懲前善後之意、於是兩國全權大臣記名蓋印、以照信憑

- 第一 自今期二十日、朝鮮國捕獲兇徒、嚴究渠魁從重懲辦事、日本國派員眼目究治、若期內未能捕獲、應由日本國辦理
- 第二 日本官胥遭害者由朝鮮國優禮瘞葬以厚其終事

第三 朝鮮撥支五萬圓給與日本官胥遭害者遺族並負傷者、以加体郵事

第四 因兇徒暴舉、日本國所受損害、及護衛公使水陸兵費內五十萬圓、由朝鮮國填補事  
每年支十萬圓、待五年清完

第五 日本公使館置兵員若干備警事

第六 設置修繕兵營朝鮮國任之、若朝鮮兵民守律一年之後、日本公使視儼不要警備不妨撤兵

第六 朝鮮國特派大臣修國書以謝日本事

十五年八月三十日締結

日韓平和の局は治まりしと雖も、日本公使館は條約第五項によりて兵員を置くことになり、清國政府は此の斡旋の間に韓廷の政治に干涉の緒端を開き、更らに兵を置き兵政統督と並に韓廷取締役として馬建忠を駐在せしめたり是より東方二大帝國の争亂となり、韓廷が大海洋の梟の如く、轉々として行未定めなき國勢の移動東西定ることなし。

## 十七年の變



内因—清國黨—日本黨—露國黨—外因—清佛交戦—朝鮮獨立策—露佛の慈源—十一月四日  
 五日—景裕宮戦闘—日本公使退去—國王誘送—朴金の亡命及其一派の惨死—日韓談判—天津

## 條約

馬山海峽に碇泊せる清國軍艦は、數千の兵勇を増輪して馬山浦の後丘には已に城壘を築き更らに漢城に兵を増遣し日本公使竹添進一郎が京城に入りたる夕には、已に清國政府は李中堂部下の兵、四營を下都監に置き、馬建忠、袁世凱、黃仕林等之を統帥し、陳棠樹政務官として韓廷に臨む、而して日本兵二百、當時兵力上よりするも日清勢力の不權衡知るべし、況んや機を失する一二にして止まらず、清國政府は閔派の危機を制禦して、大院君を囚送し、百事其干渉を受くべき形勢を作くり、内部の顧問として馬建忠を置き、外部顧問にモルレンドルフを遣はし、江華に於ては支那兵式の兵員を組織し、王城の守兵も亦た清兵式に變更し、會て日本士官堀本禮三をして訓練せしめたる二百の兵も亦た清兵式の隊中に編入せられ、宮廷より軍隊に至るまで、清國政府の指揮に従はざるはなく、清國は此時己に屬邦主義を實行したりと信ぜしもの、如し、而して支那黨と稱せらるゝものは閔族及び金宏集、魚允中、金炳始等なり、此支那黨と稱せらるゝもの、内中心支那に服従せざるも露國の東下を憂慮して清國によりて之を防がんとの念慮より服従せるあり。

之に反して日本に留學せし數多の學生、十餘の士官並に朴泳孝、金玉均、洪英植、徐戴弼は明治十六年六月竹添公使の入韓に従ひ、夫々職を得るあり、朴泳孝の如きは漢城府尹となり慶州留守に移され洪英植は内務參議となり、日本に於て見聞せし進歩主義を扶植せんと計るもの皆な私かに日本に倚るの傾向あり、故に稱して日本黨と云ふ、然れども當時日本の位地は僅かに少數の少壯新進の一派を味方となすの外、勢力もなく、要路の間に冷遇せられ、税關談判（當時清國輸入税に比して日本より輸入せる貨物關税は高價なりしを以て日本より屢其減少の談判を試みたり）も進行せず日本も亦た強いて進むで迫るの形勢なく、清國を排して日本黨を樹立せしむるの意志なく、日本政府が一時清國に對して恭謙退讓せしのは當時日本に親交あるもの、憤慨せしどころなりき。

此際に當りて、北京駐在の露國書記官ウエベルは通商條約締約のために漢城に來りて大に盡すところあり、ウエベル夫人は宮中に出入して露國と親交を結ぶの縁を作くり、ウエベルはモルレンドルフを利用して政治上に潜勢力を養成し、暫らくの間に露國黨なるものあるに至れり、廷内亦た清兵の暴掠、清官の傲岸自負にして百事干渉の煩を厭ひ私かに露國の強大に事へんと欲するもの少からず、韓圭稷、趙定照、李祖淵の如きは其の黨なりと稱せらる、漠然として寛容ある、深謀ありて遠漫なる、露國の政策に誘惑せられて欣然とし



てウエヘルの下に集り、私かに金鶴羽、金麗元をウラジオストク港に遣はして、露政度に半島の保護を託るに至る、露國の進歩は實に隠然として遠く根源す。半島の歴史に獨立の時代なし、漢城の政治家は自ら獨立を以て孤立とせり、清國の外歴、日本の煽動、露國の誘惑、三黨分立時代に於ける内閣を見よ。

議政府

領議政——洪淳稷

左議政——金炳國

右議政——欠

六曹衙門(判書)

吏曹——李載元

兵曹——趙寧夏

禮曹——李秉文

刑曹——金壽鉉

戶曹——金有淵

工曹——鄭基會

宣惠堂上——閔台鎭

判敦寧尹——尹宜善

漢城判尹——朴泳孝

武辨

御衛大將——李奎遠

禁衛大將——見完植

警察

左捕將——李教獻

右捕將——元世楨

内衙門

督辦——洪淳稷、金炳國

協辦——閔台鎭、尹滋德、金炳始、金允植、金有淵

參議——洪英植、魚允中、申箕善

外衙内

督辦——趙寧夏



協辨——金宏集、閔冰翊

參議——金玉均、徐光範

金、朴、洪、徐固より名門の出身當日の才子にあらざるにあらざると雖も、清國の干渉は益増進し、而して亦た北方に杞憂するものあり、是より先き宮廷の内臣、露に通じて事を爲すの風評起り、私かに防北の策を講じ、魚允中をして北西經略使となし、先づ鴨綠江を溯り、豆滿沿岸の防禦を講ずるに當りて清韓境界問題起る、不幸にして此の談判は清國の壓制にて決せらる、魚允中は會寧府使として吉林將軍との間に談判せしめたり抑も高麗の始めに當りて康熙帝と境界を明かにせんが爲めに長白山の一峯分水嶺に石碑を立て、稱して高麗國と云ふ當時此以北を明領とし、以南を高麗領としたりしが近世、清國の民、江を溯り、江を涉りて材木を濫伐し、村邑を掠むるを以て北略使は之を制するが爲めに兩國の境界を此分水碑を以てせんとせしが、清國の暴慢なる北京皇帝の命なりと稱して、豆滿江本流を以て境遇となし、分水嶺の一帶百餘里の面積地は、強制的訓令文によりて遂に清領となれり、當時談判文の中に云へるものあり(清國よりの論據)

再○碑○足○記○事○不○足○爲○綿○亘○迨○遠○之○分○界○實○據○而○貴○威○鏡○道○竟○特○以○爲○據○然○則○天○然○之○圖○們○江○江○水○滔○々○豈○之○不○如○一○石○碑○足○以○爲○憑○耶○

嘗考圖們江發源長江、爲吉朝分界之水、載之典籍、刊之地輿、新々可考、此處之江並無豆滿名目、總理各國事務衙門奏章亦爲豆滿爲圖們之轉音、吉原竟委自然界、審分明如此、他水爲圖們、未知發源長白否、蓋圖們江以北尺寸、莫非中土云々、

朝鮮政府の定めんとするところは圖們、鴨綠上流一帶の高地に在り、然るに清國の狡巧なる漠然たる歴史、情實を以てし、或は區々尺地不足争と云ひ或は吉林將軍殊撫邊民と謂ひ、遂に分水碑交界は沒せられて、泣寝りの失敗として終れり、清國口に屬邦論を唱動し乍ら其の國境論に區々たる其政策の存する所を見るべし、而して米國は己に通商條約を結び、英公使パックスは北京より來りて最惠款條約を定め、露獨亦た各通商の約を成し、米公使フート、英領事アストン、獨領事ゼンブッシニ、露公使ウエヘルも亦た駐在せり、而して清國屬邦主義を實行しつゝある間に國王陛下より、米國大統領に贈れる手書あり、曰く

朝鮮國王爰ニ通報ノ事ヲ僦ス、朝鮮ハ古來清國ニ進貢スルノ國ナリ、然レドモ内治外交ノ事務ニ至テ、歷代ノ國王充分ニ其ノ主權ヲ執行スルヲ得タリ今ヤ朝美兩國ノ承諾ヲ以テ條約ヲ訂約スルニ當リ彼是相待スル平等ヲ以テス可シ且余ハ萬國公法ニ遵テ確然條約ノ各款ヲ履行セン爲メ明ニ余ノ主權ヲ表證ス將又朝鮮國カ清國ノ進貢國タル故ヲ以テ



清國ニ盡スヘキ種々ノ義務ニ就テハ合衆國一切關係アルコトナシ今ヤ全權大臣ヲ補任シ  
條約ヲ議定スルニ當リ豫メ之ヲ表明スルハ蓋シ余ノ本分ヲラン、

千八百八十二年五月十五日

合衆國大統領閣下

とありて清國の驕慢、漸く外國の反抗を受けんとするに當りて、東方問題は勃乎として起  
り、佛國政府は安南占領に清國の反抗を以て不條理となし、チエーリ内閣は將さにクルベ  
リ提督に命じて南方支那の沿岸に出師せしめたり、佛國の此の對清策は各國局外の中立を  
公布せりと雖も、半島をして清國の羈絆より脱せしめんと、の考案は日本帝國の上に負擔せ  
られ時の外務卿井上馨は是の政策を公言せざりしと雖も、之の政策に同意せる露佛獨米德  
通に乗じて朝鮮をして獨立國と爲さしむるの考案が日本政府の意中に顯影せしや知るべ  
し、清國は佛國の強硬政略に對して俄かに兵備を嚴にし、東方の風雲慘烈として來り、マ  
ト半島の駐兵を撤去して佛國に備ふる迄に至らずと雖も、若し半島に一大變事を引き起  
し、一大戰局を開くの口實と事實とを開くことあるも、清國は駐兵以上の兵を半島に出す  
こと能はざるや明かなりき、然らば朝鮮の獨立を扶植して清國の外壁を付くの好機は此の  
時にあり、半島多少の憂國者あらば、己に起たざる可らず、日本が自衛政策と隣邦獨立の

ために此機に乗じて事を爲すに同意せしや知るべきのみ。

果せるかな、竹添公使は明治十六年十二月歸朝せり、正さに是れ清佛交戰の機切迫せるの  
時なり、島村書記官代理となり、やがて日本黨の首領金玉均も日本に往き、財政困難と稱  
して日本某々より金員を貸り、留學生を卒めて歸れり、此の時己に排支那黨の計畫熟した  
るに似たり、金玉均歸るや馬建忠は事によりて歸國し、清國の暴戻に比して日本兵士の正  
肅なるに信頼せるものあり、國王陛下も亦た私かに日本黨の言を好ぶ、金玉均の歸國より  
日本黨の勢力は稍々歩を進め大局に入るの動勢に至れり切言せば、清國の不條理なる壓  
抑、驕慢は日本黨をして改革、進歩變動外に政權を燒くの導火を反照せしめたり。  
竹添公使十七年十月飄然として入韓す、温和にして沈鬱なる日本公使が、歸來匆々籌々を  
して人に接し、冷淡なる眉目は上り、涼寥たる動容は熱し、日本公使の門内には少壯の留  
學生等出入し、朴、金、徐、洪等は深夜屢往來し、何等の異物を彼正直なる公使が腹藏せり  
とは英領事アストレが評せし語なり、竹添公使は歸任敢て往時の小問題を以て韓廷に迫ら  
ずして、極めて寛大の胸襟を開き、淡然強いて爲すところなきが如し。

十一月三日となりぬ、是れ日本天皇陛下天長節の祝日なり、竹添公使は各國使臣及韓廷大  
臣一同を招く、席上、公使の挨拶は意味ありと稱す、四日郵政局官半ばならずして日本黨



亂を作して改革を計る、當時の事井上角五郎君其目撃せる記事に曰く

參照

三八〇

十二月四日金村の諸人相謀りて亂を作せり、世に之を金玉均の亂(甲申之變)と云ふ、朝鮮政府は新に郵政局(朝鮮には大路毎十朝鮮里に一驛小路毎三十朝鮮里に一驛ありて、驛民これに居住し、官府の書信を往復し、荷物を遞送せしが此度日本より郵便技手を備ひ來り新式の驛傳を創始せんとて、偕てこそ此局を置きたるなり)を城内(京城は方十朝鮮里の一郭にして城壁之を圍繞し二大門と五小門を開らき獨り北方は閉ぢて通ぜず北に北岳あり其下を王宮とす南に南山あり其下を日本兵營とす城内は東西南北の四村に分ち支那兵營は東南北の三村に在り典洞、桂洞ともに北村にして王宮と相去る遠からず)典洞に置き洪英植を局長に任じたり、洪氏は開局の祝宴を張らんとて米國公使フート英國領事アストン支那領事陳樹棠、並に六曹判書、内外衙門督辦、四營々使、(當時は更めて營將と稱したれども猶は常に斯く呼べり)を招待し、竹添公使も同じく招を受けたりと雖も氏は病と稱し島村氏をして代り其席に臨ましめたり、宴會は午後六時より始まりしが、此れに先ち、日本黨は王宮の前門と、慶裕宮の内と、郵政局に隣れる一家とに、各々一組づいの黨類を伏せ置き、猶は郵政局前の溝中に刺客を伏せ置けり、宴酣にして

局隣の一家なる日本黨の手先は兩度までダイナマイトを使用せしに誤りて發火せず、午後十時火を屋上に放ち其家を燒きたり、時に月出で夜明かなり、不意の失火に驚き、賓客散ぜんとし、閔泳翊先づ門を出づるや否や、刺客溝中より現はれ矢庭に閔氏を切り附けたり、閔氏はアハヤと云ひさ身に數劍を被ひりながら、僅に通れて局内へ馳せ入りたり、此騒ぎを見て、賓客一同呆然として局外に出づる能はず、中にはピストル又は劍にて刺客を防ぎたるものありき、初め日本黨の計畫たる先づ支那黨の主なるものを郵政局外に於て刺殺し然る后王宮を押領するの目的なりしも、閔氏の一人に事を誤りて計策稍々其圖を外れたり、然れども此騒ぎの初まると共に金玉均、朴泳孝の兩人は直ちに奔せて王宮に赴き寢殿に入りて(宮中の婦人に内應ありて寢殿の門を開き得たりと云ふ)國王に奏上すらく支那兵亂を起し現に閔氏を殺せりと、王大に驚き蒼皇遁れて寢殿を出でんとす、此時宮城の前門を轟然としてダイナマイトの爲め顛覆したり、王益々驚き急に使(時に變亂記事なるものあり甲は日本人になり乙は金玉植に成る日本人の變亂記事には此使は内官なりしと記すれども實は日本黨中の邊樹なりしとに聞けり)を馳せて救を日本公使に求め且つ難を慶裕宮に避けたり、既に慶裕宮に入るや竹添公使の日本兵を率ゐて(金允植の變亂記事には日本公使館にては此日午後三時より兵士を南村より北村



に移したるの意味を記し又他の變亂記事には日本兵は郵征局の騒動を聞き付て來り公使館に集まれりとの意味に記せり其孰れか眞偽は姑らく置き王宮よりの使の來りたるときは日本兵は已に公使館に集まり居たること明白なり來るに會し、茲に於て王初めて日本兵の護衛を得遂に更に桂洞宮に移られたり。

各國使臣驚愕して退館し、朴金一派は直ちに王宮に入る内官邊樹なるもの日本公使館に急驅して日本兵の守備を乞ふを以て竹添公使兵を卒めて景祐宮に入り、國王を守護し、玉座を桂洞宮に移せり。

五日の朝已に新政府の布告あり、左議政李載元、右議政洪英植、兵曹判書李載元、吏曹判書沈舜澤、戶曹判書金玉均、禮曹判書尹洪淵、刑曹判書李尹應、工曹判書洪鍾軒、外衙門金宏集督辦となり、金允植協辦となり、左右兩營大將は兼て左捕將、漢城府尹には朴泳孝、左右兩營大將徐光範、金玉均、朴泳孝は承旨となり、徐載弼は日本留學生より組織せる一隊を指揮せり、前夜紛擾の際閔臺鎬、趙寧夏、李祖淵、尹泰峻、韓圭稷、閔泳穆、抑立賢等殺さる、勅令出で獨立國の体面、人才登庸の道を開き一日の間、新政府成らんとす。

景祐宮より桂洞宮に移座せしは無用の手数なりき、五日、都下監の支那兵營は靜なること林の如く、百官入闕するもの少く、一日間啞然として手を下すに由なし、朴泳孝江華に據りて再舉を計るの議を爲す、竹添公使極めて日本の体面を美にせんと欲し、金玉均の説に従ひ、亦た景祐宮に還れり、各國使臣參謁し、六日袁世凱、吳兆有入觀せんと云ふ蓋し兵を引いて來るの意味なり、之を拒む、午後支那兵景祐宮の西部より北部に迂回し宣仁門より亂入するや、今まで王宮を守る朝鮮兵、一同に應じ、砲擊亂射殿宮に亂入し火を放ち喧擾混迷四圍紛々たり、日本兵は、王殿の正門と北壁に據りて、清兵の亂入するを待ち、門に近くに及びで一撃し、立るに二十餘を倒し、朝鮮兵は喧々として亂射し、或は退くあり、去るものもあり、漸くにして南門より庭園を横ぎり、國王を護る、王飲位して大王妣の所在を憂ひて強つて行かんとす、更らに擁して後門に近くや、朝鮮兵發銃し、近臣等震慄す、竹添公使勢の不可を見て、亂兵の間を開き、北岳より日本公使館に入る、時に夜色已に幽昏漢城一面避亂の民と、紛擾せる饑民と充塞し、清兵亦た來りて日本公使館を襲ふこと三回、此の間日本居留民の一官舎に逃げ込みし四十館名は或は銃殺せられ、石打せられ、竹鎗にて慘殺せられ、婦人は悉く強姦せられて尙は陰門より竹貫して殺されたるあり、乳尖を斬剝して殺されたるあり、二三の小兒と一婦人を除くの外三十九名は清兵の汚辱の爲めに殺さる、而して國王陛下は支那兵營に誘送せられ政令清人の下に指揮せられ、日本の力を



信賴して政變を企てたる日本黨は殆ど殺され、洪英植は曾て日本に於て武勇を學びたる年少の子弟と共に北岳關羽廟の下に於て清兵の爲めに殺され、金、朴、徐、洪の家眷は皆な族殺せらる、悲痛の至りならずや、内閣は七日己に事大黨を以て組織せられ、閔黨は亦た其政權の中心となり、閔泳煥、閔泳駿、閔泳翊、閔應植、閔燭植等の手中にあり。

日本公使旗を下して退去し、西小門を過ぎ去らんとするや、炎燄天を焼き、日本公使館烟霧中に在るを以て、蒼皇色を失せりと謂ふ、金玉均、朴泳孝、徐載弼、徐允範等之に従ひ、行々亂兵の尾撃を拒ぎ、八日朝仁川に入る、日本軍艦日進艦上陸隊を編成して居留地を護り、十一日公使の一行日本に向ふ。

此政變が外交上の好機に乗じて出來し、日本政府は少くとも此の好機を知りて同意せしや知るべし、マトヒ日本政府にして、更らに斷乎として兵力を提げ清兵の暴亂を制し、半島の獨立を宣言して、列國の贊同を求めなば、清兵二千ありと雖も、清佛交戦は岌々として己に目前に迫り、露佛獨の三國、尙ほ外に迫りて遼東を還附せしめたる三國は、必ず此の義舉に加擔せしならん、而して日本政府は二百の兵力を以て之に應じ、日本黨は二百の兵力を輕信して、刹那の間に失敗し、一族汚辱を蒙り、面目を失して亡命に至れりとは實に其の參畫の粗慢なること驚くべきの次第ならずや。

日本政府は外務卿井上馨をして全權大臣として遣はし、三日漢城西山門外に止り、七日右議政金宏集と五條の條約を結ぶ、兩國全權委員が淡泊にして寬量なる事容易に定めり。

第一條 朝鮮國圖書を修めて日本國に致し謝意を表明すること

第二條 日本國遭害人民の遺族並に負傷者を恤給し及び商民の貨物を毀損掠奪せらるる者を填補して朝鮮國より十一萬圓を撥支すること

第三條 磯林大尉を殺害したる兇徒を査問捕拿して重に從て刑を正す事

第四條 日本公使館は郭基に擬し建築するを要す當に朝鮮國より地基房屋を交附し公館及領事館を容るゝに足らしむべし其修築増建の處に至ては更に朝鮮國二萬圓を撥支し以て工費に充つる事

第五條 日本護衛兵辨の營舎は公館の附地を以て擇出し壬午續約第五款に照らし施行する事

この單簡なる談判が、固より牛刀を用ゆるに至らず、日本公使の同意は意外なりき、斯くの如くして日韓の間は修交し、所謂日本黨は流離し、刑戮に處せられ、孤島に流配せられ、一家亡滅し、夢の如くして終りぬ、韓城之殘夢記者の言によれば、井上大使は「朝鮮と媾和を結ぶに敢て償金の多きを望まず又文辭の卑さを欲せず唯今回の變亂は日本に在りと云



ふことなくんば則ち可なり如此にして日本朝鮮と媾和するときは更らに進んで支那に向ひ、支那兵士の先づ銃を日本公使に向けたるを詰るの覺悟なり」と果して斯くの如く十八年四月八日伊藤博文を大使とし、西郷従道、黒田清隆を副使として、天津に至り、李中堂と會談し、東方の二英雄が條定せし天津條約は僅かに二條に過ぎざりき。

- (一) 四ヶ月を期して日清兵を京城より撤去すること
- (二) 京城の事變に日本人を殺害せし清兵を處罰すること

伊藤博文の天津に到りて李中堂と會するや、先づ清兵の暴戾を説き、更らに斷乎として清國をして半島より退かしむるを豫期せしと雖も、伊藤博文の事常に豫期するものと相違ひ、天津條約も亦得ることなくして歸れり、若し日本政府にして進んで日本黨の志を助け列國の異議を排し清國の難局に乗じて、朝鮮の獨立、内政の改革を行はんとせば固より難きに非ず、亦た退いて其の談判に臨むで清兵の暴戾、清國の干渉は、自主邦國を汚がすを以て彼に迫り、若し彼之に應ぜずんば武力に訴ふるの決心を以てせば、變態巧容何等の効果なき天津條約の如きを約することなかりしならん、惜いかな、東方帝國の英雄は、智ありて略なく、材ありて勇なく、國民不平の間に蕭々として歸れり、此の條約により清國政府は對佛防禦に應ずるが爲めに自ら好むで半島より兵を撤去し、日本亦た撤去せり、而し

て二百餘の清兵は或は巡查となり商民となりて漢城に留り、以來十年間、袁世凱の手足となりて滞在しぬ、而して日本人を殺したる清兵の罪は一片の死文にして止れり、亦た之を所置して咎めたるものもなし、十七年の政變が日本黨及日本の面上に泥塊を加へたるは一ににして止らざるなり。

### 東方の藩屏

清國の扶植——露國の宮廷に於ける潛勢力——モルシンドルフ、アニー及びウエメル——絶東に於ける英露  
袁世凱——閩族の世——妨殺令と日本交渉——雪明宮の囚人——二閩の軋轢

東方の兩雄が締約せし天津條約は日清の同盟に非ずして、暫らく平和を待つ必要よりして協商案を約したるに過ぎず、此條約により兩國の兵は、漢城を去るに至りしと雖も、半島の經營は、李中堂の監督に附することとなり、政治顧問として、モルシンドルフを遣はし、税關の監督はロバートハートの下に屬せしめ、英敏の少年として紹介したる袁世凱は駐在官として公使及び國政監理の資格を以て漢城に駐在せり、當時李中堂が國王陛下に贈く



國太公來革、住居保定、業已三載於此、歲間殿下差使問安、足見至孝之意、現○與樞府王大臣屢次熟商、俯念殿下孝親情切、茲適賚表使來京、會同總理衙門王大臣、代懇天恩、釋回貴國、今于八月十二日、奉大皇帝諭旨允准、俾大院君由保定來津、十八日具表謝恩、與○會見數次、幸冀精神尙強健、當與面談一切、囑其回國、轉達殿下、大皇帝與樞府王大臣、深願殿下、遠奸佞親賢臣、此後日就精強、善交隣國、此○等處厚望也、奏奉上諭、特派袁○○王提督○○、護送回朝、查袁○○英敏少年老成、且去歲護衛有效、此次來韓、一切事務與之商辦、大有益也、王提督久經戰陳、勳功素著、同護來韓、惟袁王二員送到後王即回津、袁仍須暫回、然後再來貴國、至國太公由仁回京之日、並派兵船水師數十名護送、以昭鄭重、殿下應如何迎接安置奉養之處、皆應由殿下之孝思、穆麟德業應撤差、調回津沽、然後令其歸國、茲據總務稅司赫德薦美國人墨賢理、前在江海關辦理稅務、及在京幫辦有年、情形熟悉、人極勤慎、令其來韓接辦稅司本務、並○○與其立有備款五條、以資訓理、惟洋人食用較繁、必須優其薪俸、得以出其死力、查中國各關洋人、至少每月亦給五百金、應如何量給之處、出自酌裁、所有各關員役人等、應責成墨賢理、体察情形、諒爲裁減、一切用人、皆由其主裁、庶歸劃一、朝鮮土貨、無多出口、則入口洋貨、消路又不甚廣、所進稅金、尙不○○○等用、是以須善爲經理、使商貨踴躍、稅金得以增收、

庶可開支之外、尙可盈餘、而與商人又無所共待、兩有裨益也、况所負日本項款、尙未清完、故一切員役人等、具可酌量裁撤、而節經費耳、又頃據俄使面稱、欲與朝鮮陸路通商、屈計該參贊官、不日可以到韓、深願貴君臣、善爲籌之、除另用公牘、咨達冰案外、肅泐寸函、恭請政安、諸希鑒照、不宣、欽差大臣太子太傅大學士直隸總督一等伯爵李鴻章再拜

此れ保定より大院君を送れる時、袁世凱に托せるものにして此一行と共に其殷勤懇篤を極めたるの情見るべし。

大院君は故國に歸りしと雖も、閔族執權の爲めに校洞の邸内に懲斂し、日本は天津條約によりて駐在兵を撤退し、清國は尙は數多の巡查、商兵を置きて威力を備へ、韓廷は政務皆な袁世凱に諮詢せざる可らざるに至れり、袁世凱は苟くも屬邦主義を實顯せんが爲めに必要あるものは如何なる手段を問はず之を用いたり、其の數多の護衛を隨へ轎車のみ、王宮に出入して、廷臣を使役し、命令し、傲然として各國公使の上に居せり。

十七年の變によりて日本黨其根據を失し、滿廷閔族を以て政權を收むるに當りて、清國の干涉甚だしく、袁世凱傲岸負持するもの甚だしきを見て王室との感情好からず、且つや清國が大院君に對する交誼厚きを見て、王室及閔族は表はに清國に服すが如しと雖も其實漸



く嫌厭を生じたるに當りて、露公使ウエベル氏は北京より來りて朝鮮駐在となり、慶興條約締結を成さんが爲めに、此の好機に乗じて宮廷の信任と交誼とを求めつゝあり、ウエベル夫人は敏銳にして書才に好み、談話に巧みにして其の端麗にして機才に富み居ること數月にして隱然社交上の勢力者となり宮内に入出して王妃に信寵せらる、而かも尙は醫術を知るの故を以て宮廷内の親交を得るに至る、當時政治上露韓の關係は淡泊にして表顯せしものあらざりしが、ウエベル氏は常に宮廷の内部と相約して政治的結果を收むることを力めたるもの、如し。

露國が東下太平洋に出でんと欲するの意志は永遠にして又た熱心なることウエスリ開拓以來、清國は殊に其膨脹を猜視し清英國と結托し、英國も亦た清國を使嗾して防露策を實行せしめたり、偶ウエベル、北京より朝鮮に入り、豆滿江陸上貿易地談判の内志あるを聞き、李中堂は國王陛下に條約締結の不可を陳じ、面白るき獻策を爲したり。

(問) 韓露の境界は豆滿より二十二里に渉る其境上に貿易の關係を立つる必要ありや  
(答) 若し境界千里に涉れば以て民富を増進するの源流として之れに貿易を開く必ず利益あるべし然れども僅に二十里間の境界線は沿岸貿易を以て足れりとす故に境上の貿易を要せず。

(問) 露人が有する主要の目的は何くに在るや

(答) 露人は至微の葛藤に就ても朝鮮を蠶食せんと謀るものなり而して陸地貿易は多くの葛藤を生ずるの恐あり故に朝鮮の爲めに謀るに毫も陸地貿易を有せざるに如かず。

(問) 露韓の間に愈陸路貿易を開くの一事は大清の爲めに如何なる影響を生ずるや

(答) 露韓に接したる大清の國境は、豆滿江口より唯た二十里に過ぎざるを以て直ちに適當の委員を派遣して同地に居住せしめ境界を理定し且つ之を防禦せざる可らざるの必要なり若し此一事を怠ることあらば苟も露人に一たび蠶食を始むる時には如何なる境界と雖も到底全きを得ざるべし。

李中堂の此忠告的訓諭は、果して國王乙夜の覽に供せられたるか否やを知らずと雖も閔妃其一族は十六年一たび使者(權在衡とも云へり)を浦港に遣し、西比利亞東部總督に向て朝鮮の保護を依頼せりと云へり、且つウエベルが通商條約締結の爲めに、朝鮮に來るや、日清兩國の衝突は、辛ふじて定まり、私かに露國の強大に倚らんことを欲し居る折柄、ウエベル及其夫人の敏才か閔妃に接近し、宮中の親誼を得たり、而して清國より紹介せしモルレンドルフは韓廷に至りて内外の交渉に當るを見て直ちに彼に啗はしむるに功利を以て



したるに、モルンドルフは其厚誼ある李中堂の素志に反して、ウエベルの爲めに斡旋し、遂に十七年六月二十五日露韓通商條約及び附録并に特別條約書を議了調製し、翌年四月十四日(露日)露國皇帝之を批准し、十月交換の式を了へたり。

天津條約以來、韓廷は頗る平和の時代を送り、只た外にありては、露國の關係生し、内にありては、袁世凱の干涉あるに過ぎざりしが、中央亞細亞に於ける英露の衝突は俄然、絶東に影響を及ぼし、英國は千八百八十五年四月十五日東洋艦隊長官、サア、ダウエルに令下して巨文島一時占領を以てせり、是れアフガニスタンに於いて英露の破裂將さに迫らんとせしを以て英國は東方の關門を鎖閉して、露國をして對州海峽より出るなからしめんとしたるに過ぎず、五月十日露國義勇艦隊亦た巨文島に來りて、一晝夜碇泊して去れり是より英國は韓廷に向つて巨文島占領は決して永久の目的に出でず、必ず一時占領に應ずべき借地料を拂ふべきことを以てし、一面には日本海閉鎖の根據地として、英國旗をかかげ、石炭、倉庫の修築に従事せり。

此の報一たび世に傳はるや、巨文島は忽ち絶東問題と呼び起せり、朝鮮政府は當時モルンドルフを顧問として外務に交渉したるを以て、英國の占領通牒に對し露國の爲めに奔走し、韓廷を憐愍して嚴然たる非議を、英領事アストンに傳へたり。

巨文島は我韓政府の所有なり、他國は之を侵すの權理なし、萬國公法は斯る處爲を非とするものなり、英國の如く禮法を重んじ、萬國公法に明らかなる政府が、かゝる粗忽の處爲に出でたるは、解すべからざるの事たり、英國政府若し國際禮法を重んじ直ちに巨文島を引拂ふにあらざんば、我政府の責任として斯行爲を默過する能はず、宜しく各國條約國に斯行爲を通知し、之を輿論に質さざるを得ざるべし。

之に對して英國政府は頗る苦心の説を陳じて曰く

巨文島占領は實に止むを得ざるに出でたるものにて、固より朝鮮の利益を損害する目的にあらざらず、朝鮮の獨立を脅かす可き望あるにもあらざらず。

之の返答を聞き露公使ウエベルは直ちに韓廷に迫りて、若し英國に其占領を許さば、露國は已むなく適當の土地を占領せざるべからざるを以てせり韓廷の恐なる、進むで英國に抵抗する能はず、退いて露國に應ずる能はず、遂に清國政府に哀求したり、然るに當時清英同盟は暗に行はれ、清國は私かに巨文島占領を默容したりしを以て、韓廷の意志に反し四月廿七日支那公使會紀澤侯が、外務大臣グランウエル卿に答へたる書に曰く

巨文島は朝鮮の屬地、朝鮮は支那帝國の屬邦なれば外國の來りて、巨文島を占領せる事あらば、北京に於ては無論之を看過する能はず、然れども幸にして通牒の主意によれば



貴邦同島占領は一時の占領にして且貴邦に於ては弊邦の權理及利益を損せざる様親議量定する所あらむとすなれば云々

グランウヰル卿は此書に接して、占領中の借地料と、朝鮮人民の權理を損害せざることを支那公使と約したりしが、五月六日會紀澤侯より本國政府の訓令なりとして左の書旨を以てせり。

清政府は貴邦政府要求に應ずるを喜ぶと雖も、北京露國公使は、清國政府若し英國が巨文島占領を承諾せば、露政府は他の島若くは朝鮮王國の一部を占領するを必要と認む可く、而して日本も亦同一の處置に出づるの虞あるを以て、清國政府の巨文島占領を認めざらんことを希望するを以てせり。

是れ恰かも露國が切りに韓廷に迫り、日本政府も亦た其虚實を伺ひ、韓廷は其の列國の交渉に應ずるの權能なきを自認し、之を北京政府に一任したり、而して中央亞細亞問題は遂に静まり、英國政府も放棄し千八百八十六年四月ロスベリ卿は

清政府、もし巨文嶋を外國に占領せしめずとの保證を爲さば、英政府が同島占領の目的は己に達したるなり。

若し清政府にして、此責任を引受るを欲せざれば、宜しく露國及關係ある諸國に向ひ、

朝鮮の獨立を保證する國際條約整定の申込をせられ度し、此申込容れられざれば、英政府は無論之に加入し、巨文島は朝鮮の管内の一部と認めるの默契を以て直ちに同島を引拂ふべし。

と之によりて露國政府は英國と中央亞細亞問題を結着し、且つ巨文島問題に關しては

“That the British evacuated port Hamilton Russia Would not Occupy Korea territory under any circumstances whatsoever”

の契約を以て巨文島を引拂ひたり。

此の紛擾の際、モルレンドルラは、清國の政策を妨碍し、半島の平和を害するものとして天津に呼び戻され、李中堂は千八百八十五年七月前天津米國總領事デニーを韓廷に送くれり、ウエベルは通商條約を交換し更らに豆滿江上貿易條約を實行せんが爲めにモルレンドルラ在職の時已に締約を承知すべき公文を外務總理大臣金炳始より得たるを唯一の口實として、韓廷に迫らんとせしむ當時、巨文島交渉一決せず、中央亞細亞風雲急迫なるの時なりしを以て、心ならずも過ぎ來りしが、新顧問デニーは袁世凱の人たるに激憤し、俄かに清國の屬邦主義を排論し、ウエベルの爲めに汗馬の勞を爲し、遂に慶興條約を締結するに至らしめたり、此の茫漠にして商業上何等の意味なく目的なく何人とも雖も露國が、東下政策の目的



より出でたりと稱せらるべき、條約をば韓廷は寛々敢て驚くことなく、遂に千八百八十八年八月八日(露曆)開國四百九十七年七月十三日督辦趙秉式とウエベルの間に於て、締結し、翌年十月慶興を開くに至れり此條約は過去十年間は、何等の影響せしものなく慶興の城壁は冷蕭落葉只だ暉春より來れる清商の行商隊が月に二度の市場に來往するの外何人の經營せしものなかりしが、今や豆滿江百里の沿岸は露人の痕跡を見ざるはなきに至れり、若し今後、京城及び浦港の鐵道成立し、日本海岸に沿ふて、對州海峽及び太平洋に臨むの布設に至らば、慶興は露清韓三國の鐵道中心となり、而して一旦事あるに至りてはウスリ總督の本營を見るに至るべし、其の條約文に曰く

露韓陸路通商條約

茲に兩國の和好を致し並に永く兩國邊疆に於ける通商の利益を謀らんがために此條約を會議商定す

第一條

第一節 露國人民は朝鮮國の濟物浦、元山、釜山、各海口並に漢陽京城倫し他の各國商人に於て商店倉庫を撤去するときは露國商人も同時に此地の貿易を停止するものとす(揚花津(或は附近に於ける一港)五箇所に於て通商するの外に咸鏡道慶興府一ヶ所を開き其貿易を准すへし)

第二節 露國政府は慶興に領事館或は副領事官を派遣すへし該領事官或は副領事官は朝鮮國の勅准又は朝鮮政府の認可書と齎して至るときは躬ら事務を執ることを得へし其到任以前に於て東海沿岸省境界事務長官或は他の官吏に

して此職任を帯ひし者は朝鮮政府の認可を経て其任務を代理することを得へし

第三節 露國政府より派遣せられたる慶興駐紮領事等の官吏は朝鮮國地方官と會晤の際及往復の公式文書は必ず他の朝鮮通商港場に於ける領事取扱の禮式及賭種の權利を享受するものとす

第四節 露國より派遣する所の公使及隨行員並に各處に駐紮する領事、副領事官、境上事務官等は隨意に朝鮮の各地に旅行遊歴することを得へし而して朝鮮國地方官は沿途相當の保護を與ふるために旅行免狀を發給し並に適宜に人と派し一行を護送すへし遊歴者より發送する信書は其地方官衙に附し送送を依頼すへし若し重大緊要なる事件に關する文書は特に露國官吏の適當なる人員或は他國に附して專送することを得へし此際沿途地方に於て毫も欄阻を加ふべからず

第二條

第一節 露國人民は慶興に於て無限期或は有限期の借地を爲さんと欲するか又は倉庫等を築造する工事を起すは均しく其便宜に任すへし又其場處に於て露國官吏及人民は其所奉の宗教の儀式と亦自ら施行するに任すへし總て地所を撰擇確定して露國人の居留地を作り並に無限期借地となすへき地而の租稅數目等を約定するに際しては朝鮮官吏露國官吏と立會の上商議するものとす將來露國地留地事務局商法會議所等と設立する事及別に適當の地所と擇ひ露國人營葬の區と造る事は均く朝鮮各通商港場に於ける諸外國人居留地規則に照し辨埋すへし此外に朝鮮官吏は慶興附近五里以内にて空地一段長き朝鮮里一里(我四町に當る)と超むる地所を以て露國人居の駐牲(荷物運搬に用ゆる畜類(宰牲(食用畜類)の牧場と設くへし該地所撰定及看守等に關する條約は朝鮮兩國地方官に於て妥議商定するものとす該牧場に於て豢養せし畜類と貿易品として該所より輸出する場合に於ては相當の稅銀を完納せしむるものとす



す露國人の自由に係るもの並に荷物運搬に使用するものに限り免税すべし若し此外露國人は慶興居留地と距る朝里十里以内において無期限或は有期限を以て地所を借用し又は房屋を借用購買するは其便宜に任すべし其の完納すべき地租等の諸項は朝鮮國自ら定むる所の税則と違率すへきものとす

第三條

第一節 露國人民は慶興に於て此條約の明文を以て禁止したる貨物の外は隨意に貿易し得るは勿論露西亞朝鮮及他國の諸物と慶興に輸入し或は慶興より輸出すると准す此際紙幣を用ひて賣買し又は貨物と以て互換販賣購買するは均しく其便に任せ朝鮮官吏は毫も阻撓を加ふべからず又朝鮮は露國人民に該處に在りて諸般の製造所と建設すると准し後來其營業を阻撓することを得ず

第二節 貨物の境界地税關に到るときは露國商人は税關官吏に届出で貨物目録を呈すべし該目録内には該商人の姓名貨物種類數目記號及件數價格を明記すると要す

第三節 前節の規則に照し届出でたる貨物は税關委員に於て之を検査すべし但し検査を行ふに際して其貨物と損傷し又は停滯せしむることを得ず検査終るとき該委員は勉めて原裝と變更せざる様荷造すると要す

第四節 凡て貨物の税關に到るときは五日以内に於て税則に照して納税し該關より證券と受領し然る後其輸出入と准す

第五節 露國人民の朝鮮に輸入する各種貨物は既に税則に照して納税したるときは内地何れの場所に運輸するも隨意にして一切内地各所に於て徵收する税金及手数料を免除するものとす又内地の貨物と輸出せんと欲するときは其産出或は沿途に於て輸出税と完納する上は其他の税金及手数料を徵課せざるものとす

第六節 凡て露國よりするもの及び他國より販賣して慶興に輸入する貨物は既に貨主又は依囑人より税銀と完納せし後再び積戻しとなさんと欲する者は其輸入の日より起算し十三ヶ月内に原裝原裝の儘なるときは露に納めたる税額に對する代金證券と受領することを得此證券は境上税關に向て現銀と引換を請ひ或は他の朝鮮國港場に輸出する貨物の税金に應用すると得るものとす

第七節 朝鮮國通商港場及内地に於て購買したる朝鮮物産と陸路露境に向ひて輸出せんと欲し既に關稅と完納せし後更に朝鮮へ運賣せんと欲し其貨物は仍ほ朝鮮の地より運轉せざる場合に於ては境上税關は露に收納したる税金金額と還付するものとす倘し該貨物は中途にて失却したるときは右確證を認めたる上税金と返付すべし

第四條

第一節 脱稅私販者防遏法は朝鮮官吏に於て時宜に隨ひ制定舉行するものとす

第二節 露國人民にして貨物と他徑より私運し境上税關と經由せざるものは既遂未遂に論なく其貨物と沒收し犯罪者は沒收したる貨物の價格に二倍せる罰金と課すべし又沒收したる私貨は朝鮮官吏の手に留置き其脱稅と希圖したる露國人は脱稅の成否を問はず均しく之を逮捕し直に附近の露國裁判所に送付すべし留置きたる貨物は裁判言渡ありたる上處分するものとす

第三節 露國人民は朝鮮人民の貨物と私庇し共謀して各通商港場に輸入することと准さず犯す者は本條約の脱稅者と其罰則と同トす

第四節 露國商は其本國又は他國より運輸したる貨物の積戻と届出で本條約第三條に記載せる代金證券と受領したる後潛に其貨物の全部或は一部を朝鮮の地に售賣したるときは其售賣したる貨物の數目に照し私販の罰則に依りて



處分すべし

第五節 税関に没收したる貨物は若し商人より拂下と願出るときは朝鮮官吏に就き其價值を議定し領收すべし

第五條

第一節 旅客の食用家禽、鴨、鵝等の種類、諸農業器具、各種金銀器(但し砂金を除く)金銀貨幣、理化學、星學、算術、醫術等に關する各種器械及書籍、地圖、冊幅、鉛版器械(但し數目過多ならざるもの)菜、蔬、果、大小樹株、各種花卉、各種魚類、呷水筒の類各種包装用の袋、藤繩線等の輸入は悉皆免除するものとする

第二節 凡そ禁制品乃ち鴉片、摺假藥品、兵器中大小砲及彈丸、各種破裂丸、各種銃、銅帽、槍刀、佩刀、硝火藥、綿花藥、爆裂藥即ち「ダナイマイト」の種類は均しく輸入すると准す其運輸したる物品を沒收すべし以上明記したる物品の外に原酒と露西亞に運送し又は紅包と朝鮮より運出するものと禁す(露國人の朝鮮に在りて遊歴する者に限り各人鳥銃或は拳銃一挺宛護身のために携帯することを准す但し此場合には旅行免狀内に該銃携帯の旨を明載するものとする)

第三節 以上免税品禁制品兩項を除き其他の陸路より朝鮮に輸入し又は朝鮮より輸出するは貨物は總て百分の五の税金を課すべし露國商人の海路に依り朝鮮の各通商港場に輸出するものは海路貿易條約に照して納税するものにして本條約を援引する能はざるものとする

第四節 陸路より朝鮮に輸入する貨物の原價を定め税則に照し納税せしむるには浦潮斯德の市價と基本として之を運賃保險等の費を加算して諸貨の原價とすべし又朝鮮より輸出する土産は朝鮮の市價を以て原價とすべし若し貨主より納税する貨物の原價に對し不服を訴ふる場合には各通商港場に於ける章程に據りて處理し其紛擾を致さざるを

期す諸種の慶典に輸入する貨物にして中途にありて損壞し價值を減下したるときは其實質を取調べ税金を減免することあるべし

第五節 總て税額は銀貨を以て完納せしむるものとする或は朝鮮銀貨を以て納税せんことを欲する者は當分市價に照して收納すべし

第六節 朝鮮に輸入する貨物の原價に照し徵税を行ふ處の標準は商務の稍々旺況を呈するときは速に斟酌變更を行ふべし其徵課の數量は兩國官吏に於て會合議定するものとする

第七節 露國商人の慶典一ヶ處の關税に對する原書類は露國文語を用ゆるを準す但し朝鮮文字を旁註するものとする

第六條

第一節 露國人民及朝鮮國に在る露國人民の財産は總て露國政府より派遣せられたる領事副領事官及其他の官吏にして其職任を帯びたる者の管理に歸するものとする以後の露國人民相互間の訴訟或は他國人民より露國人民に對する案件は均しく露國該官吏に於て審理し朝鮮官吏は毫も干渉することを得ず

第二節 朝鮮官吏及び人民等より朝鮮に寄留する露國人を控訴したる案件は應に露國の司法官に歸し露國の法律に據り審斷すべし

第三節 朝鮮國に居留せる露國官吏人民等より朝鮮人を控訴したる案件は應に朝鮮の官吏に歸し朝鮮の法律に據りて審斷すべし

第四節 露國人民の朝鮮に居留せし者にして違法犯則の事あるときは應に露國官吏より露國法律に據りて審斷すべし



第五節 朝鮮人民にして朝鮮國內に於て違法犯則の車あり露國人に對して侮辱を及ぼしたるときは應に朝鮮官吏より之を逮捕し朝鮮の法律に據りて審斷すべし

第六節 露國人民にして兩國前定の條約及本條約或は將來兩國に於て議定する規則を犯し罰金に處すべきもの並に沒收等を行ふ罪科は總て露國領事に於て自ら審斷を行ふべし其徵課したる罪金及沒收したる財貨は朝鮮政府に引渡すものとす

第七節 凡う朝鮮國官吏の慶典に於て犯則者と認めて露國人の貨物を取押へたる場合には朝鮮官吏は露國領事等の官員と立會の上先づ之を查封し暫らく朝鮮官吏に附して之を管守せしめ露國官吏の判決を俟ちて處置すべし若し貨主の犯則あらざる事を審明したるときは查封したる貨物は悉皆領事官に送致し貨主に還附すべし但し查封すべき貨物は貨主企望に因り該貨の價值を估定し銀兩に引換朝鮮官吏の處に收貯し置き露國法官の判決を俟ち而して後其銀兩の處置を定むべし

第八節 朝鮮國內に於て起りたる總て兩國人民交渉の訴訟案件は露國官署に在りて裁判法廷を開くときは朝鮮政府は掛官を派遣して臨席せしむべし其選派せられたる臨席官吏は彼此の裁判官に於て總て之を優待し臨席官吏より若し證人を召喚して立會を爲さしめんことを請求するときは之を准し又臨席官吏は裁判官の審案に對し逐一辨駁を行ふことを得べし

第九節 朝鮮人民にして本國の法律を犯し訴訟に告附せられたるものか居留露國人の商店倉庫寓所等露國人處有の商店内に隠匿したる者あるときは朝鮮國地方官より露國領事に照會し該領事の指揮に依り木人を逮捕して地方官に引渡すものとす該領事の承諾を経るときは朝鮮地方官は其家主の許諾を得たるの外擅に露國人の商店、倉庫、寓所

等に進入することを准さず其船上に於けるものは船長の許諾を得るにあらざれば搜索逮捕を行ふべからず

第十節 露國人民にして人に告訴せられたるもの及法律を犯したるもの其他軍艦商船より逃去したる人員は露國領事より照會に接するときは朝鮮官吏は直ちに法を設け逮捕して引渡すものとす此餘は本條第九條第九節の手續を以て辨理すべし

第七條

第一節 土們江(圖門江)又豆滿江を稱す朝鮮國咸鏡道及露國沿海州の境界)兩國沿岸の船舶は行走隨意たるべし其渡船並に上下船舶に關する制度は今后兩國の官吏に於て商議を遂げ特に行船並に河面警察規則を定め彼此の便と務むべし

第八條

第一節 本條約の原本は朝鮮及露西亞兩國文を用ひ均しく詳細に校對し詞意異なる處なしと雖も后来若し辭意分歧の争を生したる場合には露西亞文を以て本意を取るものとす

第二節 露國官吏より朝鮮官吏に照會する公文は當分漢文又は朝鮮文に翻譯し露西亞文の本書と共に送達するものとす

第九條

第一節 本條約は畫押の日より起算五ヶ年を以て施行期限とし若し朝鮮政府又は露政府に於て商議改正を行はんと欲するときは期限六ヶ月以前を以て豫め之を通知するを要す若し其手續を爲さるときは其後五箇年間は之を遵守するものとす



此條約は漢陽京城に於て議定蓋押し捺印を捺用し以て信守を昭にす

大朝鮮國開國四百九十七年七月十三日

大露西亞國一千八百八十八年八月八日

大朝鮮國正二品憲大夫督辦交涉通商事務

趙 秉 式

大露西亞國朝鮮駐紮辦理公使

韋 一 貝

一たび此の風説清國に傳はるや李中堂大に憤怒し、袁世凱は忽ち屬邦主義を斷行せんと欲し種々の小政策を施さんとせり、デニー亦た罷めらる、是より先きデニー、China and Coreaと云へる一書を著はし、大に朝鮮獨立論を唱動せり書中の言を見るに深く袁世凱が倨傲猥りに韓廷を蹂躪せるに私憤して記したるもの、如し、今其の一節を見るに曾だに當時清國の對韓政策を見るのみならず、袁世凱の人たるをも知ることを得べきを以て茲に其一節を摘記す。

袁氏ハ又或ハ朝鮮官吏ヲ用ヒテ屢々國王ヲ威嚇シ示スニ清國陸海軍ノ威ト李總督ニ復讐ノ意アルヲ以テシ以テ國王ヲシテ己レノ希望ト要求ニ從ハシメントセリ又朝鮮ノ官吏ヲシテ王威ノ薄弱ナルヲ知ラシメンガ爲メニ自カラ宮廷ノ古例聖規ヲ凌辱シ轎輿ニ乗シ橋

夫從僕並ニ騎士ヲ帶同シテ闕内ニ入り幾ト王ノ居室ノ前ニ到レリ而シテ其從僕等ハ數々亂暴ヲ爲スコトアリ一千八百八十六年七八兩月ノ激動ニ於テハ氏ハ則チ其原造者ニシテ氏ガ朝鮮政府ニ迫テ國王ノ曾テ知ラサル彼ノ書翰即チ清國ノ侵略ヲ防ガン爲メ保護ヲ我國ニ倚賴シタリト云フ書翰ノ果シテ國王ノ手ニ出シテ承認セシメントシタルニ是レ由レリ實ニ此際清公使ノ舉止言語ハ放言者ノ巨魁トシテ稱スルニ足ル氏ノ行爲ハ或ハ一二外國官吏ノ爲メニ多少稱賛僉應サレタルモノアリト雖モ一切ノ醜惡ナル行爲ハ皆清國ノ小官吏ト砲船トノ輔翼ニ依テ成レリ然ルニ其砲船タルヤ固ト是レ條約ニ定ムル如ク清國ノ領事及商民保護ノ爲メ朝鮮國開港場ニ來往スルモノニシテ其條約題言ニ所謂ル中國屬邦ヲ優待スルノ意ニ係ルモノニ非ズヤ而シテ特ニ恠ム可キハ此軍艦ヲ以テ朝鮮國ヨリ紅人參ヲ密輸出セントシタルコトノ發覺是ナリ加之ナラズ此軍艦ノ清國ヨリ來ル毎ニ又多少ノ物貨ヲ搭載シ來リ其士官等無法ニモ無檢査ニテ之ヲ揚陸セントシ稅關官吏ハ常則ニ從テ之ヲ檢査シ以テ有稅品ノ有無ヲ査定セント主張シ斯ノ如ク爭論起ルハ清領事ハ常ニ軍艦乗組員ニ左袒シ之ガ爲メニ在漢城袁理事官ニ上告シ袁氏ハ則チ朝鮮外督辦ヲ恐嚇シ遂ニ無檢査ヲ以テ該貨物ヲ通關スルノ令ヲ發セシムルニ至レリ

此軍艦ヲ以テ人參ヲ密輸出セントセシ最後ノ事件ハ去年十月ニ在リ此時數千弗ノ紅參ヲ



取押ヘシガ其内最大函ニ包裝シタルモノハ正シク袁理事官ノ記名調印シタルモノナリキ  
 海關總長米人ハ此詐僞無法ナル慣習ヲ廢絶センガ爲メ大ニ力ヲ盡シ乃チ外督辦李總督  
 及清國總稅務司ニ之ヲ上告シ氏ヲ輔ケテ朝鮮ノ海關規則ヲ實行セシメテ請ヒタルモ未ダ  
 其効ヲ見ザルノミナラズ外督辦ノ如キハ公然此事件ニ關シテハ清人ニ抗論スルコト能ハ  
 ザル旨ヲ陳ベタリ海關ハ斯ノ如ク常ニ詐僞手段ヲ用ヒラレタルコトモ拘ラズ昨年中ノ關稅  
 高二十五萬弗ニ上レリ若シ正實公平ノ處辦法ヲ以テセバ大ニ收入ヲ増加シ從テ或ル人等  
 ガ歐米各國ニ公使ヲ派遣スルニ當リ僅カニ數千金ノ費用ヲ要スル爲メ憂國ノ僞慷慨ヲ起  
 スガ如キ必要ヲ見ザルニ至ルベシ然リト雖モ清公使ノ行爲中其特ニ惡ム可キ者ハ陰カニ  
 朝鮮國王ヲ廢シテ之ヲ携去リ暫ク其願使ニ從テ孱弱者ノ世ト爲サント企テタル一事ニ在  
 リ此事實ニ昨年七月中ニ發覺シ清公使ノ兇惡無道ナル行爲ハ茲ニ至テ極度ニ達シタリト  
 云フ可シ若シ此大逆ニシテ成就スルコトアラバ擾亂放火濺血暗殺等ノ慘狀ヲ現出シ併セ  
 テ京城居留ノ外國人及土人ノ生命ヲ危殆ナラシメタルナラン此惡逆ナル陰謀ノ詳細ハ國  
 王ニ於テ之ヲ探知セラレタルモ若シ彼ノ賢明誠實ナル臣民ノ一人ナル王族閔泳翊氏ノ忠  
 義ニ依ルニアラスンハ其謀遂ニ成リタルナラン氏ハ國王ノ認許ニヨリ此陰謀ニ與シテ忠  
 實ニモ時々其一舉一動ヲ國王陛下並ニ余ニ報告シ以テ余輩ヲシテ遂ニ此陰謀ニ克ツコト

ヲ得セシメタリ此嫌惡スベキ手段ノ内ニテ最モ非常ナルモノハ則チ此計畫案ヲ豫メ李總  
 督ニ呈出シテ可否ヲ請ハントシタルコト是ナリ抑此計畫案ノ大略ハ左ノ如シ  
 先ツ外夷防禦ノ準備ヲ名トシテ士兵ヲ江華島ニ練リ其士卒ヲシテ事變ニ際シ指令官  
 ル清公使ヲ容易ク認識セシムル爲メ同公使親カラ之ニ臨テ檢閲ス可シ又該兵ハ大關ノ  
 近傍便宜ノ位置ニ屯營セシム可シ而シテ後火ヲ前攝政大院君ノ宮邸ニ放チ此火焰ヲ信  
 號トシテ王妃及其黨派ノ反對ナル前攝政ノ黨派起リ放火ヲ以テ國王ノ所爲ナリトシ急  
 ニ王闕ヲ圍ム可シ此時袁理事官ハ一千八百八十四年ノ例ニ倣ヒ鎮撫ヲ名トシ前記ノ兵  
 隊ヲ率テ世子ノ丁年ニ達スルマテ攝政ヲラシメ斯ノ如クシテ清國終ニ朝鮮政府及朝鮮  
 國ヲ占領スルニ至ラント

而シテ支那公使ハ又此企圖ニ要スル費用ノ計畫ヲ懈ラス已ニ某將軍譯者ノ聞ク處ニテハ  
韓圭高ナリト云フニ三  
 千兩凡四千五百弗ヲ交付シ是ヲ以テ軍隊ノ操練及移轉等ノ費用ニ充テシメントセリ然レトモ此  
 金額ハ閔泳翊既ニ去リ逆謀全ク失敗シタルノ後清使署ニ返付シタリ

閔王妃及閔族の多數は餘りに清國公使の跳梁跋扈せるを見て、憤慨すと雖も、今更ら清國に  
 背くの勇氣なく、露國と社交の親誼は一年に増進し、宮中に於てウエベル夫人の如きは隱



然、一勢力を得、ウエベルは列國の上に一大地步を占めたりしも、露國は容易に爲すことな  
くウエベルも亦た二十三年を以て一旦歸朝し、日本は十七年失敗以來拱手高眼、自國の商  
略を振作するすら、憚りたるの時なりしを以て袁世凱は獨歩獨占虎威を取りて、群羊を驅  
逐したる知るべきのみ、彼れ平生驕奢壯麗を極め、外に出づるや從者五十騎、威容嚴然とし  
て大國の誇榮を添ふると雖も、其の人に接するや、温容好辭、寛々として人に待つものあり、  
殊に列國使臣の間に至りてや力めて禮容を爲し、恭謙人に下ると雖も、宮中に在りて  
は國王の眼前に於て其大臣を唾面し、手打して平然憚ることなく、一言の下に廷臣を懼伏  
しむるか如き、蓋し只た清國が朝鮮の一方面に對する外交者として、好箇の才物たりしな  
り。

然れども宮中に於ては閔妃の權強大にして、國王は只た榮譽の虚器を持せるのみ、滿朝の  
大臣要樞のもの皆な閔族一家の子弟にして、閔泳翊、閔泳煥、閔泳駿、閔泳達、閔應植、  
閔炯植等尤も權力あり、一家外戚を以て王權を擁し、收賄の中心となり、富貴利達を極むる  
に至る、閔泳翊廿二年露艦に乗じて上海に逃亡してより王妃の姪、閔泳煥政權を收め居り  
しか、廿四年父の喪によりて辭してより、閔泳駿勢道となる。勢道とは何ぞく曰く、

## 勢道之義

朝鮮俗語以政權爲世道、示某人爲世道、某家失世道、夫自強宗貴戚或佞臣壁臣能操縱人  
主、專橫政事者無代無之、然人主初未曾以太阿之柄公然擾人臣、而往々偏寵傾任、以至  
濁亂國家、則朝野腹誹憤々不平也、唯朝鮮之謂世道者、其人雖在卑官散職、若王命以世  
道之任、則家宰以下聽命於民人、凡軍國機務百官狀奏、皆先咨於世道、而後奏於王、亦  
先詢於世道、而後決、威福在手、興奪任意、舉國奉事世道、如初明一忤其旨、禍患立至、  
雖夙德大才不爲世道所知、則漂沒艸野、故苞直絡繹於道、賓客輻輳於門、三公六卿光、  
其位而已、或世道苦於應接、深居後堂、謝絕來客、則縉紳貴顯集待於外舍、懇以一見顏  
色其四不拒入見而出則觀坐於外者傲如也、楊袖而去、世道欲出門、則蜂擁至前、或拜或  
揖頷之不遑視、亦難固其從容宴處之時、有乞仕者、欲以弟子登科者、有欲寬極者、有求  
保護財產者、有請遷官者、有謀富厚者、千態萬形、各有所懷主人、面白專席而坐、高位  
之客、陪坐於第一間、謂之楹內、其余文武三品官以下、皆分南北兩行、晝後而坐諸司吏  
員、豪商富農非士族者、皆拱手立於賓客之背後、始入戶者、東向拜而後就坐、非士族者  
亦不敢拜、先者退後者進自早朝至夜漏、晝後不少間斷日數千計或有晝夜伺候者、或有日  
再見者、他大率每日候於門、遠才之士拋棄、離黎旅食都下經十余年而朝夕獻勤於世道之  
家、終無所得而歸者、甚多視其門車、馬聞咽嗚僕屯聚、或俺、睡或闔閤不啻、如市入其



堂、則熱鬧尤甚、殆同觀劇夫奔競皆此類也」其初創世道之義、以爲人主崇嚴、臣僚有委曲、事情與夫民間疾苦不能備細、奏聞下情難於上達、若人主直接庶司則又恐君權陵夷、故用世道以閑按于二百年前、有權倖而無世道之名、若英宗朝之洪翼漢、鄭麟趾等、亦不可謂世道主、正宗朝洪國榮、保衛王躬於潛龍之日、屢得危險迨正宗以世孫、嗣英宗三位、寵遇國榮遂舉政權以付之、此世道之始也、雖然正宗英宗也、其在在高、備嘗艱苦、如晉文而天姿明睿好學勤問、嗣統之後沛然施政、百僚整肅不敢好蔽、故國榮雖有能日回天之力、然恒白謹飾、惟恐一朝護譴失罪而民庶又安人文蔚然、此乃文成王之德、非世道之功也、自此以後率以外戚后家爲世道、而蹈襲成例不惟人不以有世道爲非反、以無世道爲憂、偶有世道家之強敵起而顛仆之、則政權已歸於新世道、然內情秘密、外人或未委知、咸彷彿觀望莫知方向有欲建白而莫測上意、趨起不發、諸有司惟事因循以致庶務壅滯刑賞不決、而世道乃大行黜陟以示其威然後人心方定、翕然趨附此世道更迭之時、通患也若夫兩雄相角、各拊黨幟其力均敵、不相上下、則此時立朝者、昨榮今辱、倏忽變幻、其首鼠兩端者、又見斥於閑散、最爲慕膺者不幸之會、若憲宗朝、趙氏當局秉龜摺乘顯之際、是也、惟金氏南氏之相爭、則雖有小風波、然永恩府院君爲世道主人、故子姪軋轢倒歸於和云。

閔泳駿の世は天下事なかりしが、此の間に中央政府は全く衰亡し、苞直女謁盛に行はれ、草賊漸く世に出没し、宮中の貧困を極め、人民憲政を苦しみたるの時にして、彼が表面に於て、清に事へ乍ら、裏面に於て露國に親しみ、全然、日本を排したるか爲めに、日本との交渉は實に言ふに忍びざるの困難に遭遇せり。

明治廿二年以來、咸鏡道監司趙秉稷が下せる防殺令の爲めに穀物買出全く杜絶し、元山の我商民は損害せしもの少からざるを以て近藤眞琴、梶山鼎介、大石正己の三公使を経て明治廿五年六月に至りて漸くにして日本との交渉を終たりき、當時日本政府より要求せし損害額は、九萬餘圓なりしか、當時韓廷の貧なりと、袁世凱が常に百方談判の進行を妨けたるに拘らず、遂に六萬圓を以て事成れり、二十五年春過ぎ、南山の日本居留地が、東學暴民に襲撃せらるべしとの風説中にありて、遂に能く談判の決したるは、蓋し日章旗を下し、館を閉ぢて去らんとせし、大石公使の力與かつて多しと云ふべきか、當時功名に急なる東方の二使臣大石及袁が漢城に於ける角逐は暗々の間に日清二國の戦端を開くの伏線となれり。

王室は益衰弱し、國王は朝夕の宴を得る能はざるが爲めに、日本第一銀行及び清國商人より其費用を供給し、閔泳駿は王室の窮困、斯くの如くなるに拘らず、三清瀨の邸宅は一世



の壯煥を極め、芳草碧樹の風流を盡し、伺候の客朝より夕迄絡繹相接し、十日にして始めて見るの榮を得たるを喜び、坐上四五十の客常に絶えず、其の齋らし來れる苞直の盛なること二年の間其富稱して二百萬兩と云ふに至る、廿六年の冬、暴民先づ開城に起り、廿七年春に至りて政府は進士の官位を鬻賣し、一名三萬兩(一千圓)を以て募集したりしにも拘らず、民政の困迫せるが爲めにや應ずる者なく、遂に二萬五千兩を以てするも六十餘名に過ぎざりき、越て北境に暴民起り、怨恨の聲高くに従ひ、閔泳駿と閔泳漢の間に政權消長の争起れり、泳漢は王妃の姪なり曾て父の喪を以て政界を退きしが今や其期を終り、泳駿が富榮一族の長者を以て自ら持するを惡み、國王に密奏せりと雖も、王室の衰頽せる、今や泳駿の富に倚らざれば、衣食を得る能はざるを以て、二閔の争權は互に消長して四月に及べり、當時漢城政府に寄食せる雇外人等が俸給を得ず一日のパンを得るの道なくして、清商によりて生活せしと云ふを以て如何に其の窮狀を知るに足る。

間もなく金玉均上海に殺され、國王、景祐宮に移り、東方の亂、全羅に驟起して日清の戦局となる、而して此春來れるウエヘルは靜かに時機を待てり、獨り校洞に楚囚となりて風雲變態を描くものは雲峴の老雄のみ。

## 東方二帝國

南方の民亂——韓廷の清兵——牙山の清營——日本出兵——日清間の朝鮮——自主に關して日清の交渉——亂邦及陰謀——漢城市民進亂——ウエヘル及マクドナル——老人亭會議——混雜と改革——三條目——七月廿三日——大統君——軍國機務所——攻守同盟締約

開國五百二年五月夢の如き風聞、南より漢城に入り、全羅の西南、海驛の一面、東學徒暴起せりと、長袖能く舞ひ、多錢能く買ふ、韓廷は以て敢て常變となして驚かず、太平宰相閔泳駿は尙は高閣に在りて起たず、偶國王陛下は金玉均慘害の幽魂に惱ませられ、六月四日景福宮より景祐宮に移らせらる、壬午の變以來景祐宮は朽類艸藨の間に在り、權臣等強いて移し奉る、此日陛下蕭寥として行幸せらる、有司百官擾々列を亂して扈從す、勢道閔泳駿、夕に至りて移駕の歡宴を爲すの時、警報幾たびか全州、公州より來り、東徒の勢焰制すべからず、三南の民響の如く應ずと、次いで金州監司金文鉉逃げ來る。

六月五日漢城政府壯衛營の兵四百をして南征せしむ、洪啓薰之が將たり、五日朝大雨茫茫として下り、四百の太平武士、穀棘として漢江を下り、仁川に至りて、江華の兵を待らし、八日總兵八百汽船蒼龍號に搭して郡山に向ふ、兵站の用意なく會計の更なく、到處の城



邑を食ひ、行くところの村邑を荒らす官兵亦た東徒と異なることなきなり。  
全羅の西南より亂徒の勢焰漸く波大となり、已に金州の野を占領す、東徒の首魁時事は崔  
南の豪傑なり、久しく尙州の村間に退伏し、學を講じ神托を傳播し、徒を集め、宛然梁山  
泊裏の英雄を以て任するもの彼一たび驟起するや暴民影を追ふて附隨し偶慶尙金海の名望  
者尹子益なるもの、亦た群を率ゐて來り會す、勢力一倍し來る、東徒始めは古阜、靈光の  
間に本營を設け、漸く勢を待るに従ひ、西上し、五月廿三日靈光郡守黃姜基を殺し、三十  
日郡山より來れる官兵と月坪洞の村北に戦ひ、翌日金州を奪ふ。

始め政府洪啓燾に命じて占征せしむるや、賊を尋常草賊の群と輕侮したりしが、官軍日に  
利あらず、金州己に陥るを聞くや、漢城政府震慄す、風説紛々暴民日ならずして京城を襲  
撃と言ふものあり、久しく慮政に役せられたる全道の民、私かに暴徒に聲援し、崔時事の  
名聲赫々として聞ゆ、而して半島の民皆曰く十三歳の武神ありて東徒の主公たりと。  
漢城政府策の出づるを知らず、數百の官兵は空しく郡山に屯營し、風聲鶴唳に奔逃せんと  
す、時に日本公使大鳥圭介は日本に歸り、露公使ウエヘルは北京に行き、袁世凱獨り漢城  
に在りて事を計る、閔泳駿、韓圭高、申正熙等到底賊徒を支ゆ可らざるを知り、私かに意  
を袁世凱に通ず、袁世凱電を天津李中堂に發して曰く朝鮮屬邦の主義を貫くの日來れり、

者を鎮撫に假りて出兵せんことを求む、李中堂之を諾す、招討使洪啓燾の所謂請兵書なる  
ものは固より彼の方寸より出でたるものに非ずして他日列國の交渉に應せんか爲めに袁世  
凱自ら閔泳駿に訓して記せしめたるものなり、其文に曰く、

(日清韓交涉録六抜稿)

竊ニ伏テ念フ亂ニ兵亂アリ民亂アリ學ニ正學入り曲學アリ安集ノ方備案ノ策ハ料ルニ朝家ノ其宜キヲ得ルニ由ラザ  
ルハナシ自今東學猖獗或ハ西南ニ窟シ無賴稱托シテ嶠附シ操守長縮シテ虎視ス大ナル者ハ萬ヲ以テ數ヘ小ナル者  
千ヲ以テ數ヘ初メ守令ノ食糧ニ因リ生靈塗炭シ學爲メニ足ルナキモ亂實ニ憂ト爲ルム慶防禦ノ軍アリテヨリ道斷ツ  
臣何ノ坐視シテ此邊境ヲ致スニ至ラン侮及フ可キナシ去年歸化スルモノ今日復々起ル此レ但我朝ノ遠慮ノミナラズ  
亦隣國ノ羞耻ナリ昨今兩度遠ク王師ヲ興シ民送迎ニ疲レ兵往來ニ苦ムコト勝ヘテ言フ可ラサルナリ聖度天ノ如ク大  
ニシテ深ク以テ罪ト爲サズ更ニ臣ヲシテ招討セシメ繼テ輪旨アリ恩威亦施シテ一向放肆ス若シ將ニ逸テ以テ勢ヲ持  
メントセバ此レ所謂ル之ヲ削ルモ反シ削ラサルモ亦反シ戔刈シテ後止ムナリ東ニ逐ヘメ西ニ去リ西ニ追ヘメ東ニ去  
リ萬助賊ノ道ナク臣ノ罪多シ復命ノ日自ラ縛シテ罪ヲ待チ以テ王法ニ順ハシ然リ而シテ現今ノ時勢我ハ少ニシテ彼  
ハ多シ分兵ヲ以テ播擊シ難シ伏テ乞フ外兵ヲ借テ之ヲ助ケンテ彼徒ヲシテ其首尾ヲ接セズ其首領ヲ通セザランムレ  
メ彼レ必ズ勢孤ニシテ必ズ散シ力窮シテ自ラ解ケン一舉シテ以テ全ヲ得ルハ唯此一途ナリ

韓廷が此書を北京に送りし時は、東徒己に全州以南二十三營を遣ね、烽火城より城に止す、  
鼓聲州より州を震はす、江華、平壤の兵亦た援兵として行き、六月二日金州を回復すと雖



も、東徒の勢威益旺にして、人民却つて官兵の暴掠に厭ふ。

六月四日、天津李中堂の部下、葉志超、聶士成五營の兵を率ひ、濟遠、平遠、揚威、致遠、操江の五艘に搭して威海衛より發し、六日牙山後灣に入り、七日素沙河南の白石里より上陸し、牙山に屯營し、揚威、平遠、操江は仁川港に碇泊す、袁世凱、意氣縱橫韓廷を操縦し、全道に令して大國兵援助の檄を發せしむ、この石光電火的清國政府の機敏は、能く屬邦主權斷行の好機を發見し、袁世凱の政略は全く韓廷の意志を左右するに至れりと雖も、不幸にして兵を牙山の邊隅に送りし時は日本兵は四百の海兵と四門の砲を率ひて漢城に見れり、外交に於て其機を制し、軍路に於て制せらるゝ、清國軍艦は牙山に兵を送くり、得々として仁川に入るや日本軍艦七艘圓形陣を作くり、旭旂天に翻へり、黒烟轟々として月尾島畔に星列す、八重山艦は大鳥圭介を擁して入り、即日海兵隊四百を率ひて京城に入り、韓廷大狼狽、袁世凱苦心百番、日本の迅速なる機敏に警駭し、一面には直ちに李中堂に電照して日本の出兵を止めんとし、一面には韓廷を煽動して日兵の入城を止めんとし、顧問リゼンドル、閔高鎬を仁川に急下せしと雖も、遂に遇はず、更らに李容植を龍山に遣はし、日兵斷絶の姑息政略を行はんとしたれども、大鳥圭介本國政府の命なりと稱して、九日黃昏南山門より入る、大砲二門を率ひて入り兵員悉く戎裝す、一時驚瀾の中に憂愕せる日

本居留民は之を見て狂歡して迎へ、沈隱せる漢城の市民は突々的此の光景を見て憂愕の海渦に深へり。

漢城政府は始め我出兵の理由なきを以てせしが、十二日天明第五師團の兵を滿載せる和歌の浦丸先づ仁川港に着し、清隊の運送船、次いで入港し、十三日大鳥少將兵を率ひて京城に入り、仁川京城の間我兵線運累し、萬里倉に本營を置き、二大隊兵京城に入りて海兵と交替す、日本より運來せる兵員、軍糧、日々幅濶し、仁川京城の間、戰場に似たり。

此間、日清兩國の出兵問題の交渉起り、北京代理公使小村壽太郎國旗を撤して還へり、列國政府は拱手して東方二大帝國の活劇を傍觀せり、漢城政府は百方手を盡して日本の撤兵を要求せしと雖も、大勢已に定まり到底尋常の理由を以て得べからざるを以て切りに袁世凱に哀求したり、袁世凱は日本政府がかくの如く急斷直行すべしとは想像し能はざりしを以て、今更ら如何ともなす可らざるを見て、朝鮮屬邦論によりて清國出兵の理由と我撤兵の理を韓廷に敷へて我に當らんとせり、朝鮮政府は袁世凱の教訓に應じて、我國は清國の屬邦なりと稱して日本に答へんか、列國の異議、日本從來の解釋を如何せん、然れども日本兵を撤去せざれば日清の衝突免る可らず、日本黨の變革を制す可らず、閔泳駿等は國安危の要より一個權勢の變動を恐れ遂に六月十五日、整邦因中國之屬邦云々の公文を



以て我公使に照會せり。

四二八

この大断なる、愚昧なる、姑息なる、漢廷の政策は固より何等の効果なく、大島公使は冷平として之を排斥し、更らに強剛手段により、朝鮮政府は果して清國の屬邦なるや、やの確報を得むことを求めたり、此間天津よりは私かに戦闘準備を爲しつゝ、亦た韓廷に向つては我撤兵の實を慫慂しつゝ、實行を促かしめ、袁世凱は其中間に在りて頗る奔走するところありと雖も、竟に我兵は撤去せざるのみならず、永住の策を取り、韓廷に迫りて兵營築造の議を呈出せるを見て、到底清兵自ら撤去せざる以上は日兵亦た自ら撤去せざるを察し、政略漸く一變せんせり。

十七年變亂以來、久しく懸軻流離落魄せる開國黨は、十年始めて日本の勢力に再會し、私かに變革の謀略を講じ、我軍門に來り、我公館に入り、我有志と交はり、現政府變革の計策を爲しつゝあり、安嗣壽は朝鮮の智者なり、彼曾て大坂に流寓し、大三輪長兵衛と交はり、歸來閔徒の幕下に諛從して典實事業を起し、私かに大利を得たるものなり、平生開國黨の間に往來し、亦た日本人士と好し、奸佞の智略に長じ機を見るに敏なる、一日閔泳駿を訪ふて曰く、如聞清兵自ら退去せず、日兵又た撤兵せざる可し、而かも其大軍群來已に三萬と稱す、露國政府私かに日本に援助し、其の決心するところ尋常に非ざるが如し、爾

下平生日本と交遇非なり、若し今の如くんば他日閣下の奇變を受くるのみならず、閔族の一門事なきを得ざるべし、此際宜しく、日清の間に權衡を失はざらんことを、閔泳駿大に是どなし然らば足下其策あるや、安曰く日人の求むるところは改革の進歩名義にあり、然らば平日日本と好交ある三四の輩を用ひて、匡正の名を示さば日人亦た閣下に異志なかるべし、閔泳駿以て大に喜び其の用ゆべき人材を以てす、安曰く日本と好交あるもの一二にして足らずと雖も温良能く事を計るもの金嘉鎮に如くはなしと、閔、平生金嘉鎮を惡むと雖も、大勢已に定まり、袁世凱の巧慧も行はれず、日清の破裂免る可らざるを以て、一己の安危利害を打算し翌日、安をして金を迎へしめ、閔と三人相坐して時事の非を語り改革の緒を聞くの名目を立つ、狐、狸を欺くか、鳥、鳳凰を假粧するか、安嗣壽も智者と云ふべし。

安嗣壽は是より先き、改革黨の有志者と往來し、日本の外援を假りて閔政府を倒さんことを謀略し、金鶴羽、權在衡、俞吉濬、權濬鎮、趙義淵、金嘉鎮、金益昇、李允用等の間に密議するもの多し、趙義淵は温好の長者なり、俞吉濬、金鶴羽、權濬鎮は敏銳の才子なり、三人常に趙の門下に來りて、變革の議を爲す、當時閔泳駿の權勢尙は衰へず、日本人士と交際あるもの悉く爵せらるる故に彼等事を謀るや晝は臥して客に接せず、夜は喪服を被ひり、



深帽を蒙り、密使を以て陰謀の書を受授し、閑邸に集りて革命の噴火に導火せんと欲するものあり、銳劍を手にして暗殺を企つるものあり、彼等十年の恨事時を晴らすべきは今日にあり、彼等の中には一世の深怨を抱くものあり、政治的壓抑の下に呻吟せる非閔徒は、或は一私の恨により、或は一己の利達の爲め、日一日より變動の寰内に追窮しつゝあり、趙義淵の邸内は當時此等の謀變の密會場なりき、日本より渡來せる有志の中に私かに非閔派の爲めに周旋し畫策せるものあり、或は閔派の幕中に出入せるあり、百鬼夜行漢城の政治界は六月下旬より七月上旬に及び、進むか、退くか、實行するか、調和するか、何れに決せざるべからず。

この時に當りて、牙山の清軍營は、自ら進むで京城を突くの形勢なく、東徒征伐の名義を以て牙山より公州に兵線を張ると雖も氣勢舉らず、天津より往來の船舶は漸く兵員を増遣して牙山の軍勢を増加すと雖も、未だ容易すく進行の光景なし、牙山は忠清、京畿の間にあり、牙山灣に臨む邊邑の城府なり、南に宣化川あり、北西に紫沙河あり、東北は田野砂々として、天安、平澤、安城に連なり、靈仁山の一小丘其の西方に聳ゆ、固より死力を以て拒くの好地位に非ず況んや牙山灣南に深入すること六里、灣口廣さ一哩、若し一たび之を封鎖せば、海口を守るべく、平澤、成歡に壘を高くせば京城の一方を繋ぐべし、果然七月

旬より清兵は私かに天安、成歡の間に陣營を移しつゝあり。

日清の交渉は未だ定らずと雖も、兩國已に戰鬪の準備を爲せり、列國は環視して危機の一發を待てり、半島政府は東なる天子西皇帝の使臣が雨の如くに迫れる外交の交渉に幽憤し、痛驚す、國王陛下は默焉として兩者何れに偏倚すべからずと雖も日夜憂慮、近臣を招いて日清兩國の優劣利害を攻究せらるべしと雖も、今や區々たる調停の定むべき時に非ず、十七日廷臣を招き日清の優劣を諮問せらる、或は日兵の強を言ふものあり、或は清國の強大を稱するものあり、齊に事へんか、楚に朝せんか、廷臣固より長計の大策なし、首相閔泳駿日夜一族の榮枯を考へ又た國事の是非得失を考へると雖も、驕れるもの衰へ盛なるものは亡ぶ閔族の一門岌々として危ふし。

七月三日、大鳥圭介改革案十條を懷にして、國王に謁す、群臣之を見て爲すところを知らず、大鳥圭介固より韓廷の之を能くせざるを知る、韓廷も自ら亦た之を行ふことを宣言すとするも、固より爲し能はざるを知る、袁世凱は日本政府が兵力の好形勢を占め威勢を以て、韓廷に迫るを憂ひ、百方之を妨沮せんとせり、然れども若し日本公使の忠言に従はざる時は、形勢益危機に接するを以て八月國王詔を發し申正熙、金宗漢、曹寅承をして改革委員に任じたり、此れ虎を描いて狗に類するもの、日本に服して清國に臣事する半島古來



の慣習手段なり。

改革委員は出来せり、我公使は益其の實行を迫る、時に保守黨の氣慨あるもの、憤然として日本を以て專横の激渉となし、公然、上疏して日本の非を鳴らすものあり李南珪の疏文の如きは尤も痛激を極む、十二日に至りて日本公使益迫ること甚だし、蓋し政府が特に容易く改革の請求に應じたるものは袁世凱の方寸より出でたるものなり、袁世凱は當時牙山の兵力未だ充實せず、漢城の日本兵力優勢なるを以て、姑息手段によりて、日本を制せんと欲せしと雖も、今や形勢の黒雨白風の如くに襲來するを以て、韓廷遂に使者を遣はし、老人亭に會せんことを日本公使に求む、是れ七月十五日、所謂老人亭會議、是なり。老人亭の會は保守變華二派の消長を決定すべき重要な日なるのみならず、日清兩國の和戰を意味するの會合なりけり、何んとなれば甘言苦話、一日より一日に遷引せる半島姑息の政策も今は盡き、之によりて韓廷が齊楚に事ふるの意志を顯はすべく之により日本政府の底心を見るべく、之によりて變革派の計謀を容るの餘地を定むべきを以て漢城の外交社會内外の有志は満目して老人亭談判の形勢を待ちつゝあり、當日の會合の主人役は、申正熙なり彼は日本出兵以來一面は閔泳駿の幕僚となりて閔と袁との間に往來し、一面には日本公使に當りて日本の請求に應ぜんとし、心を閔袁に置き、形を兩國の間に跨がり、唯一の

敏腕家として目せられたるもの、尙は大鳥圭介、杉村書記官を従へ、老人亭に至る。

亭は南山の平溪に在り、松林溪畔に連なり、白沙青苔、綠艸毛氈を布くの處、閑亭あり、塵寰を離れ、靜幽畫尙は山籟を聞くべし、主人申正熙は、大鳥圭介に向つて、頗ぶる痛快なる説論を以て日本の出兵が半島の平和を害し、日本政府が威力によりて改革の強制を求むるの理由なきを抗言し、兩者の談論頗ぶる長く夜半に至りて日本政府の意志の存在するところ、平和を求むるは、改革にあること、清國が自ら撤兵の意志なきは屬邦主義を實行するの野望あることを明辨し遂に老人亭の會合は大鳥圭介の要求に従ふことに決したり、この風聞一たび擴がるや、漢城の風雲俄かに變調を帯び來り、市民の避亂するもの日に數百を減ず、袁世凱は、事已に爲すべからざるを見て、之を天津に急電す、北京政府は傲負の通牒を朝鮮政府に與へて曰く日本、恣に改革を議し、中韓兩國を侮蔑す、皇帝赫として怒り、三軍に令して日本をして退かしめ、朝鮮を保護せしむべしと、然れども韓廷已に如何ともなすべからず、而して沈舜澤、趙秉世、鄭範朝、金宏集、金炳始を總裁に任じ、金泳壽、朴定陽、閔泳奎、申正熙、李浴承、金晚植、尹用求、趙鍾弼、沈相薰、李容大、李容植、魚允中、曹寅承、金思徹を委員に任じ、閔泳駿の宣惠堂上を免せり、閔泳駿は久しく其勢位を宣惠堂上によりて保てるもの、宣惠廳は朝鮮財政の集まるところ、兵權の存する



ところ今ま突然として其要職を去りて、而かも改革委員を設くるに至る、時勢も茲に至りて窮せりと云ふべし。

日本政府は出兵の始めに當りて清兵と戦ふの決心ありしに非ず、只だ一は清國が多年懐抱せる屬國手段を實行するを拒み、一は日本自衛の策として出兵せしに止り、力めて防禦的の方針に出たりと雖も、十餘年來清國の侮辱を憤り、而かも清國の意向は兵力を保持するの形勢を見て政府部内漸く元老の間主戰の議を爲すものあり、民間の有志は對外強派の一團を作り對韓策を宣言し、志士奔走し切りに主戰の己むべからざるを説くあり、使者屢往復す清國の意向も亦た戰鬪に在るが如きを見て形勢始めて定まり十八日、大島公使三條を呈して最後の決答を韓廷に求む、是れ隴を得て蜀を求むるの類に非ざるなり、韓廷の元老窮せりと雖も挑發に遇して始めて形勢の支ゆ可らざるを知る。

- 第一條 韓廷ハ條約ニ因リ宜ク日本兵ノ陣營ヲ修築スベシ
- 第二條 韓廷ハ己ニ獨立國ナリ宜ク清兵ヲシテ韓地ヲ去ラシメ以テ其實ヲ證スベシ
- 第三條 現行清韓條約ハ獨立國ノ義ニ反ス速ニ之ヲ破解スベシ

其の決答の期を二十二日午後十二時とせり、曩きの五個條すら閣内閣が異常の大斷決を以て決行せしものなれば固より此の三條要求が韓廷に達したる時に於て呆然として絶望し、

日清兩國の破烈遂に免る可らざるを知れるもの如し。

漢城に駐在せる列國使臣は十六日米國公使館に於て使臣會議を開けり、列せるもの、米國公使代理アルレン、英總領事、マゴトナルド、佛公使プランゼ、獨乙領事クリレ、露公使ウエベルは九日北京を發して朝鮮に歸るの途次にあるを以て書記官チエウイチチ之に列す、當時露國政府は日清交渉の漸く切迫せるを見て東方の利機乘すべきを察し、調停すべき模様なく、英國の民論は切りに清廷の爲めに干涉的調停を爲すべしと宣言し、露國は暗に日本政府の進行を撻通するに似たり、日英の感情は屢之に衝突し、英領事の苦言、英國居留民の妨碍、是皆な半島に於ける英露の反影なり。

十六日の使臣會議は實に無作法なりき、英領事の建議は、珍奇の横議なりき、列國使臣は本國政府の命により、もし一朝日清破烈となるも局外中立を守るの先決問題あるに拘らず、英領事マゴトナルは建議して曰く、各國は日清破烈の際に當りて局外中立を守るか爲めに第一、仁川港及京城の局外中立地たることを宣言し、第二、京城仁川間の道路の局外地たることを宣言すべしと、是れ清國の尤も希望するところにして、日本は兵力の根據を失ふに至るべし、此の不條理なる建議は列國使臣の皆容易に決すべからずとなし、更らに會合を約して散會し、十七日に至りてウエベル、仁川に着し、直ちに漢城に入りマゴトナルド



の建議に對して、かゝる不公平なる、事例なき建議は固より露公使の賛成し能はざることをにして亦た破烈なき今日に於て斯くの如き議事を爲すの必要なしとて斷乎として反對せり、ウエベルは果して日本の爲めに反對せしや否やを知る能はずと雖も此反對論は直ちに佛獨使臣の賛成するところとなり、十六十七兩日の使臣會議は漠然として始まり、漠然として終れり而して此英領事の體價は發して十八日揚花津兵線事件となり（十八日英領事夫婦、揚花津に散步す、當時我兵士揚花津に充盈す、諸々に哨兵線あり、英領事線内に入らんとす我兵誰何す、聞かすして強いて入らんとす遂に我兵士の爲め押し返さる）外交社會の笑柄となりて默しぬ。

十八日日本公使より三ヶ條の要求を爲したるは實に清國政府に向つては宣戰布告と異ならず韓廷に向つては排閔手段の宣告を下したるに同じ、袁世凱は當日未明服を變し、轎に乗じ、陸路急行して仁川に下り、軍艦平遠に乗じて歸れり、その歸るの前日清商の重なる怡泰、スチウワルドの二商會をして店を封じて送らしめ、清商逃ぐるもの續々たり、閔泳駿の家族亦た貞洞に移り、漢城市民は變態の愈迫まれるを察して城外に避逃するもの朝より夜に接す、時に天偶、炎熱に當り、城外の都邑、政治の統治なきに乗じ暴民横行し、陸路を取りて逃避するもの多くは草賊の難に遇して、引還るものあり、漢江を溯りて三南の田舎江

原の溪谷に避亂するものは水村の暴民の爲に掠奪せらるゝあり偶郷貫に還るや親族故舊の爲めに財を食られるあり、違々として行くあり、茫々焉として還るものあり、紛擾の間に轉流せる市民の困狀は實に絶頂に達し、慘憺の狀言ふに忍びざるに至る。

袁世凱去り、閔族の勢威衰ふるを見て改革徒は私かに書を日本公使に向つて、日本兵を以て王城を守ることを王妃を廢すること、大院君をして再び攝政たらしむるの三條を執行せんことを求願して已まず、彼等曰く日本兵を以て王城を守るに非ざれば改革の實行を擁護すること能はず、王妃を廢するに非ざれば閔族を排斥すること能はず、大院君出づるに非ざれば政權を統一する能はず、而かも三南の東學を鎮撫すること能はず、變革派の内には朴泳孝を尊崇する急進の一派あり、趙義淵、安駟壽、俞吉濬、權榮鎮等の如く大院君を主とせる溫和派あり、金嘉鎮、權在衡等の如き無所屬派ありと雖も、何れも變革を實行するか爲めに三條の決斷を日本公使の援助によりて行はんとせざるはなし。

一方ならぬ陰謀の企圖せられたるを見て閔族等は事の爲すべからざるを見て城外に去るもの多し、人、人を疑ひ、家、家を窺ひ、友、友を探り、暗黒なる漢城は、猜視、嫉妬、險危、暗々の間に流環し、宛然革命の光景中にあり、校洞の雲峴邸、三清洞の閔泳駿の邸、芋洞の趙義淵邸、大安洞の安駟壽邸は狸狐の如き國事探偵を以て圍まれたり。



時は来れり、廿二日の夜半は閔政府最後の決定日なり、廿二日の空は生過しく、冥雲、北岳の間に往來し、一天墨の如く、漢城は暗迷として海底に沈むに似たり、静寂を語る杵聲、天籟を嘯く南山の松濤高く、黄昏より低雲、時に至りて大雨となり、欣雷轟々として鳴り、天も此夜の爲時を知るべし、雨を冒して雲峴邸に潜行するものあり、密書を持って日本公使館に入るものあり、門を叩いて變態を告ぐるものあり、草鞋を取りて戎装するものあり、環坐して壯士を集むるものあり、家族に隠して避けしむるものあり、酒を飯み肉を食ふて歌舞するものあり、幽暗として憂ふるものあり、萬里倉より急行し來れる使者あり、雨衣深帽往來せる武人あり、燈影を誰何せる兵士あり、十時より韓廷の決答を待つため日本公使館には燈光燦爛卓子を擁して集まるもの主公大島圭介、杉村濤、大島少將、參謀長岡少佐、新納少佐、渡邊少佐、上原中佐、福島中佐、此外曰く何曰く何曰く何、決答を待つて韓廷の革新を實行せんとする朝鮮の有志者なり、而して此の半面を見よ、變革派の驚くべき非常手段が未だ景福王宮に達せざるに早くも三清洞に向つて走れり、變革の主謀の一人たる安綱壽は其の數時の間に於て閔泳駿をして逃げしめ、雲峴宮をして決行せしめ、半面にサマシとなり半面に佛となる朝野政事家は此の大雨中に狂舞しつゝあり。

夜の十二時は大雨中の經過し、韓廷に決答は終に至らず、寂たる漢城は寂たる漢城のみ、

茲に至りて變革徒皆な大鳥公使を擁して革新を國王陛下に計り大院君を戴いて改革の實を收めんと言ふ、雲峴宮には岡本柳之助等日本の意志を傳へ、大院君も漸くにして變革派に應諾せり、是を以て先づ令を龍山の本營に訓令し、歩兵第十一聯隊第二大隊長橋本少佐、歩兵第廿一隊第一大隊長森少佐をして各一ヶ大隊を率ゐて景福宮に入らしむ、是れ王宮には閔政府の手足たる平壤の兵韓兵五百守備を嚴にするを以て萬一に應せんか爲めなり。

廿三日午前四時橋本少佐、森少佐各兵を率ゐて王城に向ふ、滬屹守備の兵は森少佐の隊に加はる當日の事余亦た其演劇中にありて目撃す初て當時の記事を以て代ふ。

### 景福宮の變

#### 血雲暗愴

朝鮮の頑固黨開化黨は遂に彈丸硝藥を以て相見るに至り開化黨の請によりたる我兵は今朝四時より北岳の上より頑固黨の巢窟地たる三清洞を見かけて一大血雲を捲き下し只今砲聲山に響き城に傳へ天地晦冥なり、

我兵は韓王の命により韓城を保護する爲めに進撃せり已に血雲中に出入し居るべし、



戦點は景福宮の近在より安洞、北門にかけてあり、

閔泳駿以下の生命は未だ明かならず、

砲聲は五時半に至りて止めたり、我兵は難なく王城に入りて守嚴す、

龍山營よりは萬一の虞を計りて山砲を倭城臺に築けり、京城の士民は全街蜘蛛の子の如く

逃亡す、

改革は頗る巧にして殆んど兵力に訴へずして成效の見込あり、

始め我兵の王城に入るや龍山營の森少佐一大隊を率ひて景福宮の北門西迎秋門より進み

光化門及東門よりは京城營の橋本少佐一大隊を率ひて進みたり、

城内に潜伏せし閔族雇兵及平壤兵は初めに挑戦したるにも係らず、十中八九は北岳の東

にかけて雲の如く逃げ去りたれば景福宮は十六分間にて我兵の保護の手に落ちたり、

是に於て我兵は直ちに兵線を張り鐘路に京城兵は陣を移し北岳、仁王山、何れも我兵線

を以て盈たざる、

閔族雇兵の死傷は未だ分明ならざるも百に近かるべく、我兵の死傷は下士卒三名なり、

### 大院君出づ (大院君の入覲に従ふの記)

我兵難なく王城を守護し閔族雇兵は戦はずして散亡したり瞬間に改革の成效は上りぬ、

改革黨は誰れが主謀者なるか、金嘉鎮か、安嗣壽か、舊金玉均の少壯の殘徒か、何はど

もかく日本黨との話し合ひは今の朝鮮政府を改革し得るもの大院君に非されば能はず是

を以て我在韓の有志は已に大院君の世に出でんとを相談せり有志者の重なるものは岡本

柳之助、穂積寅九郎の諸氏なり。

余、先渡者の故を以て時事新報社の杉氏其他新來の郷友を誘ふて、午前九時校洞大院君

の邸に至れば韓人惶々蒼々狼狽す、我兵一中隊邸前に護衛したり。

時に安洞の間道より王使駕に乗じて邸に入りぬ、日は三日前より陰晴定まらざりしが、

此の時驟雨降ること甚しく雨烟人衣に徹す、我兵士は雨中に齊立して大院君の出るを待

てり。

士官前より號令し、大院君轎に乗じて出でぬ、一個の大蓋は王族の先導を示し、大院君

は轎に在りて顔色朱の如しと雖も容貌爽々然として笑を含み胸中愆々として變事なきが

如し久しく大院君を見んと欲して見ざりし朝鮮人民は何れも林立して待てり。

大院君は我兵先導して安洞より寺洞に出で、光化門の正路に出づ、従ふもの大院君の從

者十餘人其他我有志、新聞記者、三百餘名の朝鮮人なり。



雨更らに蕭々として風却つて温るく、炎熱雨脚に交はり氣色霽然たり余一行傘なきを以て南點衣を襲ふて氣一倍を増せり。

光化門の正路に至れば我兵山砲を構へ光化の城門は我兵士之を守護せり光景悄然たり。

大院君光化門より入るを欲せざるを以て、西門より入らんとすれば城門堅く封して如何ともなすべからず遂に使者急行して内より開く中隊先づ入り、大院君次に入り、我兵後より護送し余等亦た王城に入る此の時雨脚益々盛なり。

城内は青艸茫茫として深く、松樹老幹の間古殿舊屋殘立す一國の王宮も亦た茲に至るかを悲む、天一門の前より老四門の西を過ぎ一小水流る古橋あり橋を渡りて町餘にして神肅門に達す此に至りて兵士及大院君の從者の外我警官嚴守して入れず已に王の寢殿にして大院君入觀のところがなればなり。

余等の一行は雨を冒かして歸らんと欲し、舊路より一轉して神肅門より光化門に出でんとすれば偶大鳥公使大禮服を着し、光化門より肅々として兵士を從へて王殿に入るに會す光化門と神肅門と王殿に入る門との間は廣庭七八町あり、我兵充滿す、今朝凱歌を爲したるところなり。

光化門を出づるところに、戰收品山の如く積集し、小銃、古刀、軍旗、堆積す、門を出で

正路を取りて鐘路に至るの廣路皆な我兵、兵線を列ね、此の間に士民の四方に散亡するもの群走す、老婦孫兒を懷き、老爺孫兒の手をひき婦女赤兒を懷にし、轎上の處女、脚走の壯丁、實に士民逃亡の慘状目も當られぬ有様なり。

鐘路より支那公署を過ぐに門を閉ぢ寂然として聲なし、歸りて一睡せんとしたるに砲聲俄然耳を撃つ、戸を開けば前面、宗廟近在に硝烟起るスワコッ一大事と又もや走るもの丘より丘に傳へ前面の青山、一條の白蛇を見るが如し十七八分にして砲聲止みたり、是れ統營の小崗なり。

第一の改革着手は大院君の入觀と大鳥公使の參内によりて定りぬ、其後は改革案の實行と改革の反動と清兵の快戦に在り時勢突々急來して波瀾を大にし來れり。

今朝よりの變動の經過

支那黨又事大黨とも云ふべきものは我兵之を嚴重に守護して一人を殺すを許さず、開化黨は是と云ふべき人物なきを以て、今度の改革に與て力あるも未だ是れと云ふ首領なし、安國壽、金嘉鎮は多分王城に居りて百事を計るなるべし。

今朝韓王委屬によつての進撃は如めより閔族の雇兵を追出すばかりの目的なりしを以て



移めて射殺せざりしも彼れ一時抵抗したるを以て銃丸に撃たれて死せる者十四人我兵一名左胸より右肩にかけて銃丸に中りて死せり。

京城士民は散亡するもの甚しと雖も手を拱して悠然傍觀するものあり。

外務省辯論兼稷は今朝我兵に護送せられて我公使館に來れり、面色土の如し、次いで露國公使ウエヘル氏も來る王妃逃る路なく遂に王宮に在り。

### 發砲に關して露公使の質問、我公使の明答

昨朝の發砲は飛雷飛電殆んど一刹那の間に起り我兵の進撃、占營の急なるには何人も一驚を喫したる事なるが昨日露公使は書記を遣はし兵を以て王城を嚴守し、朝鮮兵を拂ひ、實力に訴へて各大臣を黜けしは抑も何等の意趣あるやを質問せしめたるを以て我大鳥公使は忙殺の時節なりしも明かに左の言を以て答へたり。

内政を革新せんと欲する朝鮮政府内の人物が大院君を押立てんとを望み、且つ之を成効せしむるに兵力を我に假りたり、我兵は只だ萬一の備となしたるまでなりしも、彼れ守兵の發砲に逢ひ己むを得ずして應じたるのみと。

### 一日の無政府

二大隊王城を守りてより京城内の騒動は上下共に擾を起し、騒動の中心地にて甲を運じ、昨日大院君の入觀も只だ革新の不得已を陳べられたるまでにて只だ是れと云ふ變動なし。大鳥公使の參内、昨夜深更大院君より我公使に送れる親展書、今日頃には何と決定せし申すべし。

金嘉鎮、安嗣善の一行は蒼々の間に奔走するのみにて未だ開化黨内閣の組織などは思ひも奇ず、只從來我日本が屢誘導を試みたるに反對して内々支那に通せんとして申正熙、沈相薫、閔泳駿等も今は反動する如きは萬々なかるべし。

### 革新の一段落

大院君は廿三日深更まで大闕内に在りて内政革新の打合せありたり。議政、六曹、二務府の官制改革の上、新たに内閣を作り、大院君自ら攝政の職に就かんとす。

新内閣の人名は未だ明かならざるも今日迄開化黨と稱せられたる金宏集、金嘉鎮等は臺閣に上るべく、朴泳孝氏も閣員に入る乎駐日公使となるか何れ相應の役に相談あるべし。



目下内政革新の端緒正に就かんして外、日清の争端開かんとす、一刻一機、急雲密々。

### 大院君

大院君は廿三日入覲せしまい、革新の方案に就き、金嘉鎮、安綱壽等の開化黨員を集め、一方には岡本、穂積の諸氏變るべく大院君に侍して方案を呈しつゝ、もろり今更大院君か革新第一の要旨を聞くに

(一) 王妃を離姻して全く王室の關係を斷つこと。

又廢して庶人となすの議あるも餘り殘刻なりとて只だ離縁に止まるべし。

(二) 閔家一統の官を免じて政治上寸毫の關係なからしむること。

にして此れ開化黨の尤も切望するところ輿論の尤も望むところなり、此の根本的切斷を爲して始めて革新の事行はるべし。

大院君は一方の方案を立てながら一方には我兵士をして堅く王宮を守らしめて人の出入を誰何せしめ居れり。

各國公使は革新上の事に就て大院君の意見を聽かんために旁殿下の安寧を祝せられたるに

今日參内したり、傍人ありて大院君に各國公使には面會なからんとをすゝめたりしに

大院君は此の際面會する方却つて宜しかるべしとの事にて直ちに面會したり。

目下此の如くなれば王宮内には開化黨の重なる人物及我公使館より書記官を派出したるもの外三四の有志者と我兵隊の外出入を許さず、只憐むべきは今迄優長に育ちたる宮人等が此の變に際し一日の食さへ得ず古殿舊房の間に彷徨するの状は實に亡國の悲に堪へず。

閔應植は此の革新に恐れて逃げ去り閔家の一統は夫れく逃亡するよし。

且つ革新に關して漢城府は直ちに市内に榜文して曰く、日兵已に散じて事なし市民職に安んじ決して狼狽する勿れど。

### 國王殿下新政の諭書

傳曰、三王不同禮、五帝不同樂、禮樂因時制宜、况政治乎、願成邦介、在東亞樞要之地、萎靡不振、職由政治之頹墮、紊亂不思變通乎、夫謀國之道用人爲先、其四色偏黨之色、一切打破、不拘門地、惟賢惟才是舉、凡內地外務、務從時宜、大小臣子各修奮發之義、克相予寡昧以新政治、丞圖保國保民之策、可也。



- 一 軍國機務所は軍國の機務一切を會議し更張する處とす
- 一 軍國の機務は本所議決したる后旨を稟けて執行す
- 一 總裁一人副總裁一人議議員十人以上二十人以下書記官二人乃至三人
- 一 議長は書記官一人を選て秘書官とす
- 一 軍國機務所の職掌を開列すること左の如し

京外諸官府の職制、外縣の職制、行政并に司法一切の規則、田賦貸税及び財政一般に關する規則、學政、軍政、殖産工業及び商業に關する一切の事務、以上諸項の外

- 一 軍國機務所會議を開く時は總裁議長となり議長事故あれば副議長之を決す
- 一 本所の議事は副議長及び議員の發論する所の者に依る之を議する時は起草委員をして其議案を起草しむ
- 一 起草委員は起草の論議及び其他の事件を講明す
- 一 議長は軍國機務所に關する一切の事務を總管し又本所より發する一切の公文に署名す
- 一 書記官は一に議員の指委に遵て本所の事務を管理し又會議の席に在ては議事筆記を作
- 一 又議案を起草して之を議員に交附す

一 議員中自己の意見を會議に付せんと謂ふ者あれば其提出を許し議長は會議に付して可否を定む

一 各衙門一切の事務は悉く會議に於て酌改安定す議長差支あれば抄本を開具し親ら出勤し又は代理人を出して質問に應ふ

一 出勤時刻を左の如く定む

三月より八月まで午前九時出勤午後四時退出九月より二月迄午前十時出勤午後四時退出重要な事務ある時は進退此限りに非す

改革派の第一志望たりし王妃廢止は宮中の哀求ありて行はれず、閔族嚴爵は日本公使の忠告によりて流刑せられ、新政府成る。

- |        |     |      |     |       |     |
|--------|-----|------|-----|-------|-----|
| 領議政    | 金宏集 | 宣惠堂上 | 魯允中 | 兵曹判書  | 金鶴鎮 |
| 戶曹判書   | 閔泳達 | 壯衛使  | 趙義淵 | 統衛使   | 申正熙 |
| 總衛使    | 李鳳儀 | 左捕將  | 李元會 | 右捕將   | 安綱壽 |
| 內務督辦   | 朴定陽 | 外務協辦 | 金嘉鎮 | 權務局幫辦 | 權滋鎮 |
| 承司     | 朴準陽 | 都承司  | 金宗漢 | 別軍職   | 鄭雲鵬 |
| 便武公院參議 | 金鶴羽 | 副後軍  | 徐相集 | 江華留守  | 金允植 |



春川留守—李圭夾	外務參議—俞吉濬	工務參議—李景翼
全羅監使—朴齊沔	外務參議—李鶴圭	內務參議—李原統
工曹參議—李夏翼	外務參議—金夏英	內務參議—鄭約源
前力事—抑正秀	外務督辦—李容植	外務主事—朴會和

廿六日軍國機務所を置き、新政府の政令一切を決す、日本公使館書記官杉村濬、尤も盡力し、王城に出入す。

廿七日清國と條約を破棄す。

廿八日軍國機務所章程を議す、大院君之に列し、米人リゼンドル、日本公使館員之に列す、章程を定む。

卅日官制及職掌を編製す。

廿三日の變革を行はざる時には排閔政略上異論なかりしと雖も一旦新政府成るや、政權を望むものあり、富貴利達を欲するものあり、急進するものあり、温和なるものあり、大院君に接近せるものあり、分立せんとするものあり、舊政府の殘徒あり、混々として争源已に開き、僅かに日本政府の外援によりて器械の如く行動せり、當時景福宮の景狀を見るに廷臣殆んど離散し、守兵悉く日本兵を以て戒嚴し、印鑑なきものは大臣と雖も入れず、空大なる殿

宇は恰かも亡國の王宮を見るか如く、梅雨後の庭園は栗樹、杏桃樹、杉樹鬱茂として繁茂し、雜艸、石階に上り、野菊、棘艸花咲き亂れ、宮庭に蛙聲を聴く、國王は蕭々として天下の景勢に幽憂せらる、王妃は鬱々として大院君を恐るること虎の如し、ア、日本の外援なかりせば軍國機務處も紛擾の源たりしを免れず。

廿五日日本公使參内す牙山清兵征討の詔を賜はる、即日我兵を牙山に向ひ同日豊島の海戦あり廿九日成歡の役あり牙山一掃せらる、八月五日日本軍牙山より凱旋す、國王陛下諸將の勞を慰宴せらる。

日本帝國は已に清國に向つて宣戰の布告を爲し朝鮮に向つて慰問の大使侯爵西園寺公望侯八月廿二日京城に來り、日本帝國が獨立の扶植、改革の助力を爲すの大義を傳ふ、然れども清兵大舉して平壤に守屯し、兩國の勝敗未だ明かならず、尙ほ新政府の内私かに清國の強大を期するものあり、内閣の政治定らず、軍國機務處は當時政權の行動する根本なりしと雖も、百廢蕩盡せし後なりしを以て官制の改革と閣員の異動とに過ぎざりし、八月廿六日日本公使參内し、今日の形勢、兩國は異体同心、絶東の平和と獨立を計るか爲めに日韓攻守同盟の約を締結せんことを上奏し、陛下之を諾し同盟の約成る、其文に曰く、

大日本兩國盟約



大日本兩國政府ハ日本明治二十七年七月二十五日ニ於テ朝鮮國政府ヨリ清兵撤退一節ヲ以テ朝鮮國京城駐在日日本特命全權公使ニ委托シテ代辨セシメタル以來兩國政府ハ清國ニ對シ已ニ攻守相助ケルノ位地ニ立テリ就テハ其事實ヲ明著ニシ併セテ兩國事ヲ共ニスルノ目的ヲ達セシカ爲メ下ニ記名スル兩國大臣ハ各全權委員ヲ奉シ訂約シタル條款左ニ開列ス

第一條 此盟約ハ清兵ヲ朝鮮國ノ境外ニ撤退セシメ朝鮮國ノ獨立自主ヲ鞏固ニシ日清兩國ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 日本國ハ清國ニ對シ攻守ノ戰爭ニ任シ朝鮮國ハ日兵ノ進退及其糧食準備ノ事メ及ブタケ便宜ヲ與フベシ

第三條 此盟約ハ清國ニ對シ平和條約ノ成ルヲ待テ廢罷スベシ此レヲ爲メ兩國全權大臣ハ記名調印シ以テ憑信ヲ昭ラニス

大日本國明治廿七年八月廿六日 特命全權公使 大鳥圭助  
大朝鮮國開國五百三年七月廿六日 外務大臣 金允植

茲に至りて日本の勢力は全く内政改革の事迄波及し、韓廷の大臣は施政の大權を日本政府に委任し、却つて私權爭奪の利益の戰鬪に従へり、當時朴泳孝は久しく日本に流寓し、名門の盛望と十年以來の流離と開國黨として部下の人士少かざるを以て、私かに推舉して内

閣に入れしめんをせりと雖も、大院君の一派元と朴泳孝と善からず舊年の私怨容易に洗除せず、痛く朴の入閣を以て外政權部内を侵害すべきものとなし、百方之を拒まんとするものあり、内閣の多數は皆な朴と盛望と其急激なる性質とを見て妨礙したるを以て朴泳孝は八月中旬故國に來り、其の荒廢せる郷國の山川、蕭涼たる祖地の都城を見て、撫然として爲すあらんとするも時機來らず空しく京仁の間に放浪せり。

半島の人心は日本の盡すもの多きに拘らず、風説百興し清兵亦た漢城に入りて日兵を退くべしと揚言するあり、而して南方の暴民は到處の村邑城都を掠奪し、大院君の如きは私かに使を平壤の清軍に通し居れりと言ひ獨立自主の大義は只だ裏面の好文字にして漢城政府は全く日本政府の意志に呑併せられて改革なるものは華條金項の死文により起りて死文は七

### 獨立扶植 (上)

空前なる官術——混合内閣——大院君對朴泳孝——漢城に於ける井上伯——排大院君——排王妃——排朴泳



空大なる新官衙は光化門外に閣掲せられたり、蛛網の天井は掃除せられ、艸葛亂離の階庭は摘剔せられ、長屋の如き廊樓は人の棲家となり、古色蒼然たる大門に掲記せる内閣の部署は兎にも角にも羅列せり曰く内務衙門、曰く外務衙門、曰く學務衙門、曰く農商務衙門、曰く工務衙門、曰く軍務衙門、曰く中樞院、新官制と共に最初に生れたる新官衙の圖面文字なり。

文明流に羅記し組織的に配分したる官吏は上は大臣より下は判臣任主事に至るまで製造せられたり、大臣官房には古卓子を置けり、新舊打ち交ぜたる椅子もあり、局長官房も、分たれたり、大臣驛に乗じて出勤せり、主事胥吏まで漠然として出でぬ、晝は臥して雜談し、夜は權門に諛從するを以て一日の政務となしたるも新政府の官制は器械の如くこの遊惰なる官吏を使役せり、然れども軍務の大臣は爲すべき國務なきを嘆じ、協辨參議と卓子を擁し煙管を口にして茫然として坐すのみ軍務の大臣は一大重件として世界地圖の買入方を依頼せり、農商務當路者は礦山取調の内命を下せり、内務衙門は收稅案を考出せり、用なきに晨の九時より夕の六時に至るまで悠々として雜談し、半島の改革は已に成れるが如く思惟し、平和と光榮とは彼等の方寸より湧出せりと爲し空大なる古屋に雜然冥然として出

入せる新政府の官衙は尤も趣致ありコメディイを見るに似たり、木猴にして冠すと彼等冠せる木猴を知らざるなり。

これ七月二十三日以來九月に至る、漢城政府が製造したる改革の影なりけり、而して其の内面に至りては韓的變調は已に火の手を雲峴宮に上げたり、大院君は廿三日に於て王妃廢止を實行せんことを欲せり、十餘年校洞の邸内に囚虜せられたるは王妃あるが爲めなり、王室の衰頹は王妃其の主動者たり、大院君の陰腹なる固より至誠國の興亡を憂ふるものに非ずと雖も李朝の王統を傳へんとするは老雄の常に懷抱せるもの、一なり故に新政府となるや王妃廢庶の議を日本公使に計れりと雖も、公使之に應ぜず、金宏集、安嗣壽、魚允中、金嘉鎮等固より賛成せざるを以て、彼私かに再び三十年前當日の雄斷を執行せんと欲し、機あらば愛孫李浚鎔をして王統を嗣がしめんとせり、當時尙は平壤の勝敗未だ全く決せざるを以て暗に使書を清軍に投じ一面は進歩黨を排せんとせしより、政權爭奪の亂階は端なく起り、閔妃と同らするものあり、再來の朴泳孝と提携せんとするあり、民間の愚民は大院君の使嗾により、上疏するあり、安嗣壽等を彈劾するあり、國政開導の首部軍國機務所も、今は全く彼等政權爭奪の劇場となる。

これ亂階は先づ大院君に發したりと雖も閔妃が尙は私かに外族を牽引せりと、進歩黨一派



が別に勢力を固めんとしたるによりて發動し之に加ふに朴泳孝日本より來り積年の名望高きを以て大院君は尙ほ清國の強大を信じ私かに日本の爲すところ平ならず。

平壤の我勝利漸く信ぜらるゝに至り、閔妃は今日大院君の野望を斷妨するの策は、日本に諛從するにありとなし、隱忍巧佞切りに日本の好意を迎へたり、寵臣李允用は王妃の幕賓として暗に閔族を誘導し、表はに安駟壽、金嘉鎮等と結托し、又た大院君に近き金宏集、趙義淵の下に往來し、更らに王妃と朴泳孝の聯絡を計り長驅懸軍の大勢を以て、大院君排斥運動を始めたり、此の巧妙なる計謀は固より允用一个の腦中より策略せしにあらざるべしと雖も、八日事變に至るまで准閔妃派と稱せられたる、安駟壽等の智略を加へたるもの多し、壯心雄圖は落々として當年の稟姿ある大院君の勢力は餘りに太陽の赫々たるが爲めに、老雄の朋友は殆んど寰外に遠かるに至る。

九月二十七日、老雄、平壤戰勝の虚實を大鳥圭介の聲顔によりて卜し、旁以て王室に異圖なきを表明せんが爲めに、午後三時使者を日本公使館に遣はして曰く曾て日本の庭園を見ず、日本食を試みしことなし、新交の厚誼を表せんが爲めに貴館を訪はんと欲すと、大院君自ら日本公使館に行くこと己に異常なり、世以て奇事となす、大院君威儀輕装して來り、黄昏雲觀宮に還る、日本公使館門前李允用多數の巡檢を率ゐて警衛し、其の門を出づるに

及んで、頓手して禮す、大院君大に憤りて曰く俗外の禮を學ぶものなりと即日其の職を免ず、蓋し偶然事によりて私怨と公怨とに酬ひたるなり、翌日より風説流行す、東徒變服、京城に入りて變を企てんとするもの數千と、新政府も尙ほ飄々として定らず。

朴泳孝、祖國に來りて志を得ず、快々として京城仁川の間に在り我有志者、朴の情を憐み推舉の勞を爲すものあり、大院君其部下李駿弼を朴の許に遣はし、肝膽を照らして、大院君の内心を語り、一擧の勞を假さんことを求む、朴泳孝は纖巧慧智の口辯を信じ、亦た其の志を語る、李駿弼之を大院君に告げ、大院君李峻鎔に命じ、朴、大に異志あり、日本により我國を亡さんと欲せりと、上奏せしむ而して翌日李駿弼は慶尙機張の縣監となり、其夜何人にか殺さるこの智計も元と是れ朴泳孝をして爲すなからしめたるに過ぎざりしと雖も、遂に火を以て火を燒き、術を以て術を破り、朴をして王妃の下に走らしめ、身却つて楚囚となり、愛孫をして孤島に送らしめ、幾多駿才の部下をして黄泉に入らしめたり、大院君の恐るゝところは朴泳孝に非ずして朴泳孝が日本の外勢を利用して政權を用ゆるに在り、朴泳孝の一派と閔妃との聯合にあり。

改革の元動力たる軍國機務所は、猜忌多き政權動力の集會所と變じ、互に反目す、平壤、海洋島の大勝明かとなるや、韓廷漸く我に信頼し、十月上旬義和宮を大使とし、兪吉濬以下



九名を従ひ廿日廣島大本營の下に於て日本皇帝陛下に參謁し圖書及白鶴を獻じ、二十九日東京に入り、皇后陛下に謁して王妃殿下よりの贈品を獻ず。

大鳥圭介駐在すと雖も、半島國政の節目擧がらず、百疑群出、内地の暴亂、韓廷の紛雜、收むべからざるものあり、故に井上馨、内務大臣を辭し十月十五日特命全權公使に任ぜられ、廿三日馬關を發し、廿七日京城に入る。

井上伯來るや、滿廷伯が日本の元勳にして威望一世を歴ふの人なるを知り、果して如何なる手腕を以て如何なる形勢に進行すべきか、世皆な伯の形影を見ざるはなし、井上伯亦た機略に富む、幕僚として聲言せしめて力めて自己の勢力威望とをして天下に重からしむ、故に韓廷、伯を見ること益重く其の默して政變の起伏することを察し、微を摘し機を察して容易に手を下さず撫然として形勢を待つもの、如し。

十一月下旬に至り東徒の亂線慶尙の北西、忠清東部を中心として殆ど制す可らざるものあり、皆な是れ大院君の教唆によると言ふ、一日井上馨雲峴宮に平壤より送附せる大院君の私書を送りて詰問せり、大院君私かに日本公使の手腕を見んと欲せしが、赫然意外の難問に接し、私かに彼容易に與みす可らずと爲し、大に謝して自ら政務を退かんとを以てせり、井上馨の來るや、日本政府は一は政守同盟の實と、獨立扶植の效を收めんが爲めに紛

々たる韓廷私權爭奪の根底を打破して、政權統合の策を立てんと欲せり、故に井上馨の入韓するや、先づ亂源たる大院君を排して寰外に去らしめたり、大院君の聲望、天下を蓋ふ一代の老雄すら、尙且井上の爲めに斥けられたるを見て、滿廷の多數は破膽して畏縮し、外臣の威勢朝野を掩ふ。

始め井上馨入韓するや、宮中府中の區域を明かにし、王室典範を定めて、王妃の涉政を拒ぎ、政權爭奪の病根を斷たんが爲めに調和政策を取りて、聯立内閣を作くり、官制を明にし文物制度秩然として亂れず、法制によりて政治の改革を遂げんとせり、曾て日本維新の初政、井上伊藤等西國の文物典制を用ひ文化の効著大なりしを以て、彼亦た之を半島治政の第一策としたるもの、如し。

井上公使は半島の大なる政權者となれり、彼は顧問の顧問として動き、政權の監督として坐じ、王室の後見者として任じ、四角八面なる行政組織を以て、遊逸なる國民を醒覺せんとし、曾て袁世凱が大國の強器を擁して、小朝廷を干涉したるが如く、井上公使は嚴格なる世話役として水平線上の長服と表敬とを收めんとせり、若し此の時日本政府をして併呑主義を取らしめば日韓政守同盟の此一機に乗じて礦山の特權、鐵道の布設權、土地の借入、諸種の實權を專斷して、己に同盟破るの日と雖も同盟の實利を得しならん。



大院君一たび校洞に退いてより、閔妃及其環圍の一派は、轉廻速力を増加して、政權を收攬せんことを計れり、然れども大院君の威望、其一派の潜勢力は、容易に打ち勝つ可らず、之を計るには、一面には井上公使を利用して日本の外援を假り、一面は流離せる朴泳孝を用ゐて彼一派の勢力を以て當らば日本公使亦た否議せざるべく、朴泳孝の材略以て恐るに足らずとなし、李允用、安嗣壽、金嘉鎮等を宮中に抱入して、朴泳孝との間に伏線を設けたり、漸く此の企圖を實顯せんとするに際し、何物か金鶴羽を暗殺せるものあり、金鶴羽は久しく日本に遊び、日本人士と好交あり、身を北人の常民より起し材略口辯當時少壯者中推して一流と爲す、亦た朴泳孝の親友なり、此の暗殺を以て雲峴宮より出でたりとなし、議紛々たり。

かゝる偶然の出來事ありてより、大院君の位地俄かに轉倒し、閔妃の圖案は燭を秉つて燒くが如く、計謀一々順風に乗じて進行し、十一月二十八日韓者東、李建昌、李容植を以て内務、工務、法務の協辨とせり、三人は元と是れ閔妃が信任せるものにして偶以て政務の順向に顯現したるなり、井上公使自ら計りて自ら作りたるなり、井上公使は此の交迭を以て憤怒して上奏せり、内閣の更迭を易々として實行せられては王室の威信に背くと、蓋し是より先き公使二十條の革新策を上言して國王陛下に獻策し、陛下の嘉納と信頼を得たればなり、其條目に曰く

- (一) 政權ハ總テ一途ニ出テザルベカラズ
- (二) 大君主ハ政務ヲ親裁スルノ權アリ又法令ヲ守ルノ義務アリ
- (三) 王室ノ事務ハ國政ト分離セシムベシ
- (四) 王室ノ組織ヲ定メザルベカラズ
- (五) 議政府並各衙門職務權限ヲ定メザルベカラズ
- (六) 租稅ハ度支衙門ヲシテ統一セシメ且ツ人民ニ課スル租稅ハ一定ノ率ヲ以テスルノ外ハ何等ノ名義方法ニ係ラズ之ヲ徵收スベカラズ
- (七) 王室及各衙門ノ費用ヲ豫定セサルベカラズ
- (八) 軍政ヲ定メザルベカラズ
- (九) 百事虛飾ヲ去リ誇大ノ弊ヲ矯メザルベカラズ
- (十) 刑律ヲ制定セザルベカラズ
- (十一) 警察官ヲシテ一途ニ出サシメザルベカラズ
- (十二) 官吏ノ服務規律ヲ立テ之ヲ嚴行セザルベカラズ
- (十三) 地方官ノ權限ヲ制限シテ之ヲ中央政府ニ收攬セザルベカラズ



- (十四) 官吏ノ登用並免黜ノ規則ヲ設ケ私意ヲ以テ之ヲ進退スベカラズ
- (十五) 勢權ノ爭奪又ハ猜疑離間ノ惡弊ハ斷ジテ之ヲ止メ政事上ニ復讐的觀念ヲ抱カシムベカラズ
- (十六) 工務衙門ハ未ダ必要ヲ認メズ
- (十七) 軍國機務所ノ組織權限ヲ改メザルベカラズ
- (十八) 熟練アル顧問官ヲ各衙門ニ聘用スベシ
- (十九) 留學生ヲ日本ニ派遣スベシ
- (二十) 國是一定ノ必要

此れ恰かも當年井上聞多等が維新の大業を爲したる當日の詔大に似たるに非ずや、此の時の獻策は不幸にして其文字の燦然煥然として美を極めたるに拘らず、之を行はしむるの方略こそ朝鮮政治家の尤も難するところにして、井上公使の着眼は眞に能く半島立政の第一義たるを失はざりしと雖も、昔も今も尙は同じく朝鮮人士の爲す能はざるは其の實務に在り、此の有名なる獻策ありてより、七日にして反對の現象は三協辨更迭によりて現はれたり、三協辨の人物固より輕重するに足らずと雖も其の更迭する最初の原因こそ閔妃の腹中乃至幕僚の間より案出せられたるものにあるを以て、井上公使は即日金允植、金宏集、魚

允中の三大臣を日本公使館に招いて政務の方略宜しきを得ずとて數多の例證を以て、六時間餘の訓諭的攻撃を加へたり、韓廷は日本公使を以て神經過敏世話過ぎたりと稱すれども、其の嚴格なる説法と懇々たる長談議の精力には少くとも摩すべからざるの尊敬を表したり。

三大臣は日本公使の訓戒的攻撃を受け、國王に謁見して上奏せり、陛下此の時、井上公使が尋常一樣の人物に非ざるを外聞せられ、半ば驚愕し、半ば憂懼し、金宏集をして參内すべきを傳へしむ、井上公使十二月一日參内す。

日本公使の參内を聞き第一驚愕したるは閔妃及其一派なり、何事を上奏すべしとは宮中の環望せしところ、此日内閣大臣、王の左右に列す、日本公使參謁して數時間、赤誠を表はし、嚴肅たる威容を保ち醇々として王宮の内勢を濫用するの害毒を痛論し、國王自ら威信を確立し、繪言を一二にせざらんことを説き、殆んど半ばにして幾度びか震慄せしむるの激語を以て、四時間激奏せり、陛下の柔温なるかゝる長江大河の辯論に接し、深く井上公使を畏敬せらる。

八日亦參内し日本の異志なく韓廷の自ら國是を一定すべきを上奏せり、上奏中閔妃、國王に耳語す國王公使に謂て曰く我れ朴泳孝を用ゐんとす卿の意如何と、公使固より其意ある







五日。推舉潔正賢能之人。其進退黜陟不取容私事。

六日。立四民同等之法事。

十月七日國王も亦た宗廟に詣りて十四條の宣誓を告せらる。

一月下旬軍務大臣趙義淵、一行、日本軍隊慰問使として占領地に行く、趙の行かんとするや友人皆止む、蓋し、朴泳孝一たび入閣するや十年日本にありて進歩の情態を知るを以て、銳意急進直ちに之を行はんとを計り、且つ金宏集、魚允中等別に一派の勢力と相容れざるを心私かに嫉視し、朴も亦た閔妃が寛待好遇或は邸寓を興へ或は婦女を贈くり、百方朴の歡志を得て、舊來の意志を行はんと欲し隱忍今日に至りしが、今や私かに、日本が專意内政に助力し、井上公使の精嚴なるに厭惡を生じ、朴泳孝私かに王妃を利用して政權を掌中に收めんと計り、王妃亦た朴泳孝によりて志を達せんと欲し、着々、金魚二氏を排斥せんとし、遂に先づ其の一派の長老、趙義淵をして、遠征に上らしめたり、是れ恰かも囚虜を配所に送くれるなり、後人以て此間の消息を以て安綱壽の策なりと云ふものありと雖も恐く全班を盡したるの言に非ず。

閔朴聯合の運動は着々厲行せられつゝあり、金鶴羽暗殺の事件は意外に關係を擴め、大院君の部下金國善、韓祈錫、鄭賓德、朴東鎮、曹禮淵、伊震求、鄭祖源等迄關係ありとなし、

高等法院を設け、國事犯及謀殺罪の豫審は着々進行し、李垓鎔は其首謀者として拘禁せられたり。

此の曖昧なる豫審は遂に四月中旬に至りて決定せられ、李垓鎔は大院君の哀求に至りて喬桐島に十年の流刑となり、朴準陽、金國善、韓祈錫等は謀反罪として死刑に處せられ、崔學植、高致金等は謀殺罪として殺さる、此法理的解釋は日本顧問某等の手によりて出來せりと雖も、其の豫審の證明口供は頗る誣妄を極め、罪なくして殺されたるものあり、是れ大院君の一派をして碎断して生氣なからしめたるものにして、朴泳孝が舊怨を以て之を實行し、而かも閔妃一派が朴を假りて爲さしめたるを知らざるに至りては其愚も甚だし、日本公使は刑罰の嚴に過ぐるを憂ひ朴に向て忠告せしと云ふ、而して彼れ冷乎として今や聞かざるの政權者となれり。

趙義淵は得々として五月、遠征の路より仁川に着するや隨行の一人たる朴準陽は、直ちに捕縛せられて殺され、身亦た免官せらる、金宏集等甚だ其不可を國王陛下に上奏するや、陛下怒りて曰く、卿等井上公使の言を聞かずや、主權は國王にありと若し以て不可とせば我職を止めしめよと是の奇異なる陛下の言は、天下の笑柄となりしと雖も其理斯の如し次第で金宏集職を去り、形勢着々變換し朴泳孝が金宏集の一派を嫉むる盛なりしと同時に、



閔妃の一派と親交なる、殆んど朴泳孝の外に一朴泳孝を見るの心地せり。

此の直天斷下的形勢を見て日本公使は亦た當日の雄斷を振ふ能はざるに至れり、朝鮮國民の積衰如何ともなし難きを見て公使自ら退きたるか、抑も亦た他に一理由あるか、余以爲らく抑も今日に及びで此の結果を見るは固より至勢のみ、何んとなれば政權の一要素たる大院君を倒すに他の一要素たる閔妃と朴泳孝の同盟を以て當らしめたるものは井上公使の助力預かりて力多し、去り乍ら退ひて當時外交上日本の地位を見れば、三國同盟己に成り、日本政府は過大の打撃を受け已に遼東を退き、半島獨立扶植の單獨的義務を盡す能はざるの形勢に至りしを以て、井上公使が昔日の鼻姿を以て斷案するの時代は己に放逸せり、而して露國ウエベルの勢力は循々として宮廷の間に積蓄し來り、韓廷をして陰然露國に倚るの感情を傾向せしむるに至れり。

ウエベル固より機才あるものに非ずと雖も、十年半島に使臣となり、能く國情を知り、所謂雇外人と好交あり、況んや三國同盟は彼をして自動の地位に至らしめ、絶東問題をして日本獨一の掌中に置くはサル帝國使臣の能くせざるところなりと稱し、今や露國の絶東政略の進張と共に、亭々として韓廷に生長し來れり、而して漢城駐在の一使臣英領事ヒリヤを除くの外は、皆なウエベルの手足となり、幕僚となりて、我政策に反對するに至れり、

半島通信者が五月廿日より廿五六日に至り、切りに王妃朴泳孝と露公使に結托せりとの警聞を以てしたるは偶其半島の現象を傳へたるなり。

當時の政變は日本の失意(外交上)と共に韓廷政治家の意志を全く迷はしめ、空しく韓廷をして獨立紀念祭を以て、日本公使井上伯を送くるの不首尾の演劇を以て、日韓攻守同盟は終れり其の始まるや乘天の大樹の如く雲外に聳立し、大巨浪の捲き來るが如く、半島をして畏服せしめたるにも拘らず、其の終るや落日蕭々として下れり。

## 獨立扶植(下)

朴泳孝の孤立——貞洞派——王城守兵問題——漢江の離別——外接なし——王妃の反擊——再度の亡命——亡命の日——金法集入閣——井上伯再來——日本對韓策の變移——李煥鎔特赦、附錄 韓廷の財政と漢城の金融

軌道を走れる二龍の一を見よ、失墜し、逡巡し、匍匐しつゝあり、若し井上伯歸朝以後の政略を見れば朴泳孝の失意は恐く彼の龍の如くあらん、彼曾て流離十年、聊か憂國の志あり而して歸來一旦政權を得るや、得々として人心の險腹を熟慮するなく淡然として王妃を籠



緒したりとなし、意氣豪然金宏集を排し、趙義淵を斥け、日本公使の言を聴かず、却つて半島を以て單に日本のみに信賴すべからずとなし、私かに意を露米に通じ恰かも土耳其帝國を以て獨立平和を期せんとしたるは偶、閔妃の餌食となるに過ぎず、井上伯の歸朝、露公使の潛勢力、今や一朴泳孝を以て力となすに足らざるに至れるを以て、遠心力たる朴と求心力たる王妃との間は漸く遠距離となり、朴泳孝は四面強敵の間に立つに至れり、彼が參謀たる李允用李完用は遂に今や朴徒に非ずして王妃の幕僚となれり、彼が親友なる徐光範も已に貞洞俱樂部に入らせり、安駟壽金嘉鎮は固より相好からず、朴の羽翼は一日に縮小し、曾て排斥したる金宏集の親友たる魚允中に心事を計るに至る。

六月上旬より韓廷の内政の改革に着手し、地方官制を發布し、二十三府を置き、地方兵營を設け、刑法民法を編纂し、收税法を作くり、稍生面を開かんとす、是の時に當りて東方に於ける露國の勢力増進せると同時に、半島に於ける日本の勢力は漸く退歩し、韓廷の内私かに露米に倚らんと欲するものあり、王妃は昔年の志の如く露國に附屬せんと志を遂行せんと欲しウエヘル及其夫人が宮廷に出入するを好機とし、漸く政權を日本に親交あるもの、手より收容せんと欲し、先づ朴泳孝排斥の計畫を行はんとせり、當時貞洞に社交俱樂部あり、出入するもの露公使ウエヘル、佛公使ブランセ、米國公使シル、雇洋人、リ

ゼンドル、ゼネラル、ダイ、サブチン、ニンステッド、外人アンダワード、カーペンリ、シユ、ハバート、韓廷の有力者、李允用、李完用、尹致昊、徐光範、閔商鎬等亦た其中心者たり當時吾人の目撃せるものによれば、(七月通信)

王妃が朴氏排斥に運動しつゝあるは已に二三週間前より人の稍々推測したるところなりしが、今や公々然として閔黨を入れ外國派を近寄せ先づ排斥運動の立脚的要素を作りて後果然之をウエヘル氏に計れりと云ふ其王妃がウエヘル氏に送りたる密書の大要は左の如くなりと云ふ。

朴泳孝を退かしめざれば日本を掣肘すること能はざるを以て貴君の力を假らんことを願ふ

と若し果して眞ならしめば王妃は已に朴氏排斥の依願を爲したるものにしてウエヘル氏と王妃との間は十分密着の關係を有し亦た對日本の攻守同盟を爲したるものと云ふべし而してウエヘル氏が之を我公使館に持し來りて示したりと云ふものあり彼れ何の必要ありて示したるか必ずや我が朴氏に對する決心、併に我對韓政策の度を試みんが爲なりしと云ふものあり。

余輩はウエヘル氏が自ら持して我代理公使に示して我當局者の決心を促したるや否やを知



らずと雖も此等の消息が天上落來的の驚愕を朴氏に與へ我當局者に加へたるや掩ふべからず何となれば今日迄英語派の跋扈も知れ、王妃と朴氏との間柄が能くもあらざることをも知れりといへども王妃が排朴——排日本運動方をウエヘル氏に依頼し而かもウエヘル氏が小兒を弄するが如き策略を以て我に示したると云ふは怪の怪なればなり怪若し事實ならば天下の怪は愈々出て奇也。

朴氏は俄然として反抗運動を始めたり兼ねて朴氏も其用意したること、は云ひ乍らサテ立ち上りて四面を顧みれば所謂楚歌の聲にて今まで稍々頼むべしと爲したる金嘉鎮、徐光範を始めとし皆な早や朴の味方とは云ふこと能はざるに至れり。

朴氏が内閣を去るや否やは直に我昨年來の義務及勞苦に對して非常の侮蔑を與へたるものなるや否やの問題に環聯す況んや外國派と唱して滔々我勢力を抑へ稍もすれば滿廷四十餘名の我顧問及び傭聘者をも彼が爲すまゝならしめばいつ排斥するや知る可らざれば我代理公使は一片の忠言的意思を齎らして三日午後四時より大闕に參内して何事かの上奏を爲して還れり。

かゝる急突の排斥を王妃より受けたるを以て朴氏は一時大に赫憤し又候王室が政治に口を差出すとを責めんとてヤッキ運動を始めたり思ふに二三日前より王城守備兵更迭云々の如

きも此等衝突の間より消息せしことにして王妃が井上伯に對する誓文并に彼の外國派と云ふも未だ大首領なきものにして公然朴氏を排し得ざるが爲めに朴氏の地位は今日迄辛ふじて失脚を免れたり且又たウエヘル氏と雖も今日王妃の内意を受けて公然我に當るが如き露骨的外交策を爲さるるを以て今日は先づ表面は朴氏の地位だけは保たるべしと雖も總理朴定陽氏の如きは王室よりの反抗、外國派の衝突等より其の地位を保つを屑よしとせずと見え今日又た二たび辭表を呈したれども國王陛下は之を允されざりき。

朴氏は岌々乎として王妃を中心とせる反對者の上に立てり何時落ち去るか皆指を屈して數ふるところ也朴民の失脚は日本の失脚也、疑問、暗黒、危險、不安、滔々として日本の上に来る、而して五六日前より京城人士は皆な噂して曰く朴内閣は五日間は維持し能はざるべし風説は閃々として漏れ渡り政治上の恐慌は又もや一大雲行の破裂を見るに至るべしと云ふものあり然れども是れ今更驚くべき現象に非ず余輩は已に三週間以前よりして此の變あるべきを豫想し豫言し豫卜したり。

朴内閣の環視者は一變して彗星となり切りに反旗を樹て、排朴——排日運動を始めつゝありしが果然其の火の手は外國派に起れり。



外國派の首領株たる李完用、李允用、李采淵、等は是より先き參謀會合所を貞洞に置き切りに外人の力を假りて我顧問及雇聘者を斥けんことを企て或は日語學校に外國語を加へんとし或は佛露獨三國語學校を起さんとし或は英語大學校を設置し或は學部、外部の諸局には夫れく英語を能くするものを置きて百方社會的方面より反動を試みたれども左ほど驚くべき勢力とも思はざりしが彼等の一派は茲に二個の會心するところを見出したたり。

王妃の下に集る

井上公使が誓盟せしめたる韓廷の禁物たる王室と政府の一區劃は伯の歸朝以來漸く其の頭角を表はし始めは茫漠たる間に中樞院乃至宮内の殘輩と志を通じ間々意をウエベル氏夫婦に寄せたるほどなりしが朴氏の地位定まり其勢力の傾きかゝるを見るや忽ち特進官なるものを設けて閔族の殘徒を入れて王室と直接此の關係を定めたり。

朴泳孝氏は王室と政府との關係を禁じたる一人なるに今更此の宮中顧問的——朝鮮にて禍害の基たる宮中顧問的の一官制を發布せしめたるは返す返すの失念なり然れども彼の時早し此の時遅し已に朴氏は政府内に於て權勢の上に於ても不對等の形勢を示したり試みに内閣會議に於て過る一週間前の形勢を描かしめば實に如斯。

李完用

朴泳孝

徐光範

魚允中

金嘉鎮

李周會

朴定隄



決議の數に於ても朴氏は己に一步を外國派に譲るの際に於て協辦局長の位地にあるものはいつしか去りて外國派に投じて往けり而して朴の雅量に乏しき往々愛憎の度に直注し易きところより同僚の間互に相妬み相疑ふところありて安むじて朴氏の爲めに腰を折るもの少く彼の安嗣壽氏の如きも蓋し又た朴氏が大に彼を用ゆること能はざるの致すところにして安嗣壽氏が朴魚の爭前より度支の大臣が軍部大臣たらんことを切りに朴氏に求めたるの意ありしを知り乍ら深く之を排しもせざるも大に之を用ゆるをなさずして疑惑の間に彼を埋没して遂に斷乎として懸冠の決心を爲さしむるのみならず王妃派の下に一利益を興へたるが如き往々政策上の不敏あるを免れざるところあり。斯くて外國派の運動は着々として我を制し朴氏を制し來ると同時に朴氏に背いて走るもの續々として出で來り朴氏の意見又た内閣會議に於ても決行し能はざるに當りて朴氏の一身に就て一大制裁を加ふるものありせば、



朴氏をして以前の如く自由に大闕に出入せざらしめ併せて國王及び王妃に近寄ること能はざらしめたる事也

是れ明かに王妃と朴氏の隔絶にして是れ王妃の方寸によりしか外國派の煽動に依るか、果又た外國人等の德憑によれるか、何れにあるかは斷言し能はざれども朴氏が王室に遠かり行くの事實は先づ是にて決せられたり。

半島に於ける列國の外交的機動演習は頗る單純にして淺薄なるものなり是れ露國を除くの外歐米諸國が深く半島に利害を有せず又た殊に對韓策と稱して彼等が運動するところなきを以てなるべし然れども遼東半島遼附に關して三國同盟以來並に近頃外國派と稱するものとの關係よりして外國人士の動搖を見るに又た稍一斑を窺ふに足る者あり。

半島駐在の各國外交官(は)

- 露國 ウェベル氏
- 米國 シル氏
- 英國 ヒリア氏
- 佛國 ブランゼー氏
- 獨國 クリン氏

ウェベル氏の事は已に再三余輩が記したることあり、氏が沈毅にして果斷なる露國的材料は今更ら云ふ迄もなし、ク氏、ブ氏、ヒ氏の人物に至りては未だ噴々たるを聞かず、只シル氏は久しく半島に在りて能く此地の形勢風俗を知れる人なりと云ふ而して彼等諸外國使臣は曩きに我公使が深厚なる忠言を爲し盤々として盤根を斷つの有様より韓廷の事萬事日本に従ふかの如く見えたるの時より深く半島の政局に着眼し伯が歸朝前後より朴内閣が一時靡然として我に鋒を向ふの好機に乗じて政略的の意味ある○○○○○氏も單に我も一株加はりたしと存念したる外國使臣の吹鼓的運動は一も二もなく外國派に氣勢を加へ王室に助力を興ふるの動機となれり若し此間の消息を斷言せしめんか露國ウェベル氏の外は社會的の好意に屬したるべしと思はる。

露佛獨の三國が會て我に當りしが如く三國同盟的政策に出つゝあるや否やは疑問なりと雖も寧ろ我に左袒するよりもウェベル氏が爲さんとするものに向つて好意を表し乃至助勢せんとするは掩ふ可らざるどころ也是の間にシル氏ピルロー氏は敢て何にも加擔せざるが如しと雖もシル氏が英人の勢力を大なる意味なしに韓廷に樹立せしめんが爲めに時としてウェベル氏の動作に賛成するに至らざるも敢て不可なりとなせるの傾向ありし事實なし。衰世凱よりも大なる、且つ深慮あるウェベル氏は常に王妃と結托せるが如くに言ふと雖も



世亦た其の確實なる事實を示して此くの如き關係ありと證するものなかりしが一大秘密は却つて天邊より落ち來れり其の秘密の證據をウエベル氏自ら告白せんとは意外ならずや然れども意外は更らに大なる意外を含む。

ウエベル氏一夕我公使館に來りて語りて曰はく王妃は我に秘書を送れり其の文意は我に向つて日本の潜越的政策を掣肘せしめんことを求むるの書也とウエベル氏は其の王妃が送れる秘書をも我に示したりとも云へり、果して然らばウエベル氏は王妃を誣せんとの意にあるか否な否ならざるべし大なる意味あるべし彼は我をして其潜越なりとの自證を爲さしめんとの意なるべしと云ふ。

是れ三四日前に起れる事なりと云ふものあり。

一步は一步より遠ざかり、彼れ我を打つに非ざれば、我、彼を撃たざる可らず、王妃と朴泳孝の間は渴せる猛獸の如く、争點に近まりつゝあり、朴泳孝は先づ機を制せんと欲し、曾て國王陛下に上奏し、其許可ありたる王城守兵更迭を實行せんことを企てたり、當時王宮の守兵は米人せラル、ダイ之を訓練すと稱すれども、固より銃器を有する規律なき舊兵なり、而して訓練隊は日本士官を聘して訓練已に一年餘、其の將校多くは朴派なり、故に朴泳孝は先づ實力を以て大勢を挽回するに非ざれば到底爲し難きを見て國王の許可ある

を好箇の口實を以て斷然訓練隊を以て王城の守備に更迭せんことを計り、七月五日申應照、李圭完、禹範善と、舟遊を約し漢江に舟を浮べて密議を爲せり、小舸を龍山より楊花津の間に往來し、三客一主、國事の非を嘆じ、非常手段を以て君側を清洗せんことを誓ひ、若し一朝事誤らば今日の舟遊實に生別なりとて相共に流涕せりと云ふ。

此等過激の計畫は當時の時勢に於て決行するも、到底善果を得べきものに非ず、何んとなれば朴をして此の失意に至らしめしもの、朴の罪にありと雖も絶東に於ける日本政府の政策は已に主力を失し、露國の鼻息に従はんとするの有様なるを以て、不幸にして朴の計謀は血氣の過激に過ぎず、日本有志者星亨の如きは、韓廷の頑迷、貞洞派の貳心を覺醒し、改革の緒を開くは守兵更迭の外、上策なしとまで主張し、私かに朴泳孝の志を助けたりと雖も、井上伯は未だ歸來せず、亦た之に應ずるものなく、朴は空しく其の志を抱ひて時機を待たんとせり。

是より先き漢城政府の表面は一躰にしまり七月三四日迄王城守備兵更迭問題にて王妃對朴氏の破裂も近きにあるるべしとの噂さへトリ／＼に吹き廻り京城の人心はとかく動搖して巷々にイみて時況を私語などはや不穩の景況は見えたりけり只だ王妃の一派より朴氏を排斥せんとしたるが爲に朴氏をして反抗運動に至らしめたるか朴氏が王妃の政治に立ち障



るの禍害を斷滅せんために王妃を排せんとの志を起さしめたるか何れなりとも判断なし難しと雖も朴氏の四面は一時岌々として危機に迫まりたる事明かなり。

サテ朴氏は如何なる不軌を計らんとせしか今日其事實を證すること能はざるも已に詔諭に朕以朴泳孝甲申事故有恕故不記前罪特爲顯庸使之效忠自贖乃反帖終陰圖不軌事已發覺方令法部嚴覈正罪而元惡斯得餘人悉置不問以示廣蕩之典

開國五百四年閏五月十四日

宮内大臣署理全宗漢奉

と記しあれば朝鮮政府は朴氏を以て王妃を廢するの計畫を有するものと斷じたりと見えたり。

發 覺 (表面の事實)

王妃及び朴氏反對の方面にあるものは三四日前より切りに朴氏の素振りに注目していつかな其の計謀を發覺せしむる機會あれかしとなし(よし計謀は果して王妃を廢するの計謀なりしかば大に疑ふべし)居りしが五日夜意外の馬鹿氣な珍談こそ出たれ。

我泥隄の居留地に先年より流寓せし佐々木某なるものあり、秋田縣人なるが餘り其の人物は善からぬとの風評さへありき同夜洪在傳なるもの佐々木の寓所に至り四方山の話の末筆

談にて佐々木は記して云ふ朴泳孝は先日来より日本兵を假りて王城を守護し併せて王妃を廢するの志ありしも我代理公使は其の輕舉を不可とせしを以て近日有志の力をかりて王妃排斥運動ありと聞きぬ洪は一見大に驚駭したるも知らぬ爲ねして暫らくして辭し去れり抑も佐々木の此の筆談は固より一場の談柄にて其の計畫ありしとは直信すべからず。

洪在傳は急走して此の趣きを特進官にして曾て閔族の一味、泳駿の巾着と稱せられたる沈相黨に報じたりしかば沈相黨は驚きしか之を以て好個の口實となして驚喜したるかは斷言し能はざるも彼は直ちに之を國王殿下に上奏に及べり殿下は前途の紛擾を思ひて憂慮せられたるべし朴氏の計謀かくくの事を耳にして兎角に驚き先づ御前會議を開くことゝなれり。

沈相黨の上奏は國王殿下をして決心せしむるに一大困難なりしなるべし何となれば朴氏の計畫は果して事實なるか、若し又事實なりとせば之の處置は何人に委すべきか、もし王妃一派の手に委せなば第二の破裂は免るべしとも計られず日本との關係出づべし、とやかく國王には憂心忡々として暫く決し兼ねたる姿なりしが前にかゝる大難に當りて公平の判決をなし得るものは金宏集の外に適任者なかるべしとの事にて勅命を以て朴氏不軌處分策の全權を金宏集に一任の御意ありて六日金氏を王宮内に招いて其の處分を委頼せらる。



(朴氏は此の日自邸に於て金氏が王宮内に入りたるを聞きて頗る懸念の跡ありて何事の變事起るべしとの慮ありしと)

金氏は是に於て獨斷にては此大事件を判じ兼ねたりと見て六日午後より御前會議を開く爲めに左の人々を招きたり。

朴定陽、魚允中、金允植、李完用、李允用、尹致昊、金嘉鎮

右の内李允用氏は何故か慮かるところありてか四五回の呼状達したれども都合ありと稱して出でざりしと。

(李允用は愈排朴會議の事なるべきを豫想し私かに朴泳孝氏に向て注意したりと云ふものあり)

この御前會議は如何に決議せしやの詳報を得ざるも愈朴氏不軌の計略は事實なりとの判断を下して其の善後策として今後の内閣の始末迄決議したりと云ふ安嗣壽を警務使(警視總監)に任じ徐光範を免じ趙義淵を又た内閣に入れ、萬一の不慮に備へる兵士、警察の準備より仁川港の嚴備等迄逐一相談したりと云ふ。

御前會議は了り萬事の準備を爲したれば六日の夜公然と内閣會議を爲したり彼等此日の運動の機敏なる驚くべし各大臣は朴氏を除くの外皆會せり議事は相變らず朴氏處分事件なり

殆ど一味の者なれば何異議の有るべき筈もなければ直に議決し一面には露國公使館米國公使館に朴氏處分の前意を通じ都合に依り萬々一意外の變事有るときは貴國兵士上陸守護を請ふとの事を以てし(或人は虚事なるべしと云ふ者ありしと雖我は請兵の事迄には至らざるも政治上の周旋を請ひしことなかりしか多少の疑あり)一面には外務大臣金允植を我公使館に遣はして朴氏不軌の陰謀あるを告げしめたり金允植は我代理公使杉村氏に向つて、朴氏處分に就ては固より朝鮮政府内部の變事にして毫も外國に關係なきを以て萬一貴國公使館并に人民の保護を仰ぐことなしとも期せざれば願くは之に就ては關係なきことを請ふ

金氏は先づ要領を得て還らんとするや否や朴氏は事の急突に出でたるに愕き虎口を脱せんとして我公使館に來れりと云ふ金氏と朴氏とは固より無言にして別れたるべし時しも五更にして北斗の星は北漢の山奥に沈み曉星己に光を失して故都一面は徐に朝嵐を送り十年の亡命者が不運を追ふて又もや天涯萬里の烟波外に走らんとて來るを憐むが如し朴氏の謀計は



如何ありしか今日断じ能はざるも朴氏此時の心腸は愛國者の涙を買ふに餘ありと云ふべし朴氏は曉方我公使館に來りて保護を請ひたるも今日之を爲す譯合に至らざれば一と先づ仁川まで落ちのびての上に日本に逃げ去るべしとて亡命の仕度を爲し身には粗末の洋服を着し従ふものは従僕十餘名の外李圭完、申應熙の二氏にて一行合せて廿餘名我泥峴の表道より南大門に出でたり。

此の時已に遅し南大門の内外には朴氏處分の詔諭さへ榜出しおれば市民雲霞の如くに集り押し合ひせり合ひして詔諭を争讀しつゝありしが何人の一行にや電馳して大勢の央はを通り抜けたり。

大勢は何人の出行なるやバット道を開きしが例の警備巡檢はアレ朴泳孝なり人民捕れ々々と呼ばはりたれば山の如きの人民は大崩れになりて其後を追ひかけ追ひかけ後より石を亂投し今や朴氏の一行は危険と見たりき巡檢も後を追ひつゝやがて龍山に近き小山の處まで追ひつめたるも従者の中には我邦人の私人の好意を以て朴氏の亡命を保護せんとして従ふものも出來たりければ追撃者も事面倒になるべきを慮かりてか遂に其處にて止めたり。

(此の時風説は全く朴氏を捕へたり李圭完をも捕へたりとのを眞實の如くに吹聴したり誤電察すべし)

亡命者の一行は恰も好し仁川發の漁船に乗じて仁川に向へり後より政府は警務使安馴壽を遣はし亡命者の行先きを探索せしめたるも其甲斐なく軍務大臣は第一訓練隊第二中隊の一隊を李範來、權承稷、李祖鎮等に令して追撃せしめたるも撃ち留め能はずして半島の長蛇は遂に逸して仁川より日本に去りしと云ふ。

朴氏亡命後は萬事平穩を計り何事も一時穩便を計りて民心の動搖を静め日本の惡感情を避けん爲めにや、頗る更迭は循々然として行はれ先づ昨日來の大立者金宏集氏は特進官に任ぜられたり遠からず朴定陽の後任となるべし朴氏の腹心にありけるが如く見たりる俞吉濬は内務署理大臣となり間もなく警務大臣となるべし、三清洞の邸内に嘯きつゝ朴氏の亡命を白視したる例の安先生馴壽は果然警務使となれり是亦た度支大臣となるべし、朴泳孝、李允用、李圭完、仁川警務官崔鎮翰は本官を免ぜられ參領申應熙は停職を命ぜられたり是れ六日に決定せしことにして七日に至りて徐光範、李完用、金嘉鎮、も免官せられたり、新政府はもはや手を束ねて居る能はざれば混雜の間に運轉は止まずに進行しぬ、半島の奇劇は年毎に七月を以て益其奇を極めつゝあり。

疾風迅雷の如き機敏神速なる排朴運動の落來はいつかの大勢たるべしとは豫想したれども餘りの意外なるには殆ど人心を迷愕せしめたるのみならず排朴の主勢たる王妃及外國派の



却て今回の事件に當りて主要の地位を占めざるのみか外國派が曾て排したる金宏集氏が王宮内に入出入して善後の大局を指揮し咄嗟の間に極めて靜穩に處置し舊派の位地を固めんとするが如きは一跡二面の關係が新たに混入しつゝあることを窺ふを得べし。

一兩日中に内閣の更迭あるべしとの豫想は殆ど相違し王妃の動靜は極めて沈深にしてウエベル氏の舉動の如きも依然として表面に於ては舊のウエベル氏なり閔泳達、閔泳煥、沈相薰の徒は今回の事件によりて未だ表面に何等出色の運動を聞かず昨來屢々御前會議ありと稱すれども未だ政府の位地は大なる變革なし是によりて排朴以後の韓廷は裏面の關係はいざ知らず表面に見るものは金宏集宮内に於て萬事を處置し内閣は魚允中、申箕善を上にして兪吉濬尤も舊守内閣の爲に斡旋しつゝあり。

金宏集一たび特進官となりてより早くも大院君出づべし趙義淵出づべしと風説しぬ大院君には殊に國王より迎ひの使者到りしも李埭鎔の刑を免ぜられざれば招きに應ぜずとの風評ありしも多は舊派が表面の主勢を指揮したるより想像せしもの多く韓廷の内幕は未ださる簡單の形勢に至らず所謂閔派と稱する者は全く舊派と一致せざるか、外國派も亦風評の如く悉く失墜するに至れるか一週間後の政變を卜するものは景福宮の王庭に舊派を中心として外國派閔派よりの挾撃演劇あるべしと信ずるもの多し現今政府内に於て樞要の地位に

あるものを擧げて之が黨派區分を爲すに如左、

舊守派	閔派	外國派
特進官 金宏集	特進官 閔泳達	李完用
度支大臣 魚允中	同 閔泳煥	徐光範
軍部大臣 申箕善	同 閔相薰	金嘉鎮
内務署理大臣 兪吉濬	中樞院議官 申正熙	
警務吏 安馴壽	副領 洪啓熙	

之によりて見れば表面には朴泳孝氏を亡命する迄激烈なる處分を爲したるは金宏集一派の復讐運動の如く見ゆるものありと雖亦縶りて其内幕を見れば排朴の形勢は十數日前より王妃の胸中に定まり居たりと云ひ且つ朴氏が王妃派の處置に憤怒して一時王城守兵の更迭運動を爲したりと言ふが如き次第なれば舊派が朴氏を排斥したるは咄々急事の好機に乗じたるまでして始より金宏集氏が朴氏を倒すの計略を廻らしたりとは言ふべからず或人舊派の現勢を稱して鵲蚌の争ひ漁夫の利と言ふ或は事實に近きが如し。

國王陛下は五日の午後、沈相薰の上奏を得てより直ちに一切の處置を金宏集氏に委託せられたり金氏は宮廷に於て宣言して云ふ朴をして永く置かしめば朝鮮亡びん余は國家の爲め



に彼を排して善後の局を爲すべしと國王陛下は突然の思付にて金氏を招かれたるか、果た又た王妃の方寸よりワザと氏を呼びたるか、陛下は始より金氏を信頼せられ居るか、是等の疑點は速断し能はざるも國王陛下近日の私言なりとて聞くところによれば陛下は朴氏が入閣以來從來名族にもあらぬ一平民等が一躍して政權の地に上るのみならず服制改革等の社會的變革について快からざる爲めにや切りに朕が位をどやかく言ふもの多く朕が臣下に政權の輩出でんことを憂の種なりとの言葉さへ往々漏れ聞き何がななしに朴氏の心事を疑はれたる様子さへありしと聞く是れ今日に於て或は朴氏を排するもの、續言せしことなりと雖も亦た是によりて已に朴氏が王廷内に失勢せる所以を知るべし。

然れども國王陛下は何事をも王妃の心底に委かせらるべしとは一の想像に止るべし何んとなれば若し王妃の爲めに全然政治を左右せらるるとすれば金氏をして排朴善後の委任を爲さしめられたるが如きは余輩の感を十分解く能はず。

ウエベル氏と王妃の關係は相變らず暗黒也。

閔派と王妃の關係は暗黒の間にあり。

外國派の王妃に於ける氣息も又た暗黒也。

暗黒は一幕毎に明白となり明白は一幕毎に暗黒を引出して韓廷の變革を促がす。

韓廷は朴氏を不軌を圖るものなりとしたれども其の不軌の反心ありと證する物件なきには大困りなるべし、朴氏が實際に如何なる不軌の計畫ありしやすら一の疑問なれば朝鮮政府は只だ一書生佐々木が筆談を以て直ちに朴氏不軌の志ありとはよも言はれまじ、若し其の證據なきときは朝鮮政府の現内閣員を始めとして金宏集氏迄其の強迫的不名譽の行爲に對して責任を負はざるべからずされば昨來朝鮮政府内には風説製造人を派遣して朴氏不軌の事實談を播布せしめつゝありとの風聞さへあり。

韓廷内の或官吏は朴氏が不軌の志ありとの前兆を證して曰く、

去る五月中第一訓練隊長申應熙は各部下に彈丸を分與せり、其名義は軍務大臣よりの命令なりと云ふ兼ねて怪しき事件起るべしとの前兆ありたれば之を軍務大臣に聞きたるに大臣は何事も知らずと答へたり然る處に部下の我下士傍より言ふに彼の彈丸分與の事は内務大臣より大隊長申應熙に含ませたることありて分與せしなりと

又た或一官吏の言なりと云ふものあり曰く、

朴氏は五六日前李圭完申應熙等と漢江に漁遊すると稱して舟を龍山附近に浮べて不軌の密議を爲したりと

韓廷は朴氏が不軌事件を證し得るものは此の外幾多の材料あるや否やは余輩は敢て深く立



ち入ることを好まずと雖も只だ七日朴氏亡命の日韓廷の處置を見るに大に疑はしむるものあり、若し朴氏を以て果して王妃を廢するの志ありとせば韓廷は朴氏の亡命を殊更ら逃去せしめたるが如き舉動に出でたるのみならず何故に朴派と稱せしものを悉く嚴罰に處せざる乎、韓廷の大疑獄是より出でんと云ふ。

朴氏亡命の當日は朴氏は俄か仕度ながらも無事にて自宅を落ちのびたり、金允植氏を我公使館に使せしむると同時に朴邸を圍まざりしは一の疑問也、朴氏が南大門を出づるや市民の内より擲石せしものありと聞きたれども巡檢等は殆んど形式上の追撃を爲したるまでに逃亡せしめたり、是の一の疑問也、追撃兵一中隊は仁川の中道より引返したり引返さしめたるは一の疑問也、仁川にては追撃巡檢等は道を開いて逃がしたり是れ一の疑問也、朴氏の邸は依然として在り一の疑問也、朴氏の家族は毫も害を受けんとしたることなしは一の疑問也、當日警務使安嗣壽氏は朴氏が仁川に逃げたることは知りつゝも知らざる爲ねして大さわざにさわざたるは一の疑問也、内務處理大臣兪吉濬氏は朴氏は逃げさせましたと言へり是れ一の疑問也、政府の重なるものは朴氏に就て不軌を計れるものなりと云ふものを聞かざ一の疑問也、疑問より疑問に移り行けば韓廷は朴氏を目して何かの計謀を有せしやの疑は稱し得るも不軌を計りしと稱し能はざるこそ大なる疑問なれ。

現政府が今回の事件に就き餘りに寛大に處分したるは屹度何かの理由あるべしとの疑問を辨ずるものは曰く、

抑も今回の事たる始より政府内に共議一致の上朴氏不軌の事實を調査せしと云ふ事にもなく従つて朴氏排斥に就て密議せしともなく突然國王の金宏集に命ぜられたるを舊派の人々不時の好機會なりと爲して依然舊派の位置を固めんとするにありて内には三四日以前迄寧ろ朴氏の爲めに外國派に當らんと迄奔走したる人さへあれば今日單に朴氏が不軌ありとての事を以て直ちに朴氏及び其一派を痛慘に至らしめざること明かなり。

又た今の政府内の多くは日本が朴氏を排するものと誤信し却て日本人には今回の事件を以て感情を好くすと思へるものあれば強て朴氏を今更らに嚴責する必要なく寧ろ今の政府を以て日本派の好意を求め得べしと思へることなり。

また朝鮮の常として一旦大罪を負へるものも其の派の時代となれば昔時の復讐を爲すこと往々あるを以て今朴氏及び其一派を慘刑に處するは他日の憂となるを以て成るべく當らず障らざることを爲し置けり。

是れも亦た稍事情を鑿ちたる觀察に相違なしと雖も今回の事件は元と王妃と朴氏の衝突彼此の事情因となり果となりて將さに形勢何れにか決せんとするに當りて突然一小機會を利



用じて舊派が勢力を得たるものにして始よりの常勢に非ざりしや明か也。

此の打撃の後表現せる金内閣は、恐らく日本に對する政略なりしならむ、何んとなれば稱して不軌とする朴の計謀は、頗る不明にして韓廷が不軌者として捕縛せんとしたる事由は、遂に井上伯の再來に迄は明かならざりき。

金内閣は頗る無事にして、王妃一派も井上公使が果して如何なる考案を以て來るべきか、世に稱して朴不軌事件問罪の爲め兵を率ゐて來るべしとの風説は、端なく閔派をして中心驚愕せしめ、切りに防禦政略を取り、半面は金宏集、魚允中等をして表面の責任に當らしめ、半面はリ、ゼンドルを用ゐて宮中の顧問となしウエヘルと内々意志を通じたり。

ウエヘル、メキシコ國に轉任して、スパール京城駐在となるの報あり、王妃大に之を憂ひ書を露國皇帝陛下に贈りて、ウエヘルの留任を求めたり王妃が如何に經營したるかは七月廿七日余の通信に在り。

### 王妃の潜勢力

王妃は沈黙せり沈黙を破ふるの氣運は來らんとす、曩きに朴氏處分に金宏集一派の力を  
用らるゝや舊漸進派の勢力は表面より則ち正面攻撃を以て政治上主勢の位置を占めんと

するや王妃には直ちに之に對する防禦政策を用ゐ、勅令を以て囚獄中の閔泳柱を免じ、州に在る閔族を呼び集め芝罘にありし閔商鎬を招き殆んど閔應植、閔泳翊、閔泳駿の三名を除くの外は悉く京城に呼ばれたり其の招きに應じて來れるもの二十有三名何れも外戚の威を假りて一時政權の樞要にありしものなり彼等恰かも福原落ちの平族が六波羅御殿に復歸せしが如く宗徒の名々手を牽き冠を並べ轎を列して景福宮に集るとはア、閔族に取りては衰者亦榮へることを喜ぶなるべしされば景福宮の周圍には一時に太陽の回轉を來し孤立索寞身の盛衰を悲み玉ひし王妃殿下も今は幻の夢さへ結ばれまじく半島の形勢は月の盈虚に異ならじ。

宮中には第一に閔家の宗徒を集め次に舊閔派の故兒故舊を呼びつゝありとは云へ朴氏處分の主勢者金宏集氏は固より心任せて閔派に附順するものにわらず況んや魚允中氏金宏集氏の如きは始めより王妃が政治に手を出さるゝことを不可となすものなれば閔族派即ち宮中派の目より見るときいつしか我に抵抗運動を爲すやも計られず殊に井上公使も來られ居れば滅多に油断なるまじとは王妃固より其の方寸にあれば宮中派は防禦の上に防禦を加へて他日の作戰材料を集めたり。

果然リゼンドルを大臣協辦なきを幸として宮中の顧問となしぬ、余輩は今更らリゼンド



川○氏○一○名○が○宮○内○に○願○問○と○な○る○に○就○て○利○害○得○失○の○嘆○息○を○啣○つ○に○及○ば○ね○ど○も○半○島○の○事○は○萬○事○一○名○の○み○の○利○害○に○あ○ら○ず○殊○に○奥○深○く○宮○内○の○事○に○餘○り○必○要○も○な○き○願○問○を○置○く○と○せ○ば○川○氏○が○願○問○と○な○り○し○こ○と○は○宮○中○が○内○閣○に○對○し○て○防○禦○の○全○備○を○告○し○た○る○秋○な○り○し○こ○と○を○卜○せ○ら○る○川○氏○願○問○以○前○の○宮○中○は○勢○力○の○根○底○を○固○め○た○る○時○代○な○り○き○其○以○後○は○政○略○に○於○て○は○内○閣○と○對○抗○運○動○を○始○め○ん○と○す○る○に○あ○り○し○も○井○伯○の○渡○來○は○彼○に○取○り○て○は○一○頓○挫○に○し○て○内○閣○に○取○り○て○回○顧○、○狼○狽○、○迷○惑○、○途○巡○、○二○の○足○時○代○な○り○し○な○る○べし。

然○ら○ば○宮○内○の○今○日○は○最○早○や○村○氏○に○對○し○て、○内○閣○に○對○し○て○防○禦○作○戦○の○時○代○を○過○ぎ○て○一○轉○せ○ば○閔○族○政○治○の○復○活、○勢○道○政○治○の○舊○摸○形○を○演○ぜ○ん○と○欲○す○る○の○決○心○を○爲○さ○し○め○つゝ○あ○る○の○時○代○と○言○ふ○べし。

幕以上の角力なり

右○せ○ん○と○す○れ○ば○宮○中○派○の○侵○略○烈○し○く○左○せ○ん○と○せ○ば○内○閣○の○漸○進○派○の○勢○力○薄○弱○な○り○兩○面○に○當○ら○ん○と○せ○ば○我○力○足○ら○ず○凡○て○を○掩○は○ん○と○せ○ば○混○亂○遠○か○ら○ず○金○宏○集○氏○の○地○位○は○岌○々○と○し○て○安○危○の○界○に○立○て○り。

金○宏○集○氏○は○其○名○望○經○歴○よ○り○す○る○も○村○定○陽○氏○に○代○る○べし○勢○運○あ○り○乍○ら○今○に○中○樞○院○の○長○と○し

て○其○の○望○を○達○せ○さ○る○は○全○く○進○退○維○れ○谷○ま○ら○ん○を○す○る○の○境○界○に○あ○る○が○故○な○り○金○氏○は○始○め○國○王○の○任○頼○を○受○け○て○村○處○分○を○爲○し○た○り○と○は○云○へ○元○と○閔○派○の○人○に○非○ず○外○戚○政○治○に○反○對○の○人○な○れ○ば○宮○中○よ○り○は○之○を○排○せ○ん○と○せ○ば○先○き○の○功○勞○と○委○任○の○名○に○背○き○之○を○用○ひ○ん○と○せ○ば○宮○内○の○反○抗○を○爲○す○を○以○て○閔○派○の○輩○は○金○氏○の○一○身○に○就○て○は○敬○し○て○遠○く○主○義○の○政○略○を○以○て○之○を○取○り○逃○が○さ○ず○し○て○之○を○排○せ○ん○と○し○つゝ○あ○り○而○し○て○彼○の○一○方○に○は○早○く○金○氏○を○首○相○に○置○き○て○内○閣○の○統○一○を○計○ら○し○め○ん○と○す○れ○ど○も○宮○内○の○掣○肘○あ○り○て○意○の○如○く○な○ら○ず○舊○英○語○派○に○し○て○今○や○宮○中○に○出○入○し○て○准○閔○派○た○る○も○の○中○に○も○金○宏○集○氏○を○押○し○立○て○他○日○閔○族○專○横○の○禍○を○防○が○ん○と○思○ふ○も○の○あ○れ○ど○も○只○だ○思○ふ○の○み○に○て○之○を○發○言○し○幹○旋○す○る○こ○と○能○は○ず○さ○れ○ば○今○日○金○氏○の○位○置○は○殆○ん○ど○内○閣○中○の○勝○敗○決○戦○の○界○目○に○し○て○金○氏○に○し○て○首○相○と○な○る○か○若○し○く○は○入○閣○す○れ○ば○半○島○の○形○勢○は○先○づ○當○分○の○間○閔○族○政○治○の○世○と○な○ら○さ○る○べし。

金○宏○集○氏○の○幕○僚○に○は○兪○吉○濬○氏○あ○り○安○嗣○壽○氏○の○如○き○も○亦○た○多○少○心○寄○せ○居○れ○ば○政○治○上○の○運○動○は○尤○も○妙○を○盡○く○し○巧○を○盡○く○し○つゝ○あ○る○に○は○相○違○あ○る○まじ○と○雖○も○殆○ん○ど○君○權○の○利○用○は○閔○族○の○手○に○附○せ○ら○れ○ん○と○す○る○の○今○日○な○れ○ば○金○宏○集○氏○の○前○途○は○失○敗○の○歴○史○に○あ○る○べし。

然○れ○ど○も○金○宏○集○氏○は○流○石○の○男○也○王○室○と○は○容○易○に○離○れ○さ○る○を○主○と○し○沈○相○黨、○舊○英○語○派○と○は○相○提○携○す○る○が○如○く○に○驅○引○せ○り○今○や○半○島○政○治○家○の○角○力○は○幕○以○上○に○來○れ○り。



拱手とヤツキ

朴内閣の時代に漸進派あり曰く

魚 允 中 度 支 大 臣

金 允 植 外 務 大 臣

朴 定 陽 總 理 大 臣

なり其の反面に英語派あり曰く

李 完 用 學 部 大 臣

徐 光 範 法 部 大 臣

金 嘉 鎮 農 商 部 大 臣

二派今日に至るも尙ほ一致すること能はずと雖も漸進派は金宏集氏宮中に入るを以て自ら其の位地を變じ英語派は宮中の勢力思の外に増加するを見て自ら其の方針を變ずるに至れり漸進派は今日己に大陽系を失せる流星の如く政治の動機を握ること能はざるに當りて英語派と稱せられたるものは流星は才子遑なり王室の幕裏に出入し閔派の勢力を利用せんとし彼等が曾て外人顧問政略も今や實行せられ己に宮内にリセンドル氏あり度

支衙門、法部衙門に不日に米國より二顧問來ることになれりされども是れ一時の行きがかりなり彼等の或者は退いて國勢を見れば日一日に危機に接し、閔族樹立外人専用は一國紛亂の始まることを氣附くものあり、只だ大勢の己に如何ともなす能はざるを見てヤツキとなる耳漸進は金宏集の進退に拱手せり舊英語派は閔族の前途にヤツキとなりて杞憂の利用、利用の杞憂を爲す迄のみ、

漢城政府が、憂心忡然として待ちたる井上伯は廿日の黄昏入京せり、而かも一兵卒をも從へずして入京せり宮中は先づ是にて一疑問を發せり、伯は其出迎として來れる韓廷の使者に對して、頗る温容寬量、殆むど當日の井伯に非ざるなり、廿五日井上公使參内し、奢美を極めたる獻上品(六千圓價品)を持し且つ公使夫人は三千圓價格の獻物を爲したり、此日の參内は七時間なりしが、伯の上奏中、朴の不軌に就き、漠然言はんとして窮言せず切りに王室收攬の必要と、國家擁護の説を以てしたりと言へり、此れ驚くべき變化ならずや、王室は例の井上が如何なる苦言を以てすべきを憂慮しつゝありしに、豈に計らんや公使は閔家の安全を暗證し王室の權力統一を論じ、財政改革、内政の進行とを以てし、閔妃をして一大破裂せしこそ面白けれ、此れ日本の政府が已に單獨扶植の宣言を取消したる最初の手續とも言ふべく其の意志の存立するところ亦た簡便ならずや思ふに我政府が半島政府の爲



めに盡したる過去十餘年の歴史は今朝廷の嫉妬となり閔族との衝突となり幾度びか筆を載せて京城政局の訪事を爲すものに長大息なさしめたり而して朴氏亡命以後井伯再來するや伯の寸法何れに在るや世の擧つて注目するところなりしが近時に至りて聊か我對韓策の樹立を見るものあり。

井伯朴氏不軌亡命によりて再來するや伯は半島の爲めに我と宮廷との間に橋梁を置くの不可なるを知り最初の參内により井伯は胸中を吐露し六時間の長談議は痛く國王及王妃の同感を惹きたるもの、如し蓋し伯は昨冬渡海以來朴氏の入閣新舊二派の連合を計るや朴氏に向つて王室の間に深厚の交誼を結ぶことを説き其の結果として一時王妃と朴氏との間柄は頗る親和を有したりき然れども朝鮮私徒の争盛なるや遂に新舊二派の争より惹いて王妃對朴氏の争となり遂に不軌の名を以て亡命せざる可らざるに至る亦た已むことなきなり。

されば伯は初度の參内に於て我政府が敢て朴氏の爲めに志なきを上言し國勢の危機を説き金宏集一派と王室との間の親密ならんことを望み且つ我政府が徒派によりて庇護の任を一二にせざることを説きたり。當時政局の大勢は一變し所謂英語派と稱し或は二の足組と目指されたるものも王妃の下に走ら内閣派即漸進派たる金宏集氏の一派は岌々乎として孤勢の狀に陥りつゝあるに當りて

俄然李竣鎔氏特放の詔諭下りければ一方には此機に乗じて大院君を押し出して閔族對抗政略を行はんとし一方には李竣鎔氏特放の例を閔泳駿等に用ゐんことを欲し之に利せんとして遂に大院君推擧の方略は失敗し閔泳駿等大赦の事行はる有体に言へば漸進派は李竣鎔特放によりて王妃の過大勢力を抑へて再び閔族を頭角をして上ぐるなからしめんことを期したりき。

若し是の時に當りて我公使にして單に金宏集一派に非ざれば政務を擧ぐる能はずとせばその機を利用して大院君を押し出して王妃對抗策を爲さしむるも可也去り乍ら我公使は曾て朴氏を薦めて王妃との交誼を望みしが如く亦た金宏集氏と王室との交誼を欲したるべし是れ我政府新に政略を變じたるに非ず更らに之を勸促したる也若し井伯にして金氏等の志の如くに従はしめば政權の争極まるどころに到るや必せり。

此の一事は國王併に王妃が尤も井伯の爲めに同感を表はし日韓の盟誼上に一鞭を加へたるどころなるべし王妃曾て伯の參内に接して伯に謂つて曰はく「閔族は三十年前貴國使節森山茂の來る時より貴國と和することを欲したるものなり江華の變に至りて一國擧つて大院君の言に従ひ貴國と交を絶たんとするに臨むで獨り貴國と親和すべきを知りて大院君の鎖國論を排したるものは閔族也一旦甲申の變朴金の舉業兎角閔と貴國との感情相反すと雖も



是れ素志に非ず」と王妃が歴史上より閔族が日本と親むべきものなりとの下言は假令彼我の首肯を敢てする迄に至らざるも王妃の炯眼奇警にして大勢の趨向を鑿々説得せらるゝの妙腕は一入伯の心事に相反照したるや知るべき耳伯は固より殊更らに金派を斥けて閔派に親むが如き口吻なかりしや信ずべしと雖も王妃の早く之を察して以て金派の親むべく閔族と我との親誼を欲せらるゝの厚き一入神機算に入ると云ふべし。

伯が參内に於ける信頼、伯の金宏集一派に望むの衷情、伯が閔族に對する感情相一致し、遂に金閔二派の聯立内閣の成果を見るに至れり是れ我對韓政策の一進歩と云ふべし、かゝる結果には頃日李允用氏我顧問某氏に謂て曰く「王妃の井伯を信ぜらる異常と云ふべし王妃曰はるゝに井上公使は誠に忠厚の人也曾て公使を目して野心あるものとせしに今日の事を以てせば心術公正にして能く我社稷の爲めに憂ふるの人也」と李允用氏は王妃信寵の人也此人にして此言あり假令之を以て故爲的言となすも彼我の間に成立したる大勢の傾斜は以て察せらる可し而して伯の幹旋(とも云ふ)によりて新たに日本に留學せる三十餘名は多くは宮内の高等官吏にして閔族も其の内におり思ふにかゝる異常の現象は最新最近の現象と云はざる可らず。是れ王妃と井伯の關係なりとす。

王妃は日本公使が閔家擁護の策に感じたるが如く、公使に向つて其の第一證として宮中の少壯者閔家の子弟三十名を日本に留學せしむることに決し、直ちに送くれり。井上公使は左手に閔家を擁護し、右手に金宏集一派を用ひたり、此の一種異様の政策が暗々の間に日露の消長を意味し、亦た金閔二派の形式的調和を形成するに至れり。此月二十三日突然勅命あり、李峻鎔特放せられて、喬洞の配所より還へる、世以て國王陛下の幽夢に基くものと稱すと雖も是れ井上公使が大院君金宏集及び金閔妃調和の對韓術より出でたるものなり、當時大院君、孔德里の邸に囚配せられたりと雖も、常に政變を待てり偶愛孫赦されたるにより氣勢更らに湧き切りに風雲の流移を待ちつゝあり。

附

## 韓廷の財政と漢城の金融

七年餘間半島に在りて常に財政問題に注意せる余が友人の言に曰はく漢城此頃の不景氣は思ふに異常の極度に達するに至るべし昨秋より今春にかけて我商民の膨脹力は殆んど十倍力に達したるも是れ昨年来日清交戦の餘澤と清國商民の一時減少したるによるものにして



此膨脹は久しからずして恐慌を生ずべしと豫想せしが今や果然其の氣運に達しつゝあるが如しと云へり某氏は更らに觀察して曰はく此の不景氣を探究すれば數多の因あるべしと雖も近頃中央政府の下に集まる収入の減少と會て中央政府収入の一として數ふべき賄賂的収入の減じたることは蓋し自ら市民の購買力を減じ従つて金融の切迫を促しつゝあるにあらざるなきかの疑案を以てせむ。

余は此の疑案が頗る趣味ある問題にして半島に在る訪事者は輕々に附すべからざるものと信ず何んとなれば此の匆卒なる問題は現今の中央政府が財政上困難の地位にあることを意味するのみならず政治上中央政府と地方政府とが如何に冷淡、無關係、隔絶の境遇にあるか、如何に漢城にある貴族社會が困窮の地にあるか、如何に半島國が財政上より危機の場裏にあるかを解釋するに價値あればなり。

### (一) 漢城に於ける社會的恐慌

昨夏以來半島の新政府は數多の改革を奏したる内にも中央政府に附着したる賄賂の弊源を杜絶したり此に就ては朴泳孝氏の清廉、魚允中氏の剛直は蓋し大に預かりて力ありしと云ふべし然れども半島千年の風習は只だ獨り賄賂の杜絶のみを以て直ちに財政の整理を計り得べからざるものあり、寧ろ之が爲めに貴族をして零落せしめ収入の範圍を縮小し併せて

金融の切迫を促がしたるの不結果を起したるものあり。

閔族の專横の時代に當りて年々中央政府の許に直接集りし収入は少なくとも四百萬圓を下らず間接に集りしもの亦九年々百萬圓を越へたるべし而して此の間接なる収入とは地方長官以下の官吏が留任、轉任、榮任を求め乃至地方官を求め或は地方の豪族、有志の輩が地方長官以下の專横抑壓を防ぎ或は其子孫親戚故舊の立身を願ひ或は冤罪の復活等に關して當時の政權者乃至當路の局者に苞直したる秘密の俸給にして其他漢城の貧乏貴族が名門の虛榮に衣食したる徒が賄賂周旋費として收入したるもの也。

この秘密の俸給は彼の閔泳駿をして一時平淨海の如く驕奢を極めしめ一門の榮澤を飾らしめ、王室迄其餘福に預からしめたるものにして會て泳駿勢道の驕を極めたるの時に當りて漢城の貴族が其餘澤を受けて生活の窮愁を免れたるも偶然にあらず是等上流間に投入しつゝある不時の収入が一般市民の間に播布せられ而して一般の購買力を維持しつゝありしは決して怪しむべきことに非ず。

今や新政府の改革者はこの大弊を矯めたり矯めたるが爲めに職業なき貴族は賄賂の周旋料を收むるの道を失し一方には政府の當路者は食客數十人門下數十名を養ふも是等無職の幕僚等使役者を養ひ得るほどの俸給なきが爲めに漸く生活の困難を感じ一方には無用の冗員



を除きたるが爲めに除せられたる多數の徒は求むるに衣食の道なく爲すに力むるの職なく空しく拱手して死せんよりは祖傳の衣冠、宗來の土地家産を零賣しつゝ一日の安を保つものあり一言して云へば漢城に於ける賄賂の減少は貴族と非職官吏をして生活の大難に投入せしめ閣上の諸大臣をして財力を知らしめ、社會的恐慌に至らしめたり。

二 衙門財政と舊時代

舊時代に於て財政は實に蕩然として規律なかりき然れども不規律は却つて能く収入の道を得たり、舊時代に於て戸曹は大藏一省の用を爲すの規定憲章に明かなりしにも拘はらず、宣惠廳あり三殿徵稅あり兵營徵收あり洞關稅あり專賣特許稅法あり、其の名は政府の收入を戸曹に集統するにありしと雖其の實は各衙門必要あり不足あるに臨むて得手勝手に徵收せしを以て能く徵收法を爲したるものは尤も多く收入を得たり是の時に當りて官吏賣買も政府收入の一にして関泳駿等が其立脚の根を固ふしたるも亦た茲にありき。

舊時代に於ては年度の收入は衙門各別財政法により(事實上)賄賂法は其の徵收に不可避良手段なりしと云ふべし今や全く之を改めて豫算の編制を爲し賄賂を禁ず其の精神固より善なりと雖も百年の弊習は寧ろ舊時代の財政制度を改むるべからざるものあり半島の亡衰は曾て賄賂によりて其の生意を保つところありしが一旦之を廢して亦た更らに許すべからざるに到る其の非を知ると雖も其の利を見ず。

るに到る其の非を知ると雖も其の利を見ず。

(三) 豫算及び豫算外

政府は改革に着手するに先ちて我邦より三百萬の負債を爲したり此の三百萬圓と其の外に收入を豫算したるものは實に如左。

歳入(一元は我一圓に當る)

- 第一款 租 稅 一百五十五萬七千五百八十七元
- 第一項 地 稅 一百萬九千九百八元
- 第二項 雜 稅 六萬七千一元
- 第三項 人參稅 十五萬元
- 第四項 海關稅 三十三萬六千七百七十八元
- 第二款 借入金 三百萬元

内 八萬圓 既支出

歳入合計 四百四十六萬八千五百八十七元

これ當時の歳入を豫算したるものにして三百萬元は幸に我邦より貸したるものなれば確實の見込ありしと雖も租稅一百五十五萬七千五百八十七元は朝鮮の現勢上到底確むること能



は、徴收の困難なる、徴收者の不適當なる、或は内地に於ける經濟上の異變、天災、或は政治的治亂の定まらざる或は社會的不慮の禍等によりて、一百五十五萬七千五百八十七元の見込は殆んど期す可らざるものなり、果然此の豫算は已に今日に於ては豫期したるものより大に減少して今日に於ては殆んど八十萬圓の外頗る困難なりと云ふ、思ふに其の豫算より減少したる理由は蓋し徴收法の未だ十分の適法を得ざるに徴收者其人を得ざるが如きも大なる一原因に相違なかるべしと雖も蓋し地方行政の不始末一言せば八道無政府的現狀は其の大原因たるに相違なし。

豫算より減少したる項目は地租にあり海關税は昨年より輸出入に増加したるものあれば減少せりとするも大差なく、人參税は政府唯一の官有財産なれば却て増加すべきの見込あり雜税は余、其の何を指すかを了解せず之を要するに百五十五萬七千五百八十七元より八十萬元に減少したるものは以上の理由にして此の減少が今や一は漢城市民の金融上に影響を及ぼし一は財政上韓廷をして又もや第二借金問題を講究せしむるに至らんとす又憂ふべきかな。

歲出の豫算は今日に到りて追々豫算外の支出を促がしたるもの多し豫備金五十萬圓は別に備へ置きたりと雖も今や其の豫備金すら五萬圓を残すに至れり或財政通は其の五萬圓も保證すること能はずと云へり。

豫算外に支出したるものは軍隊編成の結果豫算より多數の兵員を設けたること、地方行政上意外に多くの警察官を要せしこと、教育費に豫算外支出の必要に接せしが如きものにして此の外各衙門が始め豫算したる經常費を費用したる結果として豫算外の豫備金をも今や之れを消了せんとするに至る。

少しく複雑なれども豫算の支出は如左

歳出經常費(大綱)

- 王室費 三十八萬四千六百十元
- 外部衙門 三萬五千四百三十五元
- 内部衙門(地方行政費をも含む) 五十二萬五千一百九十八元
- 度支衙門 百六十九萬四千五百十八元

(此内政府が私人への負債返却をも含む其の私負債は如左)

- (一)正金銀行へ 一萬七千八百五十二元
- (二)釜山電線兩費 七千元



(三)第一國立銀行	十八萬元
(四)同順泰	九萬八千六十一元
(五)滙豐	一萬八千八百八十元
(六)招商局	四萬五千八百三十三元
(七)電局	六千九百四十四元
(八)乙未借款利子	十萬圓
(九)防毅事件費	九千三百三十三元
(十)米國公使館負債	一萬元
(十一)雇外人滯給金	一萬五千八百二元
法部衙門	四萬一千八百六元
學部衙門	七萬三千四十九元
軍部衙門	三十二萬一千七百七十二元
商部衙門	五萬九百七十七元
警務廳	十二萬二百四十元
歲出經常費通計	三百二十四萬四千九百十元

にして是等經常費中果して本年度の豫算を正確に保つべきかは殆んど今日の疑問にして已に本年度尙ほ六ヶ月間を殘せるに當りて或衙門の如きは己に其の經常費をも支出し己に亦た豫備金消了せんとする今日に當りて半島の大藏大臣始めとして内閣大臣は如何なる妙策に出べきか、政局の危機歩一步に近きつゝあるの今日に於て余輩が更らに半島の爲めに憂ふるものは財政の危機なりとす。

要記

賄賂は朝鮮政府間接の收入なるのみならず、漢城貴族生活の必要機關なり而して之を矯正するの結果として一は收入を減じて一は貴族の零落を促して又た漢城内の金融を必迫ならしめたり舊時代に於ける財政法は變則なりしも收入法は能く半島の風雲に適せしが新時代の徵稅法は其の理ありて其の利なし。

新時代の豫算は歲出の上に減じ支出の上に増加せり。

之を總括して吾人の杞憂を記せしめば第二貸金問題也第二の問題は貸金にゐるか、公債にゐるか何れにあり。

十月八日



孔德里——王室と大院君——排日本——十大臣暗殺の企——七日の午後——龍山津の會合——松丘と楊柳——  
 大院君出づ——西大門の混雜——光化門の擡撃——守兵逃走——乾清宮の血痕——泰光殿に於ける老雄——三  
 浦公使參内——各國使臣參内——内閣變更——王妃廢讓——廣島獄

一帶長蛇の漢水洋々として社南に至りて據がり龍山麻浦に至りて三角洲を爲す、北漢山脈西に走りて仁王山となり一脈伏して又起る白蓮山是なり、山の西麓松樹丘を掩ひ、楊柳道を挟み寒村荒邑其間に散在す、鷄鳴狗吠の聲を聞くべし征客若し杖を曳て、南山門を過ぎ町餘にして青松白砂の丘原を一眸にし將に麻浦に至らんとして西南の方、丘溪野灣樹影垂らんとし行々畫頭の好趣致を掬すことあるべし、此間一莊あり人煙遠く離れ時々草苴る韓少年の樹蔭に日の閑なるを樂みつゝあり此處稱して孔德里と云ふ半島の老英雄茲にあり、彼に取りて三千里外の配所の旅なれども、半島の政權者は狗吠の一聲すら虎嘯狼鳴の如くに聞ゆなり、古來英雄社稷興亡の際に處して、配所の月を眺めたるも實にかくありけんか

し。  
 孔德里は大院君の別莊にして、彼が政權失敗の第一期に於て臥したる舊邸なり孔德の名は孔子の徳なりとの義なりとも云へり都近しと雖丘陵其園となり城外の一幽溪也朴泳孝昨秋暫く茲に足を駐め大院君今亦配所の生涯を送る都は事毎にうるさしとは老雄が校洞の雲

睨邸に於て人に語りしところなり清國保定より歸りて十餘年の間不平失望落々として此邸に送りしが今春去りて孔德里に入るや校洞の邸草門前に長へに秋風軒下に吹き終日一客の來往するものなし偶暗黒の微閃、幽冥の石火、相和して李峻鎔喬洞島より配所を放たれて孔德里に入りてより政權者の嫉妬は此里を斷つこと能はず、老英雄と彼とは金總理と脈を同ふせりと稱し江原鐵原の匪衆は彼等の密謀なりと言はしめ、彼等は入道に秘密の命令を下しつゝありと風聞せしめ、孔德里の暗夜には草徑をたどるの政客ありと聲言せしめ、彼の爲に暗殺を行はんとするの刺客は城内にありと唱へしめ、天下をして孔德里は疑獄の源泉と信ぜしめ、蛇を打たば死までに撃たしめんとするものあり、余輩孔德里の邸内が今やまた不運の風雲中に取り圍まれんとしつゝあるを見て深く老英雄の日月を悲まざんばならず。

國王陛下は賢明の主なり偶時に政事の内事に立ち障り、國政の妨礙を宮中より涌出せるもの多くは寵臣嬖兒の爲すものあり。

陛下近頃孔德里に愛色あり廷臣に下言せらるゝに曰く大院君は雲峴宮邸に還らしめざる可らず孔德里にはよき生涯はなしと、雲峴宮に還り探偵の間に生活し、敵國の中に老生を送るは大院君の好むところに非ず、雲峴宮邸は老英雄に取りてナボレサン帝のセントヘレナ



島なり、英人を殺さざれば、渉ること叶はず、老雄は今や校洞のヘレナ島に返らしめんとしつゝあり。

而して大院君の窮貧憐むべきものあり固より貧と窮とは大院君少年の節曾つて市井に於て知る、七十年の生涯中前半期十年間を除くの外彼に取りて、蘭書を賣りて産を得るも窮中の商事なりとぞ聞へたる。

今年我政府三百萬圓を貸すや其内三十萬圓王室費となり四萬圓王族費たり大院君も其典に預るべきなり而して今に至るまで此典を得ることなきは亦政權の變後是非もなしと憐むべき事ならずや、去れば大院君の貧や日に窮し、堂々一國の王父の身を以て衣食の嘆あらしむ、吾人は是にて筆を止むべし、今後の孔德里は壯絶の詩趣光景に記せざる可らざるものあればなり。

是より先き井上伯歸りてより韓廷形勢の全く一變し、政權を宮中に收め、日本の亦た爲すなきを察して、深く露公使に倚り、十月三日に至りて日本に親交あるもの悉く排斥せられんとする議宮中に起り、大君院異志ありと稱して孔德里の警戒嚴重を極む、亦た一臂の力を閔派の爲めに盡したる農商工部大臣金嘉鎮も免ぜられ芝罘より歸來せし閔泳駿は六日歸來匆々隠然露公使及王妃の間に斡旋するところあり此の日亦た訓練隊を解散し、武器を押

收し、露國黨樹立の準備に取り急げり七日に至り宮中より軍部大臣安嗣壽を使者として日本公使館に遣はし、訓練隊解放の議を計らしむ、而して宮中内部の動靜は着々歩を進め、金宏集以下十名余を暗殺し、リーダーを行はんとするあり危雲密として迫り、七日に至りて日本及其親交ある朝鮮人士は殆んど重圍の中に陥り、彼我を制するか、我彼を制するか、機一髪の間在り、是に於て三浦公使勢己に迫れるを見、三日以來謀議せし宮中の奸徒排斥の企圖を實行せんとし、私かに急電を發して仁川に下れる岡本柳之助を呼び、孔德里に向つて老雄の決心を促がし、一面には日本諸有志を集め、八日の曉天を期して景福宮に入りて老雄を擁し、訓練隊に従ひ王側の姦邪を拂ふことに盡力すべきを求めたり、八日事變に關しては世、異議なきに非ずと雖も當時吾人同志者が世に發表せしもの當時の形勢を詳述せしを以て之を轉載す。

九月下旬より上旬に亘りて宮中より政府に向ての攻撃は前述の如く實に猛烈を極め恰も洪水の堤防を壊決して市邑田宅を押流さんとする勢なれば日韓人共に非常の恐懼を懷き其勢の到る處如何と憂慮せり宮中が斯く傍若無人の暴斷に出でたる今日までも一の疑問に屬すと雖も窺に探り得たる所によれば同年七月上旬朴泳孝氏を處罰せんとしたる際既に宮中と公使との間に内約出來たりと聞けり右内約の起りは閔妃が何卒して日本の干



涉を絶ち政權を官中に收復し閔を採用せんことを熱望し其意を近臣に洩されたるに近臣等（李夏榮、李學均、玄與澤、李範晋、李允用等）之を○米兩國公使に謀りしに○公使よりゼンドル氏を以て左の意見を内奏したるに在りといふ。

- 一、閔妃と閔族とは一躰なり而して閔族と日本とは歴史上決して相容れざる事
- 二、日韓兩國は隣國と稱するも其間に大海を隔ておれば○韓兩國の接隣相隣するに若かず故に地形上より之を觀るときは日本より○國に親むべき事
- 三、○國は世界の最強國にして日本の如き之と比較するに足らず右は廣く例證を擧ぐるまでもなく本春遼東半島遼東附一條に就て其事實を確むるを得べし
- 四、○國は決して朝鮮の獨立を害せず又内政に干渉するを好まず故に○國に依頼して其保護を仰ぐときは極めて安全にして且つ君權は舊に依り充分に施行し得べし

右は一二朝鮮人の密報に屬すと雖も其後閔妃は常に人に向て日本と閔氏とは兩立すべきものに非ず縱令土地の若干を他國に失ふとも日本の仇を復せざる可らず○國は世界の強國にして日本の比に非ず且つ君權を保護すとの約あれば之れに依頼すべし」と云はれたる由屢々漏聞えたる程なれば○公使の密奏は蓋し事實なりと信ぜらる。然るに井上公使の再渡の爲め其計畫を中止したるに今は同公使既に歸國の途に上りたれば

ば昨年來隱忍したる宮中即ち閔妃の讎債一時に迸發し事機を失はずして其目的を達せんとしたるものと推察せられたり。

是れより先き韓人の時世を慷慨し國家の危亡を訴ふる者漸く多し皆曰く宮中の意は先づ訓練隊を解散して政府の瓜牙を奪ひ金總理以下を殺害して純然たる閔族政府を再立せんとするに在り又曰く宮中は既に結托し○國が朝鮮の君權を保護する代りに咸鏡道の一港を○國に貸すの密約を爲せり而して彼等の意之を匡濟する唯一手段として大院君の入閣を望むに在り其人々を概別すれば現政府派朴泳孝其他宮中派外の人々にして其中李周會氏等熱心に之を主張し大院君と氣脈を通じ密に運動したり於是杉村岡本の兩氏は大院君の輕舉禍に罹らんことを危み九月三十日頃密に鈴木順見氏を孔德里の別荘に派して之を探らしめたるに同君は國家の危亡に瀕するを慷慨し奮激自ら禁ずる能はざる様子に見受けたるも敢て自ら起たんとする色なき旨歸報せり後數日を経て大院君より堀口九萬一氏を経て國家の危亡を述べ是非とも三浦公使に面會したき旨を傳言せり其言鑿々時弊に切當せりと云ふ依て三浦公使は大院君を援助して時弊を匡濟して朝鮮の宗社を扶護し且つ日本の威信を維持する一義に付先づ杉村氏と謀議を定め十月十三日夜岡本氏を招て共に謀り陽に歸國の告別と稱して岡本氏を孔德里に派して先づ大院君の決心如何を確め同



君果して出力匡濟せんと欲するの意堅くば同君と一の約束を定めて之を援助すべしと岡本氏は左の約案を懐にして孔德里に赴きたり其和譯は左の如し。

一、太公は大君主を輔翼して専ら宮中事務の整理に任じ一切の政務には干預すべからざるを警告文の趣意を遵奉し王室の事務國と政事務と判然區別を立つべし宮内府の勢力を擴充して國政事務を侵蝕するが如きは斷じて爲すべからず隨て太公は政府官員進退に容喙すべからざるは勿論一切の政務に干預すべからざること

二、金弘集、魚允中、金允植の三氏を首とし其他改革派の人々を擧て要路に立たしめ専ら政務に任し顧問官の意見を聽き大君主の裁可を経て政事の改革を決行し獨立の基礎を鞏固にするを期すべき事

三、李載冕氏を宮内大臣に金宗漢氏を同協辯に復し宮内府の事務を擔掌せしむべきこと  
四、李竣鎔氏を三年間日本に留學せしめ其材器を養成すべき事但毎年夏期に歸省差支なし

(註)李竣鎔氏は嚮に王后陛下に對する不軌罪を以て流刑に處せられたる人なれば大院君の入闕は世人より王后陛下に不利ならんとの疑惑を招んことを恐れ特に之を遠けたるなり

同五日岡本氏は大院君を訪ひ夜に及んで歸れり當時氏の語りし所に據れば同君は子載冕孫竣鎔の二氏と列坐し入闕の決心堅固欣然約束に同意を表し自ら筆を執て同意の旨記したりと云ふ翌六日岡本氏は歸國の途に就くと稱し仁川に赴けり時に形勢日に切迫したるに付其朝杉村氏は金總理大臣を訪ひ同七日朝金總理金外部の兩大臣を訪ひ其意見を叩きたるに共に國家の危亡に瀕したるを慨嘆し此際匡濟の道は唯大院君を煩はするの一方ある旨を痛言せりと云ふ尤も當時金總理及金外部は既に辭職の決心を我が公使館に通じ來りたる由なりし而して七日午前には宮中より軍部大臣安嗣壽を派し我公使館に來りて訓練隊と警察官との争鬪(此争鬪は二回にして宮中より訓練隊解散の口實を作る爲め煽動したること事實なり)を口實として同夜之を解散し并に閔泳駿を宮内府に再任せられたき旨を三浦公使に傳へたり安氏未だ去らざるに第二訓練隊長禹範善氏亦來館し三浦公使に面會して危急を訴へ且つ解散に先ちて大院君を奉じて事を擧げんとする意を示したるより公使も福機の切迫せるを察し大院君の入闕は此時を失ふべからすとなし直に杉村氏と謀りて同日午後其趣きを在仁川の岡本氏に報じ即刻引返して大院君に面會し同君をして入闕を決行せしむべき旨を通じて其夜半岡本氏は麻浦に歸來り同地より孔德里に赴き其意を同君に致したる處同君は翌八日未明に入闕せんと決意し遂に訓練隊に護衛せら



れて目的を達したり。

之を内にしては宮中の團結既に成りて城壁己に築かれたり之を外にしては○米公使の應援あり宮中派の眼中に日本なきを既に久し然るに七月中旬遽然井上公使再渡の報（而かも三千の大兵と共に再渡するの報）に接したるより宮中にては再び危懼の心を生じ頓に運動を中止して只管同公使の來着を待ちたりしに同公使の來るや兵卒を引率せざるのみか全く前日と其面目を異にし敢て改革の進行を強促せず専ら親和説を執りて啓誘を務めたりしが爲め宮中にては表面には調子を合せて我に傾向の姿を装ひたるも閔妃の慧悍なる豈眞に我を信せんや彼は日本人の己れを喜ばざるを知れり又閔氏と日本とは到底兩立し難きものと信ぜり隨て日本公使の方針を一變せしは○國を憚りて一時の權宜に出でたるものなるを察したり是に於て日本を制して自家の勢力を保つ唯一政策は○と親交を固くするに在りと覺悟したるが如し故に閔妃は表面には日本と親交を装ひながら陰に宮中の勢力を鞏固にして之を政府に推及せんを務め我忠告に應ぜずして閣臣を黜陟し僅に金宏集を有名無實の總理に復したるも魚允中を斥けて沈相黨を擧げ金嘉鎮を罷めて李範晋を以て之に代へ李允用の警務使を復し安馴壽を軍部大臣に任じ洪啓薰を訓練隊長に任じたる事は財、兵、警の三實權を宮中派の手に收めんとしたる計畫にして漸く宮中の勢

力○を○政○府○に○及○ぼ○し○政○府○を○し○て○孤○弱○無○援○願○使○自○在○の○境○遇○に○陥○ら○し○め○た○る○も○の○と○謂○ふ○べ○し○又  
不○時○に○大○赦○を○行○ふ○て○閔○泳○駿○己○下○諸○閣○並○に○閔○派○數○十○人○の○罪○を○赦○し○且○泳○駿○の○歸○國○を○促○し○た○る  
が○如○き○は○專○恣○驕○橫○眼○中○日○本○な○き○の○舉○動○に○し○て○當○時○國○王○陛○下○に○は○窃○か○に○近○臣○に○向○て○再○び○閔  
氏○跋○扈○の○世○に○戻○る○か○と○云○は○れ○て○嘆○息○せ○ら○れ○た○り○と○聞○き○ぬ○斯○く○て○井○上○公○使○は○九○月○十○七○日○を  
以○て○歸○朝○の○途○に○上○り○同○二○十○一○日○仁○川○を○出○帆○せ○ら○れ○た○り○同○公○使○が○仁○川○を○發○せ○ら○れ○た○る○後○宮  
中○と○我○公○使○館○と○の○交○際○は○次○第○に○冷○却○し○一○時○屢々○出○入○し○た○る○宮○内○官○吏○は○一○人○と○し○て○我○公○使  
館○の○門○を○窺○ふ○者○な○き○に○至○れり○而○し○て○之○と○同○時○に○宮○中○よ○り○政○府○に○向○て○漸○く○攻○撃○を○始○め○た○り  
第○一○の○攻○撃○は○財○政○に○向○て○爲○さ○れ○た○り○抑○々○昨○年○度○の○財○政○は○魚○度○支○大○臣、仁○尾○顧○問○官○の○意○見  
を○聽○き○辛○ふ○じ○て○之○を○立○て○た○る○もの○な○り○豫○算○に○於○て○歳○入○總○計○四○百○四○十○六○萬○餘○圓○歳○出○三○百○四  
十○餘○萬○圓○差○引○剩○餘○金○六○十○六○萬○餘○圓○あ○る○べ○き○筈○な○る○に○實○際○に○於○て○歳○入○に○七○十○餘○萬○圓○を○減○じ  
歳○出○豫○算○外○に○於○て（多くは無益の舊兵を再置せし爲め）九十餘萬圓を増加したるが爲め  
差引五十餘萬圓の不足を生ずべき都合なればなり故に之を整理せんが爲め更に改正豫算  
を議定したるも宮中の反對強く竟に國王の裁可を得る能はず加之宮中よりは既に前年度  
に溯つて三ヶ月分の經費を強求し又度支部の收入中目覺まじきものは一の相談もなく之  
を王室財産に組入れ所謂屯田驛田及紅蔘等より徴する諸税は舉て之を王室財産となし尙



進んで造幣事業をも之を宮中に幽せしめんと計畫せられたり右等破壊的攻撃に對して政府は毫も抵抗する能はず措手して破壊に任ずるの外なき有様に陥れり第二の攻撃は新制度に向て爲されたり是れより先き宮中にては既に官吏任免の實權を專握し各部判任の小吏に至るまで概ね指令に出でざるはなかりしが其後官制に拘はらず次を越えて進級せしめらるゝに付き内閣より屢々故障申立つるも更に開届けられず又詔勅法令等の天降り多くなり初めの程は内閣に於て之を拒み或は躰裁を改めて副署したるも宮中は之に満足せず九月二十九日遂に宮内大臣の副署を以て勅令第一號（内閣大臣の副署したる勅令は既に五十號以上なるに拘はらず）を發布せられたり第三の攻撃は常路の大臣に向て爲されたり今や宮中の勢力は殆ど政府を壓倒し其手足を緊縛して全く動く能はざるの窮境に陥らしめたるに拘はらず尙之を弱めんと欲し十月に入りて金嘉鎮を罷め兪吉濬を遣さけて義州觀察使と爲せり兪は内閣の參謀として有力なれば宮中より目指す所の燒點に立ちしなり第四の攻撃は日本將校の訓練したる軍隊に向つて爲されたり同軍隊は京城に二大隊（八百人）にして訓練隊と稱し朝鮮第一の強兵なり宮中にては初めより之を嫌忌し嘗て近衛兵に充てんどの奏請ありしも國王峻拒之を許されず其後洪啓薰を以て聯隊長に任じたるも大隊長以下固より洪の下風に立つものに非ざれば洪の任命は有名無實なり故に宮中

に於て訓練隊解散の議起りしは勢の自然なり。

七日午後九時、孔德里に至りて大院君を迎へんと欲するものは漢城新報社に集り、直ちに光化門に至りて形勢を見んと欲するものは巴城館に集れり、當時我勢力の扶植により、有志の入韓せるもの百余名あり、此夜半島の積衰を救はんと欲し、我帝國最初の宣言を貫かんが爲めに慨然として集れるもの六十余名なり。

三々五々漢城新報社に集まる一群は、十時、任意に出發して龍山に向ふ、陰曆廿日の巴月天心にかゝり、街巷冷寂として故都の杵聲を聞くのみ、終日雜沓を極めたる南大門市街も行客稀にして轉た有志の感懷を漏らすの私語影より影を追ふて去る南大門を過ぎ龍山路に向ふ、偶醉漢五六に遇ふ、一官妓を携へ、蹣跚放吟して來り誰何して曰く絡繹旅装して何くに行か、某等笑叱して曰く、東學黨龍山に來れり我等之を擊退せんとすと醉漢等呵々として笑ひ去る。

岡本柳之助は仁川より急歸して、龍山に有志の來會を待ちつゝあり、有志一行の會するもの五六、或七八、或十余、或は、麻浦の丘徑より、或は社南の江路をたどり、或は萬里倉より來り己にして六十餘を數ふ、會合の場は漢江の濱に在り、月色娑婆として照らし、漢江の蒼波、社南の平郊淡霧に低迷たり、江上の舟客、蓬窓の下に在りて、太鼓を叩き漁歌



を悲吟するあり、村老歩して來り、此の意味ある會合を窺ふものあり、雁聲江畔の平沙に落ち、柳影蒼茫々として人影を掩ふ、階上には有志黙坐して密議するあり、階下には腕を撫し、短禍劍を帯び酒を傾け、肉を割き眼光炯々、意氣大に昂る六十餘の壯漢、沈黙なれども、激昂の氣殺伐たり微笑して大息するものあり、横臥して明日の事を談ずるものあり、江畔の石垣に倚りて沈思するものあり、榻上に横坐するものあり、大月を仰いて霜滿軍營を吟咏するものあり、柳樹の下にビールを傾くるものあり、暫らくにして傳令は移りぬ、勃然として起ち、丘陵をたどり孔德里に至りて大院君の邸下に謁せんどす。

龍山の閑道より萬里倉の西丘を横ぎり、三騎者するもの誰が、覆面黒衣の長軀先生誰が、亂髮蓬頭の若武者誰が、美表寛服するもの誰が、行々韓村の巷閭を過ぎ憤激せる狗吠、怪視せる村翁、恰かも梁山泊の小英雄も、斯くありけんかし、一丘を越へて、前面に當りて楊柳道を爽むで幽暗たる處五六の行客あり、肅歩して前進し來る、前者之を誰何すれば今しも孔德里より來れるもの、大院君己に公等の芳志を待つこと久し、僕等をして迎へしめたるなりと、共に拉して孔德里に向ふ、長軀紳士衆に議して靜肅動搖なからしめ、且つ三四の壯漢をして前面に急行せしむ、暫らくにして、躍りて行進すれば一邸屋あり、松丘東北に流れ杉樹西南に環立す、邸内闕として人聲なし大月西に斜にして、草上の露、征衣を洗

ふ、衆を分ちて邸の周圍に在らしむ、是れ邸裏十余の巡檢ありて守衛せるを以て其の動靜を待たしめたるなり。

默然として門に立つあり、腕視して巡行するあり、聲なきも聲あるが如く形勢動くも動かざるが如く、若し詩趣あるものをしてあらしめば、虫聲の聞ゆるが憐なれ、外門を守る十餘の巡檢は抗せずして沈黙を守りしを以て異事なくして諸有志始めて邸内に入り、徒洗して邸上に至る大院君欣然として迎へ、家僕皆出で來る、岡本柳之助等有志者の聊か邸下の志に添ゆるどころありて來れるを告ぐ、大院君曰く多謝々々而して悠然大變革の迫れるを知らざるもの、如し、坐談百湧、滑稽出沒、傍には檄を草じ、立談、坐談、大笑、私語、亂雜の間に規律あり、百事自ら整ふ。

八日午前一時を過ぐ、人あり、大院君に薦む、門を出づるの期至る、御用意如何、大院君笑つて小童をして冠を取らしめ衣服を被さしむ、小童誤りて反對に被せんどす、大院君曰く亦た天下の變を知るか、己に衣冠を用意したるや、大院君俄かに曰く明日の事、陛下に參謁して家國の大事を奏す此の如き常衣を以て宮中に見ゆべけんやと、然れども禮服悉雲峴宮にあり、宮は孔德里を距ること二里、今や如何ともなすべからず、暫らくして大院君曰く宮中の禮は吾能く其の罪を謝せんのみ、而して吾壽ありて屢國變に遇ふ、明日の



事覺悟なかるべからず、大笑して便通せり、某等來りて時己に二時を過ぐ、邸下急くに非ざれば千載の機を失はんと、是に於て日韓の有志驕を擁して門を出づ、偶愛孫李峻鎔出來り祖公をして獨り行かしむ可らずと、大院君滿面を迸らし訓諭して曰く、汝暫らく止りて大勢を待て、ア、老雄尙は愛孫を思ふなり。

大院君の轎、孔德里の門を出づ、有志數十名之に従ふ、孔德里の柳楊交垂るの處に至り、岡本柳之助衆を集め大院君に代りて語りて曰く、邸下諸君の志を多謝す、然れども今日の事只だ護衛に在り、宮中に於て、暴舉する勿れと衆喝采して朝鮮萬歳と呼ぶ麻浦街路より、城外の一邑峴に至りて止りて訓練隊の來るを待つ、曉風漸く吹き揚花、麻浦、龍山の諸邑は冷白たる北斗の星影に眠り、落月將さに漢江を呑まんとし、鷄鳴諸々に起り、狗吠東呼西應す、蕭々たる秋曉の天も多趣を極む、待つこと一時余にして一騎あり、疾驅して來り報じて曰く訓練隊、道を誤つて別路に出づ、邸下急走して西大門に來れど大院君頗る憂色あり。

疾走して西大門に至れば、白衣の隊一列、銃劍を立て整然として待つは訓練隊なり、大院君の至るを見て、兵士皆な禮す、日本兵士も亦た誤りて別路に出で未だ來らず、時に天己に明けんとす、諸面の督促矢の如し西門の市場に來れる市民は事の意外にして、兵氣の

尋常ならざるを見て大に訝るものあり、己に城門に掲出したる國太公入城の文を讀むで變事起らんとすと俄かに家に走りて狼狽するあり、大院君切りに事機の失するなきやを問ふ暫らくにして履響轟々迫りて西門に來る四百の日本兵士、一號令の下に整列す。

訓練隊の一部先づ進み、日本兵士亦た動き、大院君の駕亦た行き、有志者之に従ひ、訓練大隊、日本兵士大隊尾従し、總隊驅け足となり西門より光化門に至る甘町の間、洪浪の捲き寄せたるが如くに疾驅し去る。

光化門に至りて天己に明け、異變あるを見て市民等沓至して見る、大院君の轎己に光化門を過ぎ去り、後隊未だ入らざるに、内部衙門と城壘の小路より、軍務大臣安嗣壽、訓練隊聯隊長洪啓燾、手兵四十餘を率ゐて來りて横撃し、洪啓燾、疾走して大呼して曰く「汝等入る勿れ」と訓練隊驚散せんとして漸くに集りて城に入る此の紛擾の間、洪啓燾亦た殺さる。

己に光化門を經過せる一部の兵と有志者とは、勤政殿康寧殿を過ぐ一守兵の備番するものなし、大院君は暫らく勤政殿に在りて國王の允許を待つ、此の時、砲聲光化門外に響き、又た東北に砲聲聞ゆ、初め兵士の一部が泰光殿を経て、乾清宮に赴くの間、於て、セテラルタイは守兵六十餘名を指揮して我を砲撃したるを以て、訓練隊と日本兵とは共力之に應



じ、端なく一場の戦鬪を開く此の日固より、我に戦ふの初志に非ざるも、彼已に守るの氣なく、ダイ等二三の洋人等は蒼皇色を失して逃げ去り、守兵服變して悉く散逸す。進んで雅和門より入る、殿宇多く破損し、雜艸萎々として生ず、廷臣等宮中の觀を脩めざること幾月、池畔に一兵卒の倒れたるあり銃を枕にして死す、乾清宮の内已に静まり、五六の宮女は變を避けて別宮に環坐し、深く幽愁を帯びて在り、髮髮亂れ、白粉落剝し、顔色憔悴たり、長夜の宴より起きて夢尙は覺めざるが如し、國王陛下は泰然床上に龍在せしが、今朝來の事變を聞かせられて心を安らめ、王世子傍に在りて喞然たり、半島の風雲を一起一伏幾多びか掌中に上らし幾度びか悲劇を負ひ玉へる閔妃殿下は何くに逃亡せられしか知らず、多年黙泣して恨を思ふ韓國の有志者は宮より宮に搜索せしどず、後人曰く此の朝王妃殿下は床上より起きて變を聞き蒼皇驚愕、出づるところを知らざりしが憐むべきかな、紛擾の波濤中に投入せられ干戈の下に倒れ、血痕殿床に迸散し、一朝の間に王樹花落ち、北岳の松濤は或は悲しむが如く、或は喜ぶが如くに吹嘯せしどず。

大院君は勤政殿より泰光殿に移り、變の定まるを待ちたりしが午前八時半勅使あり、速に參内すべしと、大院君則ち雅和門より入りて乾清宮に至り、國王陛下に謁見宮中の奸臣、久しく李朝の王權を僭越し、將さに大禍に至らんとす、故に太公赤誠傍觀する能はずして今を陛下に相見ゆと、陛下亦た直ちに閣臣を招き、革政の任に當らしめらる。

日本公使三浦梧樓、午前九時王宮の變事聞き參内して陛下に謁見し、國太公の參内、革政の已に已む能はざるを陳ぶ、李載冕宮内大臣となり常に王側に座す、暫らくして露公使ウエヘル、米國公使シレル參調を告ぐ、陛下紛擾の際なるを以て暫く謝絶せんとせらる、二公使變際なるを以て特に謁見を求む且つ曰く日本公使已に參内せりと聞く希くは陛下之を允るし玉はんことを遂に謁して變革を激奏せんとして大院君の孫子李載冕傍に在るを見て去る。

金宏集、趙義淵、權溟鎮、安嗣壽、金嘉鎮等參内して變後の政務を計る、權溟鎮警務使となり、趙義淵軍部大臣となる、李允用、李完用、沈相薰、朴定陽等生平閔妃に接近せしものは自ら虞りて宮中の徵召に應ぜず、俞吉潁内部大臣代理となり、金宏集諸事を計る。王妃の所在につき市民異議紛々或は逃亡せりと云ひ、或は殺されたりと云ひ、二三日を過て決せざりき、其の日日本公使歸るや各國公使は袖を列ねて日本公使館を訪ひ來りて、日本人民が紛亂中に在りて刀を抜き、劍を帯びたるもの宮中に亂入せしことを詰り、日本公使の意志を確めんとす、三浦公使平生寡言沈黙、毅然として曰く若し日本人士ありとせば余之を處するの道あり、他事に至りて日本公使の知るところに非ずと之を聞いてウエヘル



憤腕激昂顔色に顯はれたり云ふ、各國公使要領を得ずして去る。

即日韓廷先づ揭文を出す曰く

近日群小壅閉聰明、斥賢用奸、維新之大業、將中道而廢、五百年之宗社、一日而危余生于宗親之家、不忍坐視、故今欲入闕輔翼

大君主、逐斥群邪、成紹維新之大業、扶持五百年之宗社、以安爾等百姓皆安其堵守其業、勿敢輕動、若再百姓若兵辨有沮我行、則必有大事矣、爾等悔無及

開國五百四年八月八日

國太公

内閣更迭して金宏集總理大臣となり、内部大臣には俞吉濬代理となり、度支大臣には魚允中、法部大臣代理張博となり、學部大臣は徐光範となり、外部大臣は金允植元の如く、内閣總書には權在衡となり、警務使は權滌鎮、軍部大臣は趙義淵となり、農商部大臣は鄭秉夏となり、大院君の一派を以て組織せらる、而して政務の多くは金宏集と俞吉濬の方寸より出づ、大院君、約を守りて政務に預からず、愛孫李垓鎔は日本に留學せしめんとし、嫡子李載冕を上げて宮内大臣となし、局長の更迭大變なし、宮中に於ては王妃被害の已に掩ふべからずとなるや、先づ王妃を廢して庶人となさしめんとし遂に又た嬪に貶して國喪を發せず、市民は尙ほ大院君の威望を見て雲行の遷移を待ちつゝあり、國王陛下は王妃の被

害せるを以て別に王后冊立を欲せられ且つ皇帝國は年號の新興を令せらるると雖も列國の異議ありて行はれず。

八日事變日本政府に移報せられ且つ王妃殺害の報至るや、朝野痛驚せりと云ふ、而して其の變亂に日本人士の加入せるを聞いて驚愕し、三浦公使其の謀略に助力せりとの報に接して其の急激處理の策を失したるもの妙からずとなし、政府は二三の武官、並に法官を遣はして形勢を調査せしめ、狼狽し敢て事變の顛末を考究せず三浦公使以下四十餘名の本邦人を退韓せしむるに至れり。

是より先き韓廷は百事緒に就き、愈内政の革新を計り、始めて王室の獨立と内閣の責任を見たるを喜び、赤誠を表して日本政府の助力を求めたり、その間、ウエベルの如きは屢謁見を求めて王城守備を獻策したりと雖も一も行はれず、且つ一面には仁川碇泊の軍艦に命じて公使館守備として兵四十を召び、米國公使を懲懲して米兵の入京を求めて、示威的運動を爲さんとしたれども兵力未だ足らず、而して本國の命亦た來らず、僅かに亡逃の閔族及其親交の輩を其公館に留めて時機を待つもの、如し、思ふに入日の變たるや實に意外にして平地の墳火を起したりと雖も恰かも閔妃自ら行はんとしたる機會と企謀とを大院君に與へたるものなれば、其反動の結果として慘烈を免れざりしを知るべし王妃は自ら井中に



陥入せり。

十二日より義和宮、行衛不明なりとの風説起り、米露將さに義和宮を奉じて國王を廢せんとす。是れ一場の虚聞にして、其の實義和宮は露館に行ひて饗宴に預かりしと云ふ迄なりき、紛擾の餘波未だ定らざるに三十餘の有志者は亦大院君の後に從へるの故を以て廣島に送らる同志者及び三浦公使が日本に退去せらるるの報に接して漢城政府の失望は言語に斷へたり、我居留民は電報を以て留任を願ひ、同志者の爲めに宴を開き、國祖界開けてより無き同情を以て三十餘名は十九日、京城を發し廿一日仁川より廣島に送らる、次いで三浦公使、杉村書記官、外七八の官吏も送られ、所謂廣島獄なるもの起れり。當日の是非曲直は棺を掩ふて定まらんか、然らざるも半島の運命は遂に當日一片の涙を志むる日本有志の面目を回顧するの時至らん。

## 十一月二十八日

義和宮歐行——李煥鎔君——外臣異議——井上伯の入京——訓練隊の解放——親衛鎮衛隊の編制——問責論者  
と非問責論者——兩隊長の亡命——各國使臣會議——大院君——國法賊の捕縛と放逐——饗宴始末——王妃復

位——使臣參内——訓練院の妄議——二十八日の兇變——與人審問上の奇象——其終結——軍備擴張の端——斷髮令及年號改立

一夜貞洞の露館に長夜の宴を張りて、校洞の貴公子を擁し、夜を徹して曉に達したれば、忽ち漢陽の風説は世人を警倒せしめたり、曰く義和宮殿下は露公使館に拉し去られたり、曰く義和宮殿下を奉じて廢立を企つるものありと、然れども是れ單に風説に過ぎず、世の好事者流が針小を棒大に吹聴して、事を構ふるに急なりしは、獨り義和宮殿下の問題のみに非らず、暗雲に乗じ急潮に鞭ち、縹雲覆地的の大活劇を演せんこと、實に彼等最後の目的なりき、時に炯眼なる風雲兒あり、早くも形勢の趨向を察し、名を各國の觀風に借りて義和宮歐行の議を献策しぬ。而かも殿下歐行の議は疾風の如く起りて疾風の如くに實行せられけり、其月の二十五日殿下は早く已に尹致昨を隨へて漢城の故都を發途せられ先づ日本へと赴かれぬ。

此時に當りて列國の使臣は、殿下の外遊を以て靜平を欠くものとせり、曰く今日國母崩殂の兇難あり、痛悼の意、舉國皆之を致さるべからず、蓮枝に在はします殿下にして此際優悠外遊の舉あらば、王室の尊嚴を如何せん。然れども殿下已に故國を去つて在らせられず、於茲米國公使は各國を代表して外部に告ぐるに、國事多難の今日は外國に浪遊せらる



るの時機に非ず、宜しく急電を發して殿下を招還し奉るべしと、時に義和宮を奉せる船は釜山に到り、飛電頻々殿下の下に達するも、宮には嗒然として日本に入り玉へり、ために漢城の風色は稍暗黒を帯ぶるあり。大院君の愛孫、李接鎔もこの以前よりして日本に遊ばんとするの意あり、屢々決して屢々趣かんとするに當り、常に外臣の異議に狹まれて竟に其機を失せり、然れども李君は外臣の異議を以て、謂はれなしとし、二十七日將に孔德里の墅を出でんとせられけるに、吾井上伯の懇切なる電音に接して再び其發途を見合せぬ。今日にして之を思へば斯かる一小鎖事に向ても外臣の異議あるは頗る笑ふべきの極なり、然れども外國異議の端は如斯にして發し、外國畏怖の念は如斯にして増長せり、而して是れ皆之を聞きたる韓内閣の罪なり、之を聞かさしめたる日本の罪也、時に井上伯は三十一日を以て吾皇室よりの大使として漢都に入り來れり、井上伯の再々入京は單に皇室の使者として御見舞を申上ぐるのみに非ざるべしとは擧目之を信ぜり、韓廷は之を待つに畏怖と狼狽とを以てし、外臣は之を待つに圓滑なる後善策の行はれんことを以てせり、當時井上伯は宴會舞樂に長せる長崎式部官を隨へ、豪華なる粧飾と金玉を彫ばめたる器具とを齎らして、陋醜彼が如き漢城の街頭に盛んに不夜城の長宴を結ばんとせしも、風雲は豫期の如くならず、事情は再變三變せるあり、ために井上伯入京の脱兎の如き風説は、二週日余の

滞在に其影を留めずして空しく處女の如くに歸途に就けり。

此間に在りては吾小村公使とウェベル露公使と屢々争いたる訓練隊處分の事竟に決せられたり、訓練隊處分の事は韓内閣に於ける重大なる争論の一にして所謂責任派、非責任派の分立も皆この訓練隊處分論より起因し兩派の消長は久しく決せず、一は外國の異論に畏怖默從して責任處分の已むを得ざるを説き、他は外國異議の容るゝに及ばざるを主唱して韓内閣の事は韓内閣自から決すべしと論ぜり、この紛論は日夜景福宮裡の政堂に口角沫を飛ばし、劍を按じて忿念を漏せるものもありしが井上伯着京の當日、内閣は訓練隊解放の令を下だし、隊長禹範善、李斗璜を捕縛せんとし、且つ直に親衛隊、鎮衛隊組織編制の令を發し曩の訓練隊は隊長を除くの外悉く是を新編制隊に編入したり、兩派の第一の争點は茲に落着し所謂責任派は勝ち非責任派は破れて外國異議のためには何事を措ても是に服従せざるべからざるの例生ぜり、この争點の第一落着は已に全斑の落着處分を下すべき判断として吾人に記憶せられ、是より以後は一步は一步より落日孤影の哀はれむべき窮境に墮落し行けり。彼の岡範善、李斗璜は捕縛令の下る前夜已に亡命して日本に奔れり。已にして各國の使臣會議はこの前後より頻々米國公使館に於て開かる、使臣會議に於ける冒頭の論題は日本兵の撤兵に在りしも、漢城治安の危険なる之を韓内閣に委する能はざる



を以て各國協同駐兵の議を唱道するものありしも、結局舊來の兵員を減じて従前の如く日本兵を駐屯せしむることに決せり、第二の問題は後善の始末なり、後善始末は訓練隊處分、大院君問責、干係大臣の處分、王妃復位等其重なるものにして訓練隊處分は已に三十一日を以て之を實行したれば、十二月九日は大院君問責の議竟に其萌芽を發せり、時の總理金宏集内務大臣署理俞吉濬等外國異議の聲に驚かされて、大院君を宮中に訪ひ、已に列國の物議を惹起せし上は早く法部に自首して其罪を待たれんことを奏せしも、院君辭言無く只李朝の社稷のためには敢て身命を惜しむものに非ず、余の軀體は已に李朝の社稷のために捧げたりと聲言し金、俞をして汗背に透徹せしめたり、只この一事によりて院君問責の議は竟に止みたり蓋し院君問責の背後には、一の反間の計ありて制すべからざる干係者處分の導火を茲に求めたるに過ぎず。

此際咄々怪事あり、明禮宮に保管せし王后の財寶管理者よりして容易ならぬ計畫の或者の間に企てられつゝあるを發見し、彼の漢城の惡政者たる閔泳駿は先づ第一着手として十二月九日郷里春川に於て拘囚せられたり、然るにこの容易ならぬ陰謀者、この疑惑多き囚人は未だ京城に入らざる前一日、所謂外國の異議によりて釋放の福音を傳へられたり、警務廳及法部の官衙は一回の審問を試むる能はず、この陰謀者を罰する能はずして釋放するの

已むを得ざるに至れり、而して是れ全く外國異議のため也、この際閔泳駿の如き名族を捕縛するは穩かならずと言ふ口實のため也、豈咄々怪事に非ずや、當時韓内閣の形勢事情推して知るべし。

井上伯がこの月の十六日歸朝の途に就きて所謂後善始末の干係者處分は軍部大臣趙義淵、警務使權漢鎮の問責論となり屢々内閣の紛論となりたり、然れども趙義淵、權漢鎮にして責任者たらしめば他の内閣大臣も責任者たらざるべからず、之を以て議容易に決せず、只最後に當時の内閣が金城鐵壁と頼める外國の異議の強硬なる畏嚇によりて兩人の免官を公にせり、この免官の公にせらるゝと共に自から頭を斬て而して再び之を繼ぐの愚をなせり、王妃復位の詔勅是れ也。國勢の醜醜豈是より甚しきものあらんや、詔勅の玩弄視せらるゝ豈是より甚しきものあらんや、無責任も亦甚し哉而して是れ一に外國異議のため也、外國の干渉に屈服したるがため也、憫むべき半島王國の已に此時に於て全く其精神を没却せしなりき。

各國使臣はこの二十五日悉く宮中に參集し後善始末の發表を聞きて満足なりと答奏せり。八日事變の始末は外國の異議せし如くに決せられ、外國異議の強大なる權力たることを表彰して而して僅に終りぬ。知るべし韓事與みし易き事を。擾々たる禍亂は實に如斯趨勢に



乗じて順風の白帆を遣るが如くに生ずべし、十一月二十八日の事變は決して偶然に非ず。

政權の爭奪に急にして國を擧て禍亂の火中に投ぜらるゝを知らざる半島の政客には、風雲に乗じて利慾を逞ふせんとする外客の顧問あり、一長一消、一熱一冷、危機遽に收むべからず、漢城に於ける十月八日の善後始末漸くにして結了せる十一月二十五日の二日を経て、禍機は再び景福宮を襲ひ、動亂は北岳山の嶺を震はしたり、廿七日下午四點鐘を期して風雲の奸徒三十、潜に訓練院に蟻集し、半島の山河、七百萬の精靈を擧て、東洋大禍亂の渦中に投入せんとす妄議してける。此日會するもの左の如し。

- 李範晉 李載純 安嗣壽 李允用 李完用 尹致昊 尹雄烈
- 李夏榮 李學均 玄興澤 閔商鎬 李道徹 林最 李敏宏
- 金鴻陸 李采淵 南萬里 李龍漢 李完膺 崔榮夏 リ、ゼンドル
- ゼネラル、マイ ニンス、テッド アピソン アンダウード

彼等風雲の奸徒が繚天覆地の陰謀を企てけるは、十月八日以前の野謀が空しく八日事變のために蹉跌したるより起因せし復讐的企畫也、八日事變によりて組織せられたる内閣員をして悉く叛逆の徒たらしめ、取て以て代はらんことを期し、若し事成らざる曉には、國王

及世子宮を露國公使館に伴ひ去んとするにてありけり。扱も當日の會議は久しき以前より熱議せしことを繰返して其部署を配つにありき、安嗣壽は前の軍部大臣たりし故を以て、多くの軍人を召集するの張本人となり、李道徹は曩の平壤鎮衛大隊長たるを以て指揮官となり、李敏宏、南萬里は共に現任親衛隊士官なれば其副官となりき、斯て舊侍衛兵を集め、現親衛隊兵を欺けり、而して尙數十の壯士を募り、兵士に混入して宮中に於て刺客の慘を弄せんとせり、彼等は銳利なる劍を持せざりしも驚くべき彈丸の夥多なる數を有せりき、蓋し某國公使館の贈るところなりと言へり、亦彼等は親衛隊中に内應者あることを確く頼みとせり、之は無論親衛第一大隊長李趁鎬が詐りて潜に李範晉に通せしところあるを以てなり、然れども李趁鎬の内應程彼等奸徒にとりて怖しきものはなかりし也、當時の内閣は李趁鎬の内應ありて敵の動靜を知りたるが故に全く防禦の術を得たるにてありき、彼等は尙多くの味方と聲援を得んがために其日漢城の各所に榜標を貼付せり曰く、  
謹んで大義を以て中外に布告す鎮衛隊兵卒等の逆名を伸雪せんと欲して方今事を起すに依り都城萬民は一齊に響應し逆黨を討滅せよ

乙未十月十二日

鎮衛隊義所

而して亦日本居留地及其附近には



大朝鮮鎮衛隊兵卒等の逆名を伸雪せんとして都城萬民と一齊に事を起すにより大日本兵丁と商民は警動することなく兩國開化の誼を保全すべし

乙未十月十二日

鎮衛隊義所

(共に親衛隊を鎮衛隊と誤れり)

且つ其夜日本公使館に三名の使者を發し告ぐるに此書を以てしたり、然れども已にこの使者の至れるときは彼等事を擧げたるの後ちなりき。

斯の如くにして彼等は義を銜い、名を求めて世の同情を得るに勉め而して特に日本人の動靜を畏怖しつゝありき、斯くて更に一方には無頼の壯漢數十を募り、各所の巡檢交番所に馳せて巡檢に向て亂暴狼藉を極はめ、巡檢等の出で、救助に赴かんとするを牽制するの策を取り茲に惣ての準備を終はり、以て二十八日の曉明、天尙は暗く、人馬共に聲息を絶ちたる時を期して、北牆門と春生門の二門より王闕に侵入せんとせり、北牆門より春生門の附近には三十奸徒を始め黒幕の洋人に至るまで安嗣壽の邸宅を中心として散在し、李道徹は兵を率いて王闕に突入を計りたり、然れども當日夜襲の計畫は己に王闕内にありて豫知せしどころなるを以て、内閣大臣は前夜より徹して謀議を凝し、親衛隊の防禦戦線も能く其宜しきを得て殊に中隊長申羽均能く兵を用い忽ち先驅の敵兵と其隊長李道徹、南萬里、

李敏宏等を包圍し且つ是を捕縛したり、後援の兵群は宿衛兵の強悍に恐怖して敢て前進するの勇氣なく折しも軍部大臣臨時署理たる魚允中出で、順逆の道を説き善惡を諭し茲に後來を誠めて兵群を解散せしめたり。

王城先驅の兵己に敗れ李道徹以下拘囚の身となりしを聞きて、安角洞に散在せし奸徒は、皆後難を恐れ或は露國公使館に、或は米國公使館に逃れて漸く身の安さを得たるのみ、安嗣壽は仁川に逃れて囚はれ、李載純、林最洙亦囚はれ其他拘囚の身となりしもの續々ありき、斯くて罪人の審問は高等裁判所に於て追日進行せられつゝあり。

罪人審問の進行と共に疑問は種々の點より起れり、拘囚せられたる罪人は未だ能く其機密の詳情を知らず、却て其參畫者たる張本人として判然指目されたる首謀者は、露米の公使館に遁匿し以て拘囚の難を免れたり而して韓内閣は是を捕縛するの舉に出でず、其證據的確なるに至るも竟に是等の首謀者に及ばず能はずして僅に拘囚されたる二三者を斬首の刑に處し二三者を流罪に處して此罪局を結びたり、彼等首謀者たるものは外館に在るが故に捕縛せざりしものか亦外人の異議を恐れて捕縛せざりしものか今日に至るまで一箇の疑問にてあるなり、蓋しこの恐るべき陰謀には某國公使館員の干與せりとの事實は殆んど公然の秘密として世目悉く是を認識し居たるを以て一層世人の疑惑を解くに由なかりし也。こ



の一事に於て漢城政府の已に傀儡的たるを證明し盡しぬ。

この以後に於て制度の更革、法令の雨下等稍記するに足るべきもの尠からざりしと雖も就中當時の内閣が陸軍の擴張を以て更革の第一着手と信じ、依て以て中央政府の威嚴を保ち、政令の統一を計り地方按撫の長計を策せんと欲し、士官養成に要する士官學校を創設し全國に更に五箇大隊を増置せんと豫期し、軍事視察者を日本に派遣し、事稍緒に就かんとせるあり、而して一方にありては十二月三十一日を以て年號を改立し開國五百四年より建陽と號し、斷髮令を布きて陛下自から民衆に先だち人心をして新ならしめんことを豫期せしむ、軍備擴張未だ調はざるに早く名を假りて地方草賊の蜂起に遭ひ、征討兵の出發に漢城の空虚竟に後ちの十一日のクーデターを兇行せしむるに至れり。

## 十一日事變及び日露協定

日本の退歩——金宏集内閣と其人物——斷髮令反響——春川暴徒——露國黨——國王の外幸——李範晉——露國の獨斷——日露協定

若し世に遼東還附以來日本の失政を目して、已むなき國力の結果なりと信じ敢て此間に外

交巧拙の消息を問ふものなかりとせば、十月八日王城の變の如きは三浦公使以下の日本人が偶以て國民的誇誇を再活せしめんとせしに過ぎざるなり然れども漢城の政治家は世界の大局を識らず、日本の失政を覺らず尙は當日の戰勝國として日本存する間は我政府を扶植すべしと信じ居りたりき、十月八日以來日本政府が自ら罪を告白して、自ら半島より退かざる可らざるに至らしめ已に露米の非難に應じて地位を退き、亦た露國の行進を見て之を制するの道を求めず、曾て扶植したる内閣が一發の導火によりて噴火坑裡に投ぜられんとするを冷觀し、默過し來れり。

八日より以來は日本政府は漸く昨來の計設を中止し來りしと雖も、日本の兵力、日本人士の多數は尙は一片の餘力を頼み、單獨保護を爲さんと欲せり、而して隱々の間に排日本主義の計畫は黙約せられ、之を實顯せんとするの光景は、多少外交の大局當時の内勢を觀望せしもの、知るどころに拘らず、朝鮮政治家の常に私權熱銳なる、毫も其の警戒を守ることなく、得々として時勢の順潮に従へり、此の時に當りて金宏集内閣が四面皆敵國の間に至りて、不評判、嫉妬、猜疑、不平、危險、陰謀、暗殺の中心となり、已に其の味方すら日一日に減少するを知らず、幕僚、俞吉濬の計畫は益同志の怨を買ひ、終生の政敵たる閔族の入城を默容し、寛容を飾り巧狡を極めたるに拘らず、失敗は果して彼の頭上に反應せ



り、金宏集材韓智略、半島に於て有数の略あり、彼にして若し雅量に富み、見識ありて能く、朴派を容れ、安馴壽等を用るの略略おらしめば、露國黨如何に暴撃を爲さんとするも得べけんや、朴泳孝會て人に語りて曰ふ、金宏集材幹第一等と然れども政權を好む彼か如きは務なりと、蓋し知言と云ふべし。

金宏集内閣は半面に於て大院君と好交あり、宮中の事、大院君の考書に依るもの多し、人稱して金宏集は大院君に計りて其の族を王妃に再立せんとするの野望あり、而して大院君も亦た金宏集によりて李垓鎔を王位を嗣かしむるの黙約ありと、是れ露國黨が金内閣を倒すの口實たるに過ぎざるなり、偶斷髮令の反動は四國の政敵によりて挑發せられ、彼等名を王妃殺害の復讐に托し、祖先の遺俗を破るの賊なりと稱して暴民先春川府に起れり。

斷髮令を發すの前に當りて三浦公使は當時の内務署理大臣俞吉濬に向つて其の急激にして無用の改革なることならざらんことを忠告せしと云ふ、果然其の反抗は先づ春川に於て起れり、春川は閔族の巢窟にして春川人民は閔族の家臣多し、彼等は義兵と唱へ、王妃の復讐と稱し、斷髮令を改むべしと叫び、勢威忽ち南下して漢城を襲ふに至らんとせるを以て訓練隊は城を空ふして征撫に向へり、作爲的演劇は果して其の作爲の如くに行はれ、政權保護の校閱たる兵力は己に殆むと出で盡せり、然れども金内閣はマドヒ兵力に訴へて政

權の爭奪を計るの狡兒ありとするも、日本守兵王城の前に在る以前亦た廿八日の如くにして終らんのみと輕信せしなるべし、然れども露米公館に出入せる策士等は、己に日本が半島に於て何等の威力を有せざるを眼破せり、日本の行爲は外交仲間に於ては亦兵力を用ゆるの勇氣なきことを自證したるの時なりしを以て、露國は暴民防禦の爲めなりと稱して九月水兵百名を入城せしめたり、天下愚者と雖も此の光景を見て誰か危機の切迫せるを知らざるものあらんや、而して金内閣及び日本を信ずるものは悠々閑々と十日の夜半に至るまで天下太平を想及せるのみ。

十一日北岳の松濤幾度か景福宮に叫ぶ、漢城の王宮はクーデターの血痕を留めたること茲に近々十余年の間に五回を數ふるに至る、十一日曉星冷客露兵五十貞洞を下り、壯洞を廻り、肅武門に至りて待つもの、如し、乾清宮には私語くものあり、狼狽するものあり、國王陛下悄然朝嵐に吹かせられて宮門を出で、露兵に迎らる、宮女二十余名黨衣を吹かせ清楚の粧ひにて靜つくと従ひ宮廷の内臣之に供奉し露兵と共に王宮を見棄て、貞洞の外館に行かせらる、邑にして露米黨李範晉、李允用、李完用等は宮中に在りて金宏集一派の生命狩獵を實行せんとして待ちけり、此の變を聞いて先づ入城せる金宏集、鄭秉夏を捕へて誤りて橋に入らしめて警務廳に送けり、門前に至りて忽ち引き出して打殺一番更に刃殺



い、更らに尸骸を引ずり、鐘路に到る、亂民群集し、尸骸に向つて罵詈雑言し、石打し、骨肉所々に撃碎し、悲惨痛凄の蠻刑を極めたり、俞吉濬光化門前にて捕はんとするや、日本人某等之れを助けて日本兵營に入らしめ辛うして一身を免る、勅令此日露館内より出で、金宏集、魚允中、趙義淵、鄭秉夏、權濼鎮、張傳、俞吉濬等の頭を献すべしとの奇珍なる勅令出で、間もなく其取消の勅文出づ、是れ皆な李範晋の胸中より出たるものにして陛下の知るところに非ず。

露國は更らに仁川碇泊の軍艦より水兵上陸し、増して二百余名となり、貞洞の周圍を嚴守せしめたり、露兵なくんば即日亦た李範晋等の首足を罵詈雑言するの市民を見ることを得しならん、然れども十一日の事たるや全く露公使預つて力あり、國王外幸の如きも内廷の強誘に止る、聞く國王前日より私かに廷臣の奏上により大院君、金宏集を廢して李瑛鎔を立て日本亦た其志を助くるよしを聞き玉ひ、幽憂せられつゝありしが、遂に外臣の德憑によりて一國の王宮を棄て、外館に行幸せらる、半島の運命は此時に於て殆むと亡びたり、露國にして果して一國の主權者を擁護するを以て平和となさばよろしく其守兵を以て景福宮を護る何の妨かある、而して國王自ら好むで露館に外幸せられたりと稱し、事變以來勅令雨の如く出づ。

變革の忠たる李範晋は、元と忠清の土班、曾て王妃に愛寵せられたるの故を以て近頃王宮に出入して、王妃の左右に侍し、巧言令色歌曲を能くし、舞技に長じ、宮中の宴遊、範晋與らざることをなし、世彼を稱して遊冶郎と呼ぶ、而して王妃殞落し、政權大院君の下に歸するや、深く外人に結托して、殊に露公使ウエヘルと深く交はり、且つ米公使シルに知られ、所謂復舊派と稱せられたる一味を網羅せり、八日事變の宣告を不當となし、更らに入日疑獄を起して殘興を刑し、廿八日變亂の徒を赦して、天下の忠士と稱す、刺客を放つて魚允中を龍仁に於て暗殺せしめ、苟くも日本に關係あるものは新舊を問はずして獄に投じ、殆んど日本をして半島より放逐せしむる舉に至らんとせり、時人其の濫政暴戾を惡むと雖も、露公使の外援強く、國王の外館に在りて、章相通せず、國民泣願して還幸を請ふと雖も、乙夜の覽に供へしめず、其の漸く米國派、李允用、徐載弼等と相善からざるに至りて貞洞に籠居して外出せず、政權の巷に做生すと雖も、天下の指彈するところなり、漢城の小天地中、更らに貞洞の小乾坤に閉囚的生涯を送り、屋中宰相となり虎の威を假るとは範晋勢運の光景を言ふ。

十一日事變以來地方暴民、猖獗にして義兵と稱して村落を掠め良民を苦しめり、此に至りて義兵の勅令も自ら取消せらるを得ざるに至れり、若し日本守備隊ありて之を鎮壓するに



非ざれば、彼の暴民等が竹刀木銃、席を旗にして漢城に入る易々たるのみ南漢山の敵賊の如き三日にして之を破る能はず、而かも漢城の政府の内閣大臣は高閣に臥して國政の衰ふるを冷視、只た貞洞の一環内を嚴守して國を守る能はず、換言すれば半島の政治は二萬坪の小天地貞洞の一部に退隱せり。

此暴亂により日本人の殺害せられたる三十余名、其損害せる財貨十餘萬圓、日本政府の失勢茲に止りて急瀑直下の如く、滔々止るところを知らず、東方の一大交戦を賭して扶植したる勢力地歩を此濤洞の間に没却し其居留地すら守るに杞憂するに至れり、内地の行商は悉く引上げ、沿岸の漁民は減少し、該港の商業殆んど中止となり、守備兵は更迭して一箇大隊餘を減少し、顧問の多數は解雇せられ、訓練せし武官も廢せられ、而かも此間に尙ほ噴々として稱せられたるは日露協商論なり。

露國は着々扶植の實力を顯示し、兵力を以て世界に於ける外交の優勢を利導して半島に應臨し、更らに兵力を以て、露的内閣を保護し、列國敢て國王の外幸に異議を唱ふるものなく、財政の監督を爲し軍隊訓練を爲し、ベルマン小銃四百、彈藥之に添へて、浦鹽より輸來せり、露國士官二十名は訓練の任に當り、露語學校設立せられ、京城元山間の電線は、シベリヤ電線と接続し、咸鏡道の鑛山探掘權は許され、苟くも直接、露國をして東下に便



なるもの僅少九十餘日の間に設計せられ、日本をして啞然として半島の前途を憂慮せしむ。

然れども此露國の專有保護は到底列國の永久黙し能はざるところを以て日本政府は露國に向つて兩國の交修を計り、併せて半島の平和と獨立とを保有せんか爲め 半島に於ける兩國の保有權と境界權とを協定せり、之を日露協定と云ふ、吾人は未だ如何なる條項を以て協定せしやを知らずと雖も、最近の形勢は歩一步に轉換しつゝあり、露國の保護者たる李範晉が忽然免ぜられ、米國に派遣せられ、舊閔黨の一派と米國に親友ある一派が政權を掌握するを見れば日露兩國は政治の境界線を米國に委任し米國をして政治上の保護者たらしめんとするに似たり、是等は今日の危機を制して半島の平和を保つ唯一の手段なるべし恰かも是れ日露が半島の證人として米國に平和の借用を相談したるに似たり、昔、バルカン半島の危機偏重し、歐洲の平和を破らんとするや英國は主として之を各國保護の下に置きて其の平衡を保たんとせり、日露協定の真相亦たかくの如きのみ、ノルマンなるもの會つて元山より浦鹽港に遊び其の形勢を見て曰く、朝鮮半島の最後は日本海のクリミア戦争にありと、噫果してクリミア戦争は日露協定の腹中より跳舞せざるなきを得むや、千秋の屈辱、恨事を忘るること淡々水の如く恩仇利害を見るに吝ならざる伊藤内閣は彼れが十二年



前、絶東の一英雄として天津に至りて締結したる半島攻入策即天津條約の復讐を今や演じつゝあり、吾人をして半島の前途を以て、眠れる火山と見做しむる勿れ。

五三八

## 東亞に於ける朝鮮

ウスリ経略——日本の征韓論——清國の屬邦策——東方二帝國の嫉妬及び其醜聞——日本の對韓政策の不確立

——露國の東下政略——東方の危邦

北方の雄者ペートル大帝の経略、東方の英雄、康熙帝の侵略、偶廣漠不毛の野に衝突し端なく蒙古種族をしてアムルを越へてバイカル湖を回くりて大野に出でしむ、以來百九十年にして星移り人換り、西曆千八百五十五年、恰かもクリミヤ大戰後の翌年、露國政府は第二回遠征隊を東方に送くり、アムルの江畔マリイムスに於て二千七百の兵を集めて東方の大平野を窺はしめ、將軍ムラウキヨフ書を清國に送くりて、アムル及びウスリ河を以て境界とせんことを申込む、此不毛荒原の地、固より血を以て所得を争ふほどの要地に非ざるも清廷は之を拒絶せり。

ペートル大帝の東方侵略は、其の一世に於ては雄圖霸氣勃々たる康熙帝に挫折せられ、幾多の露村は荒掠せられ、蒙古兵族の侵犯は、久しく強掠を恣にせしが、千八百五十六年に至りては位置大に變換し、露國はシベリヤより歸國兵に供するものとして、アムル沿岸百里の間にマリイムス、ヒレガムガレーヤ、カマーラの四兵村を作り、營舎をも設置せり、日月の蝕するが如く東方の大野は、侵せられ、遂に千八百五十六年海軍少將プーチアソンは全權大使として北京に入れり、時恰かも英佛同盟の大軍は渤海を制せんとして危機已に迫り、長髮賊は金陵に倚りて北上せんとし、北京朝廷は内外交渉の難途に立ち、千八百五十八年ムラウキヨフ將軍は一片の通牒により吉林將軍樹山と愛琿に於て條約を結び、更らに陸軍少將イグナチーフを北京に入らしむ、時に同盟軍は天津條約の失效を鳴らし、北塘より上陸して北京に入り、清國の命運岌々として亡機に迫るを見るや、險隘機贖あるイグナチーフは一面は北京政府の爲めに媾和の仲裁を計り、深く北京政府の爲めに計るが如くし、一面には英佛公使と交渉して媾和の要求を講ぜしめ、一面には其の斡旋の利機に乗じて南ウスリ経略の方案を一兵の力によらずして占領するの約を結べり是れ則ち北京條約なり、英佛兩國は露國が此の不時の大利を得取したるに驚きたりと雖も如何とすること能はず、清國政府は之によりて全く日本海岸權を失し、僅かに等三角形の尖頭に於て琿春の一小角を殘存し、露國はアムルを越へウスリを渡り、南ウスリ全面を占領し、一握して



朝鮮半島に接續するに至れり、彎形日月の蝕するが如きは露國の侵略なり。

占領以來、露國は、豆滿江を横ざりて移入せる朝鮮人を移殖し、コルサコス、カローノフカ、ブスロフカの三韓村は自由に發達し、千八百八十年に至りて南ウスリに於て朝鮮村落は十八ヶ村を數ふるに至れり、是の時に至る迄半島問題は絶東に閉鎖し、日本海は世界列國の耳目に影することなく、北京朝廷に進貢し、江戸幕府に脩信するの外、東方問題の舞臺に止らざりしが、清國は露領の意外の廣大にして、日本海岸より放排せられたるに警戒し、北方制露の作戰計畫に銳意し、吉林將軍に命じて、一面は朝鮮住民の移植を妨礙せしめ、一面には琿春に兵營を築きて東下防制の形勢を示せり、露國はクリミア戰爭以來バルカン半島方面に於て、歐洲列國の平衡を破るの不可なるを見るや、南下の道を開かんとし、裏海方面よりは進むでペルシヤ王領に侵犯し、中央亞細亞に於てはアフガニスタン、パミル高原より印度の晩谷を衝かんとして、屢英國と交戦せんとして制せられ遂に意を東下に注ぎ、浦鹽港を以て、シベリヤ軍港となし、義勇艦隊を作り、シベリア鐵道の經營を急ぎ、汲々として日本海岸の設計に盡すを見て、清國政府は始めて半島政府を壟斷して防制の策を講じ、英國政府の從通と勸告に應じて、滿州境に兵員三萬を増遣して、露の東下政策に當らんとせり露の東下經營は、管だに清國をして朝鮮政府に迫りて、北方制露を



溝ぜしめたるのみならず、當時の執政者大院君は、頗る露の強大を憂ひ、其の侵犯を注意したるもの、如く、彼のカソリック教徒が、佛國政府と聯盟して、露國の防禦の政略を故策したるを見るも、大院君が此の時已に北方策に力めたりしを知るべし、當時日本政府は歐米列國の強迫に應じて、國議百出外擾の時にして固より邦島を顧るの暇なかりしと雖も、清國政府は、防露正策の必要より、公然半島は屬邦の一にして、其の用に立てしめんとしたるの意志明かなりとす、之を要するに歐米の對東方邦策は先づ清國に於て湧迷し、日本に於て適用せられ、今や朝鮮半島は露の東下と共に漸く絶東問題の唇上に來れるに至れり。

ウヰリ經營以後、十余年間は、歐洲の中原は戰雲中に立りて、餘力を東方に寄すこと能はざりき、此の時、日本は既に維新の大業を完ふし、戰端より出で、武力を訓練せる幾多の壯年輩は、更らに矛を試みるの機を待ち、異議不平、新政府に反對するもの漸く増加せる折柄、朝鮮政府(大院君執政)が屢外國使を斥け、傲慢輕侮の答辭を送れるを見て、斷乎として朝鮮八道の山河を蹂躪して、新日本の帝領を經略せんとするもの多く、議論暴出、廟堂の中、殆んど征韓の議に左袒し、書生橫議、股を割いて、征韓を促かすの志士あり、若し岩倉右大臣無くんば彼等已に海を越へて、朝鮮に侵入せしや知る可らず、此風説は上海より天津に傳はり、北京に入り、清國をして頗る憂懼せしめ、益朝鮮をして屬邦となし、



北、露に備へ、東、日本を防ぐの藩屏となさしめんとしたり、大院君政局を執りて以來半島政府が我使節を寛待し、我要求に應じたるもの職として清國の政策に出ざるはなし。朝鮮政府は三千年の昔より大陸の屬邦的關係を有し清祖南征以來、更らに其關係を生じ、正に江華城下の盟に至りて、事實に於て屬邦となれり、敢て屬邦たるのに賞を明かにするに及ばずと雖も如何せん露國は東下の目的を以て既に豆滿江、ホジエツド灣に至りて止るをせず更らに半島の東南に出でんとするの形勢掩ふ可らざるものあり而して日本は初進の餘力を半島に用ゆるの野心あり、清國之を見て、默する能はずして朝鮮内閣の方針を一定し、漸く内政に干涉するに至れり、清國は實に日露の防制政策上より更らに朝鮮は我所有するとの看板を以て、之を制拒せんとせり、清國のこの對外策は、十數年の間頗る巧妙に運開せられたり。

是よりして朝鮮は東方問題の交渉地となり、露國は北より、日本は、東より、清國は西より各手を下さんとす、而して日本海問題も亦た絶東問題の重要の一となり三國の平衡上緊要の要素となれり、此の時半島に對する三國の形勢を見るに、露は侵略的意志を有し乍ら、未だ専ら茲に集むるの餘力なきが爲めに、力めて防衛的地位を確取、日本は其の目的、自衛的守防より來れるに係らず其外貌侵略的に傾き、清國は侵略事實を以て守勢を保ちたり

而して朝鮮問題をして東方論の一に上らしめたるもの露の東下政策に基くと雖も之を色澤したるは日本の侵略的形貌によりて成り、遂に絶東の平和、交戦の一大要素とならしめたるもの清國の屬邦主義より胚胎せしと言はざる可らず、尙ほ之をバルカン半島に對比せば、露國の南下政策其の原因となり、英國の自衛的侵略論其の色澤を作り、土耳其の防守政策之を反動せしめたり、英の對土耳其政策は尙ほ日本の對韓策と其の歴史其の誤謬其失敗能く相類し土耳其政府が遂に自國の屬邦たるバルカン、ブルガリヤ、ルーマニヤの帝領を以て、之を局外に放たしめ、尙ほ殆むと露國の放心に置くに至らしめたるは、朝鮮に於ける清國の關係と頗る類似せり、亞細亞の西にバルカン半島あり東に朝鮮半島あり、其國政振はず、山河依然、蕭涼、幾度か行客の涙を濺かしむもの、實に獨りバルチック海畔の小邦のみならんや。

清國は日露の對韓意志を察して内政に干涉し、外交に立入り、兵力を以て壓抑し、屬邦の事實を顯照するも尙ほ以て足らずとなし、之を世界に通牒し屬邦の關係を定めんと企てたりと雖も、日露政府が各其自衛、政略、商利、軍事的必要が半島に於て、實行せざる可らざる各國の必要、増加すると共に、清國政府の屬邦主義の口實は漸く非難せられ、彼自ら取消すに非ざれば、日露は自ら進むで之を取消さんとせり、思ふに清國は初めは對露策



よりして之を實行したるに拘らず遂に日本の意志を疑ひ對日策として急に之を行はんとし  
 而して日本が其の始め自衛の目的より出でたるに拘らず侵略的意志ありとして行爲を疑は  
 しめたるは東方二帝國の近世外交上の一失策たるのみならず、朝鮮半島をして窮厄の間に  
 投入せしめたるは吾人の尤も長太息に堪えざるどころなり。

露國の外交政策は遠大なり、確實なり永久なり、積極的なり、進取的意志を包む防衛的形  
 貌を有せり、露國は世に常に疑はれ風説せられたる影影島借入相談を實行せずプロートン  
 灣軍港を實行せず、已に亦た南ウスリ朝鮮移民を禁じ、日本海は風説嫌疑の間に沈黙用ゆ  
 る無く後年慶興陸上貿易條約締結に至る迄、黙して時機を待つもの、如くありき、而して  
 清國政府の干渉と日本政府の對清策とは常に相反目し、衝突點は歩々相接するに至れり、  
 永宗島砲撃談判は清國干渉の結果を以て、外面の修交を得たりと雖も、清國は之によりて  
 邦屬の口實ありとなすが如く、其干渉行爲を表明しつゝあり、大院君の亂に至りて、日本  
 の對清策は、其の目的の一部を遂けたるに拘らず、清國の干渉は着々進行し、甲申の變役、  
 屬邦主義は吳長慶、馬建忠によりて行はれ、袁世凱に至りて無用の干渉を爲さしめ遂に廿  
 七年に至りて清國の干渉と日本政府の對韓策とは破裂して一大交戦を以て終れり。  
 蓋し其人種其文物其教育を同くする日清兩國、東方の二大帝國が斯くの如く互に猜疑し、

敵抗せるは必しも政治的原因にあらざるべし、グリキ人のペルシヤ人に於けるが如く、歴  
 史上の虚榮怨恨、社會教育上の異同によるべきものなりと雖も、如何せん日本政府が保有  
 すべき國利は清國によりて遮断せられ清國政府の舊屬邦たる半島政府をして稍もすれば之  
 を變改し進路せんとする日本の行爲は遂に歴史上の怨恨を回顧し、各其の天職を忘失して、  
 之を兵力に訴へて勝敗を決するに至れり、若し關係上の多くの材料を以てせば朝鮮半島は  
 清國の藩屏たるの事實なるや明かなり然れども亦た歴史上の數時代によりて觀察すれば  
 日本は朝鮮半島に於て自衛策上其一部を保有するか其全部を保護すべき權利を有せり、然  
 るに今や清國は全然之を屬邦視せんとし日本は之を妨げんとす、勢ひ兵力に訴へて争はざ  
 るを得ざるに至る。

不幸にして國民的虚榮は、其調和の天職を棄て、虚榮に走れり漁父の利を第三者に與ふ  
 るに至らしめたり、朝鮮は三千年間東方の二大帝國の文化の紹介者となり、東方の平和を  
 守るべき好地位にあり其歴史は汚辱なりと雖も、其の勢力は微弱なりと雖も、半島をして平  
 和ならしめ中立國たらしめば、二大帝國が東方の平和と進歩を全ふする唯一の自衛策たる  
 に拘らず、二大帝國は之を世の第三者に放棄して、互に其政略を疑ひ遂に兵力によりて決  
 定せり、曾て天津條約の決定するや東方二帝國の代表者は、東方の平和同盟を内約し、之



を實顯するに半島の獨立と平和を保つにありとなりて、互に亂源の兵を撤去したりと雖も、清國の愚なる自ら好むで、日本と相衝突し遂に之を兵力に訴しめたり而して、清國一敗して日本政府尙は單獨の保護の下に置き遂に亦た自ら之を放棄せざる可らざるに至る是よりして朝鮮半島は世界列國外交上の禍機として今尙は決意せず、此れ清國當初の國是を自ら破るは日本も亦其の天職を盡さざりしを免れず、其羽翼を斷じ、其皮肉を破りて、孤立の時代を作る、二大帝國の誤謬是より甚だしきものなし。

清國が過る二十年間、屬邦主義に盡力し、營々として干涉を力めたるものをして一朝破砕したるは日本なり、而して日本帝國は過去十餘年間、毫も政策確立せず、曾て甲申の亂前後聊か半島の局外獨立を期したりしと雖も、當時露佛の德憑默許によりて實行せしに過ぎず、或は局外主義を厲行せんとし、或は侵略主義を想像し、其公使を變更すること二十余年の間十二公使を経由するに至る、一旦獨立自主を以て半島に教訓したる、大國の赫喝に應じ事破るゝや之を冷々に附して顧みざるに至る、若し夫れ半島の内閣の監督者となるや、其の精神確かならざるものもあり、己に對韓策に於て失敗し、變換し乍ら、更らに亦た其の對韓術に於ても其方略常に變じ公使を経由する毎に變更するが如き如何に半島の人心を收攬せんとするも得べけんやこれ往年土耳其に於ける英國が無用の親切を拂ふて得る



どころなく國民の信頼を受くること能はざるが如く英國シシリーに於ける若しくは埃及に於ける、常に國政を改革せんとし、惡蔽を改革せんとし、公道の爲めに起ち、強國の壓制を防ぎ、仁政を施さんとし、國力を増加せんとし、一も其國民の信頼を受くる能はざるは何がや、其政策の多變にして永久遠大に建樹し能はざるを以てなり一旦其安危の機に迫るや全力を注いで之を援ふの勇斷なく營々として勞煩を極む弱國民の深く結托し能はざると云ふなり。

日本政府曾て永宗島事件を以て韓廷に迫るや、當時只だ通商約條を爲すを以て目的とせり、而して甲申の亂に及むと、幾多の少壯新進の徒を懲慙して半島の獨立を計るや忽ちにして、失敗し、亦た知らざるもの、如くして退き十年の間半島の政策は無爲に經過せり、而して日本兵力充實し、國富民肥ゆるに及びて清國と交戦し、半島をして亦た獨立自主の名義を保たしめたること一年余外交の失敗と共に從來の政策を一變し、之を各國の下に置き、各國の平衡を作らんとす、思ふに皆な此れ日本政府の國是定らずしてさる多變政略より出でたるに非ざるなきか、外交の妙機は必しも永久に拘らずと雖も、隣邦問題の如きは其打算するどころ一定不變ならざるべからず、若し始よりして清國不當の干涉を排するの意あらしめば、自ら半島の獨立を擔保するの計劃なくんば不可なり、之を要するに日本は今



日、以て國力の強弱の度を計るなくして、好むで半島の經路を試みんとせり。

日本が失敗以來露國は漸く地歩を進行し、シベリヤ鐵道をして日本東海岸に沿ふて半島に入らしめ、朝鮮政府の財政を監理し、軍隊を教育し、往年日清兩國が一度經驗せし保護的政策を實行しつゝあり、思ふに故なくして半島の土地に侵入するが如きは露の爲さるゝところなるべし、然れども露國の勢力今日の如くんば、自ら併呑せんとせば何をか能はざらんや、而して露の好んで半島に手を下さざるものは、日本帝國を恐るゝに非ざるなり世界に對して口實なきを恐るゝなり若し、露國をしてペートル大半以來の國是を行はんとせば、固より半島東北海岸に於て退守するか如き愚を學ばざるべし、カルズン其著絶東問題に於て警告して曰く「黑鷲旗をして釜山絶影島に翻へしむるの時を待たんよりは半島をして清國政府に與へしめよ」是れ英國政府が清國と平和の同盟を爲しつゝあるの日に宣言せしものなりと雖も露の東下政略は一元山港に於て止まざるべし、露人マクシモフなるもの東下政略を論じて曰く、

吾人は外交官が我權勢を亞細亞の伊太利たる朝鮮に立て、以て極東に於ける我國の利權を完うせんが爲め、第一着手として外交上尤も重大なる問題を決せむことを望む其問題には他なしラザレフ港若くはセヌタフコ港を得んか爲め、我國境を南方に擴充するの

一事是れなり、セヌタフコ港はラザレフ港よりも北方に位し、ゴンチャロフ島と相對する所にして、同港は海軍者の實測する所なれば防禦の點に於てはラザレフ港に優り他の關係に於ても別にラザレフ港に劣る所あらず云々。

是等の經路は露國に於て普通皆な懷抱せるところにして、尙ほ逡巡するまで之を行ふ能はざるは、主としてシベリヤ鐵道の貫通せざると、往年(千八百八十六年)英國政府に向つて「如何なる事情の下に於ても將來朝鮮を占領せざるべし」との約文あり而かも日本の兵力容易に敵すべからざるを以て徐ろに其目的を達せんとす、然れども今や不頼着にして強大なる露國の外交政策は深く半島國民の心底に尊崇せられ、朝鮮政治家の敬重するところとなり、露國にして爲さんとせば蓋し今より便なるはなかるべし。

今や朝鮮問題は已に東方二帝國の專有に非ずして、世界列國の外交問題として輕々に附し去る可らず若し往年歐洲列國が絶東に手を下さすの餘力なき日に於て、東方の二雄が天津會合に當りて、半島保護の約を爲し、全く清國をして北守の任に當らしめ、若くは半島をして其の屬邦に置かしめ、日本をして南進の途に上らしめ、之と交換するに台灣を以てせば東方の危機斯くの如き混雜なるに至らざりしなるべし、惜いかな二帝國の外交家は自ら求めて禍を半島に與へたり、今や清國は往年北京條約の愚を學びて露の要求を防ぐ能はず、



五五〇  
半島の經營の如きは己に遠く眼中を逸し去れり、日本亦た兵力に訴へて半島の獨立を擔保し能はず、世界の大勢は露國は進むで之を占領するか、列國の下に置いて暫らく其中立を保つか、絶東の危機は只た導火せざるに止れり。

## 世界に於ける朝鮮

英露の絶東政策——露清同盟——半島に於ける露國の經營及び其目的——日本の孤立——英國東方政策の失機——米國の地位——日露の協同と米國——極東の破裂——亡滅か獨立か

世界の和戰場裏に於ける二大勢力は英露の二國なり、吾人はこの二大原因が幾度か洪水を以て噴火口を止めんとするを見る、然れども遂に雌雄を決せざる可らざる命運の遠らずして亦た實に東方に於て之を破裂するの已むを得ざるの趨勢に進行しつゝあるを見る。

十一年前グラッドストーン内閣は東洋艦隊司令長官に令して、朝鮮南海の巨文島暫時占領を命じたり、恰も是れアフガニスタン事件が英露の間に機一發破裂せんとするの際にして、英國は此に據りて、日本海を封閉し、南方英領を防禦せんとしたるに過ぎざりしと雖も、此の時より英露の東方政策上、朝鮮半島が重要な關係を有するに至れり、幸にして事局定

り、グラッドストーン内閣は巨文島を放棄したると共に露をして英の如何なる事情の下に朝鮮の一部をも占領せざるべしと誓言したるにも拘らず、韓廷の顧問モルレンドルフ、デュー等の斡旋により露公使ウエヘルと韓廷の熱心に由りて、所謂慶興條約なるもの遂に成立するに至れり、此の邊陲の陸上貿易は清領理春、吉林官吏をして一時驚愕せしめたるの外、世界は冷黙顧みることなくして來りしが、未だ十年ならずして、シベリヤ鐵道貫通、ウヰリ經營の上に一大効果を與へんとするに至る。

露國がバルカン方面より手を退き、中亞細亞に中止せしより、東下の政略に急なること驚くべく、七年を期したるシベリヤ鐵道工事は東下政策の影を追ふて進行し來り、殊に千八百九十五年三國の同盟力によりて日本をして遼東より退かしめ清國と同盟せし以來、半島の經營に汲々たる急坂を下るに似たり、思ふに露國が初め半島に志せしもの必しも半島を併呑し、日本帝國の平和を犯さんとするに非ずして半島に據りて英國の防禦線を奪はんとするに過ぎざりしが、一旦日本帝國が漸く其の東下を妨ぐの好敵手たるの事實を發現しつゝ、いかるを見て、最速力を以て半島占領の目的に進行せり。

吾人はかゝる極東の形勢が列國の利害に關し、而かも英國の利害に影響せる外交上の終局に當りて、英國政府が半島に冷淡なる屢々機を失して今日に至れるを見て深く悲まざるは



わらず、勿論露國の半島に於ける未だ其の併呑の事實なく亦た英國の利害に顯現したることなきを以てロースベリ内閣が只だ僅かに香港政廳に令し防塞を嚴ならしめ、亦た東洋艦隊をして敏捷の運動を爲さしめつゝあるは正さに然るべきに似たりと雖も、昨年以來露國が外交上の優勢を以て、漸々日本をして孤立に陥落せしめ、其の地歩を占むるに當りて冷乎として顧る無きを知るものは、僅に英國政府が半島の形勢に通ぜず東方政策に鋭敏ならず亦た雄を宇内に争ふの大手腕なきを證するに足る今や英國政府は千八百八十九年の巨文島放棄の誓言を以て露國に責めんとするも、露國の半島占領論が彼の朝野の間に論唱せられ、且つ其の政策を實行しつゝあるは明瞭なる顯象なり、近頃タイムズ記者は京城事變を評せるものの中に「東邦に於ける英國の有する利害は其協商に加入すべき權利を英國に與さるにあり此種の國際的合意によりて朝鮮をして安固なる平和を見るに至らん云々」とタイムズの觀察は聊か半島の現情を洞察したるに似たりと雖も、今や機去りて遠し、英國たるもの何によりて絶東政策を立てんとするか。

露國は、着々半島の經營を獨專的に進行しつゝ、尙ほ日清戰爭終局に乗じて、英國をして清國より放逐し、暗々の間に露漢同盟の意志を發表し、已に李昭帝をして滿洲鐵道の布設權を露に與へたりしと公言せしめ、今又芝罘割土によりて英國政府を驚愕せしめたり、露



清同盟は英國をして其の防禦線の外廓を奪はれたると同一なり、而して此の結果は露をして半島に獨專的經營を爲さしむるの至便を與へたるのみならず、絶東問題の生死與奪權を有せしむるに至れり、從來清國は半島をして屬邦たらしめんが爲めに、數多の年月財貨を投じたるもの露國の東侵、日本の腑腫を防がんとしたるに過ぎざりしが、今や日本の兵力によりて半島より退却すると同時に、露國と相提携するの形勢に至れるを以て、清國政府は到底亦た半島に志を得ざるべし、亦た進むで志を得るの計畫を爲さんとするよりも露國と同盟して日本を制せんとするは清國政治家の巧慧なる外交政策として見るべし、之を要するに露清同盟より直接損害を受くべきものは英國政府と日本帝國にして、殊に日本帝國が露の專進獨行、半島を經理するに當りて、一國の好提携者なきに至れるは非常の失敗と云はざる可けんや。

蓋し露國が斯くの如く悠々として一步より一步に經營を實行する所以は、深大にして遠國あり、露の今日尤も希望するものはバルチック方面より日本海岸方面の螺旋的方位より大打算して東南亞細亞に侵下せんとするにあり、殊に英領印度に侵入せんとするにあり、而して土耳其帝國は尙ほ各國保護の下にありて容易に平和を破るの利なく、中央亞細亞は自ら進んで侵入するの口實なく、今や只だ其好機を見出し、亦た其一大好望に添ゆべき



ものは獨り朝鮮半島より好きはなし、若し露國をして任意的に朝鮮を占有し、劉州海峡より半島南部に軍港を置き、釜山より半島を中斷してシベリヤ鐵道と聯絡するに至るべしと假定せよ、露國は無用の苦心を日本海岸の諸港に費すの必要あらざるのみならず、自ら進んで英領香港よりシンガポールを突き印度に至るの道を攫取するは固より其分にして、之によりて日本の大陸附庸を制するのみならず、清國をして孤立の國防に陥らしめ、老大帝國の生命權を掌握すること易々たるのみ、況んや荒漠たるシベリヤに過多の軍費を拂ふて兵備の充實を爲すの必要なく、西は渤海を扼し、南は香港を制し、東は日本を抑ゆ、露國は東南侵下の長原をして一鞭腹に達するの形勢を占有するに至れり、思ふに露國が兵力を動かすに深謀ありて熟慮せる、輕々しく半島占領の實を表はすが如きことを爲さざるべし然れども今や膠州灣に軍艦集積點を得て、芝罘に倉庫を置き、遼東に鐵道布設權を得て、元山より浦港の鐵道を布くの先得權を有し、兵力を京城に置き、東方の兵部には、露國の豫備的作戰準備の影を止めざるはなし、若し露國をして朝鮮政府に迫りて元山より京城の間の鐵道を布かしめ、更らに西南海岸に艦隊集地を分與せしめば、清國と朝鮮とは全く露國の掌中に在りて云ふべし、露國の東下政策は此に至りて一大變化をなすに至るべし、世人は今より豫言す、第二の絶東問題は露國をして半島より黄河以北に鷲旗を留めしむか、此

線内より放逐せしむるかの決定により、而して之を爲すものは實に日英の同盟にあり、日英共同の合力にあり。

もし曩きに日本帝國をして、露國の專斷(同二月十一日の變)を防制するに好伴侶あらしめば未だ今日の如き失敗に陥らざるべしと雖も、日本政府の當局者が事を計るに敏ならず、勢を利するに暗らく、而かも却て競々として大事を決するに果斷なきと、英國政府が前途最大の利害を有するに拘らず、京城には微弱なる事務官を置くの外、冷々然として傍觀し、今日に當りて切りに其の失敗を長大息すと雖も、何の益かあらん、サリスベリ卿は外交に硬強なる人と稱す、而かも迂遠なるかくの如く、英國々民の退縮、大英國の孤立、亦た當年のアングロサクソンに非ず。

然れども半島の外交場裏、聊か一點の望を屬するものは米國の地位なり、米國政府は今日に至るまで、半島の經過の宣教師を保護するの外、直接の利害を感せざりしと雖も、今日迄米國人の半島政府のために力を盡したるもの一二にして止まらず、テニー以來、リ、ゼンドル、ゼネラルダイ、キヅラン、コンステッド、ロバートハウス、彼等暗々裏に勢力を有し、亦た米國と交誼ある朝鮮政治家尠からざるを以て、政治上米國の勢力なるもの未だ廣大ならずと雖も、社會に於ては、隱然最大の勢力を有す、若し米人の力を利用するにあ



るときは、その結果大なるものあり、往年ウエベルがデーを利して慶興條約を締結し、亦た昨秋以來所謂貞洞派なるものが、露國公使のために多々の利益を與へ、日本帝國の頭上の妨礙を爲したること尠しとせず、而して米國公使シル氏がウエベルと親交あるや、往々露國のために助力を爲したるの風説は吾人の信ずるところなり、故に米國政府をして果して平和を欲し、進歩を愛するを以て外交の國是となさば、彼の放逸強蕩なる二三米人をして、局外の地に立たしむるに如かず若し亦たモンロー主義により米國の勢力を扶植するの忠あらば、宜しく日露の間に立ちて半島の獨立を保護すべし、米國政府にして半島問題に力を添ゆるの決心あらば、米國をして半島獨立扶植の監督者たらしむるの好機は今日に於てはあらざるなり。

今や日本政府は、昨年以來の失敗を止めんとし、亦露國の專斷的保護を防制せんが爲めに面白くも露國に向つて分立的保護を得し、兩國の境界線を、政治上、兵力上、實利上の事實によりて、約定せんとせり、是れ則ち日露協定なるものなり、吾人は己に此の案につき百千の痛論を試みたるを以て更らに復言せざるべしと雖も此協定案をして調停し、監督せしむるの大任ありとせば米國は實に其好位にあり、米國政府は黙して之を他に附せんとするか。

是を以て米國政府も、亦た兩國の平和半島の獨立を希望するを以て、先づ其の争點たる政治問題を以て米國政府監督の下に置かんとしつゝあり、果して半島問題の決定を爲すの大策なるか、吾人は絶東問題がかゝる姑息の政策によりて、其の獨立、其の平和を保つこと能はざるを斷言す。

然らば破裂すべきか曰く固より破裂すべし、何の時に破裂すべきか、曰く日露協定の境界線に向つて之に踏入り、一方より他方に境界に強侵し、而して其の侵入に應ずる作戦の準備成るの日は、宣戰切迫の日なり若し世界の大勢をして今日の如く、世界の列國が極東問題に冷淡なる今日の如く、露國の東下政策に熱心今日の如くならしめば、破裂の來る殆むと天の分數なりと云ふべし、而して此の時に當りて滅亡するか、獨立するか。

# 朝鮮王國終



明治廿九年十月廿三日印刷  
明治廿九年十月廿六日發行

◆◆◆◆◆  
定價五拾錢  
◆◆◆◆◆

著者 菊池謙讓  
東京市芝區琴平町三番地

發行者 渡邊爲藏  
東京市京橋區日吉町四番地

印刷者 熊田宜遜  
東京市神田區錦町三丁目二十五番地

發行所 民友社  
東京市京橋區日吉町四番地

